

## 「いしかわ男女共同参画プラン2021」(案)及び 「石川県配偶者暴力防止及び被害者保護等に関する基本計画」(案) に対するパブリックコメントの募集について

### 1 パブリックコメント募集の趣旨

「いしかわ男女共同参画プラン2021」の策定及び「石川県配偶者暴力防止及び被害者保護に関する基本計画」の改定の際の参考とするため、広く県民の皆さまからご意見を募集します。

### 2 パブリックコメント募集の概要

#### (1) 募集期間

令和3年2月24日(水)～令和3年3月19日(金)(郵送の場合、19日(金)必着)

#### (2) 資料の入手方法

##### ① 県のホームページからダウンロードできます。

- ・「いしかわ男女共同参画プラン2021」(案)

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/danjo/r2-plan-public-comment.html>

- ・「石川県配偶者暴力防止及び被害者保護等に関する基本計画」(案)

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/danjo/dvplan/r2dv-public-comment.html>

##### ② 次の各機関において閲覧・入手できます。

機関名	所在地
石川県県民文化スポーツ部男女共同参画課	金沢市鞍月1丁目1番地 県庁10階
石川県行政情報サービスセンター	金沢市鞍月1丁目1番地 県庁1階
石川県女性センター	金沢市三社町1番44号
石川中央保健福祉センター福祉相談部 管理課	金沢市本多町3丁目1番10号 社会福祉会館2階
小松県税事務所 納税課	小松市園町ハ108番地の1
中能登総合事務所 企画振興課	七尾市小島町二部33番地
奥能登総合事務所 企画振興課	輪島市三井町洲衛10部11番1
南加賀保健福祉センター 総務課	小松市園町ヌ48番地
石川中央保健福祉センター 総務課	白山市馬場2丁目7番地
能登中部保健福祉センター 管理課	七尾市本府中町ソ部27番9
能登北部保健福祉センター 管理課	輪島市鳳至町畠田102番4
県内各市町の男女共同参画・DV施策担当課	

### 3 意見の提出方法及び提出先

(1) 所定の意見用紙に住所、氏名等をご記入のうえ、ご意見等を記入してください。

※意見用紙は上記ホームページよりダウンロードできます。

(2) 郵送、FAX、または電子メールのいずれかの方法でご提出ください。

※なお、ご意見を正確に承るため、電話や口頭によるご意見はお受けしません。

<ご意見の提出先>

①郵送の場合	〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地 石川県県民文化スポーツ部男女共同参画課 啓発普及グループ
②FAXの場合	076-225-1374
③電子メールの場合	danjo@pref.ishikawa.lg.jp

### 4 寄せられたご意見の取り扱いについて

(1) 寄せられたご意見は、本計画の策定及び改定の参考とします。

(2) ご意見に対して個別の回答はいたしません。ご意見とそれに対する県の考え方を取りまとめた、ホームページにより一定期間公表いたします。

(3) 個人情報、あるいは個人が特定できるような情報は一切公表いたしません。

### 5 お問い合わせ先

石川県県民文化スポーツ部男女共同参画課 啓発普及グループ

住 所：〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

電話番号：076-225-1378

FAX 番号：076-225-1374

E-mail: danjo@pref.ishikawa.lg.jp

# いしかわ男女共同参画プラン2021（案）の概要

## 第1章 計画の趣旨

### 1 計画策定の趣旨

本県は、これまで「石川県男女共同参画推進条例」や「いしかわ男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画社会を形成するための諸施策を推進してきた。

現行プランの計画期間の満了を迎えるにあたり、本県の女性の就業率は全国トップクラスであるものの、方針の立案・決定過程への女性の参画が十分とはいえないこと、男女の地位が社会全体で平等であると感じている人は依然として少なく、男女間の意識にも差があること、長時間労働等により仕事と家事・育児・介護等の両立が難しいこと、DVや性暴力への対策の必要性の高まりなど、さまざまな分野において課題が残されていることから、新たな計画を策定するものである。

策定にあたっては、性別にとらわれることなく、すべての人が個性と能力を十分に発揮できるように「男女が共に活躍できる石川へー3つのC（チェンジ、チャレンジ、チャンス）の実現ー」をめざすべき社会として掲げ、働く女性の活躍推進や幅広い層への意識啓発、女性等に対する暴力の根絶など、一層の施策の推進に取り組むこととしている。

### 2 計画の性格と役割

男女共同参画社会基本法に基づく都道府県計画

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく都道府県推進計画

### 3 計画の期間

令和3年度から令和12年度までの10年間

## 第2章 計画策定の背景

### 1 社会情勢の変化

- ・ 少子高齢化の進行と労働力人口の減少
- ・ 雇用環境の変化
- ・ 女性の就業率の向上
- ・ 女性等に対する暴力根絶の取組の必要性の高まり

### 2 世界、国、県の動き

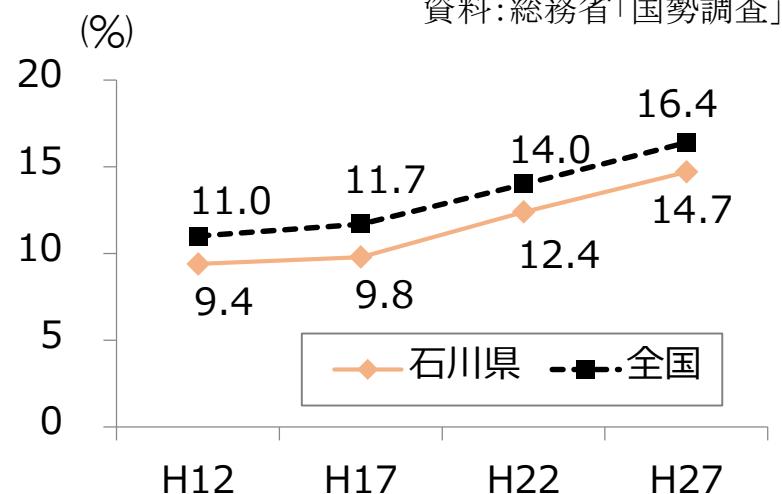
- ・ 平成27年 国連「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択  
→ 誰一人取り残さない社会の実現のための17の持続可能な開発目標(SDGs)
- ・ 平成30年 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の制定
- ・ 令和2年 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を関係府省会議決定  
→ 令和2～4年度までを性犯罪・性暴力対策の集中強化期間として取組を強化
- 2年 国連女性の地位委員会「北京+25」記念会合
- 2年 「第5次男女共同参画基本計画」の閣議決定

### 3 これまでの取組の評価

平成22年度に全国で初めて、すべての市町において地域における男女共同参画の枠組みとなる男女共同参画計画や条例が整備されたほか、国勢調査において女性就業率が全国トップクラスとなるなど成果がみられる。

一方、方針の立案・決定過程への女性の参画が十分でないなどの課題が残っており、少子高齢化を背景に労働力人口が減少する中、女性がさらに社会に進出し、その能力を十分に発揮できる環境整備が引き続き必要である。

(参考) 管理職に占める女性の割合  
資料: 総務省「国勢調査」



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

石川県男女共同参画推進条例第3条に掲げる次の6つの基本理念に則り、男女共同参画を推進する。

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 社会における制度や慣行についての配慮
- (3) 施策等の立案及び決定への共同参画
- (4) 家庭生活における活動と他の活動の両立
- (5) 生殖に関する自己決定の尊重及び健康への配慮
- (6) 国際社会の動向の勘案

### 2 石川がめざす男女共同参画社会

「男女が共に活躍できる石川へー3つのCの実現ー」

3つのC：意識のチェンジ(Change)、あらゆる分野へのチャレンジ(Challenge)、あらゆる場面で活躍するチャンス(Chance)の拡大

### 3 基本的視点

- (1) 社会のあらゆる分野の意思決定過程への女性の参画促進
- (2) 仕事と生活の調和（ワークライフバランス）等の推進
- (3) 人権が尊重される社会の形成
- (4) 男女共同参画の理解促進

## 第4章 基本目標と推進方策

男女共同参画社会の実現に向けて、3つの基本目標と10の課題を掲げ、施策を総合的に展開（別添1）

### 基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍推進

- あらゆる分野における方針の立案・決定過程への女性の参画拡大、女性がチャレンジできる社会づくりのための啓発・支援
- 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇を確保するための企業の自主的な取組の促進、多様な生き方、働き方を可能にするための支援や就業環境の整備
- 地域における男女共同参画を推進するための意識啓発、地域活動への男女の参画促進

### 基本目標Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

- DVや性暴力などの暴力を許さない意識を社会全体で醸成するとともに、その根絶に向けた取組や被害者への支援を充実
- さまざまな生活上の困難を抱える家庭への支援、生涯を通じた女性の健康の支援

### 基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と体制の充実

- 対象や年代などに応じたわかりやすく受け入れられやすい広報・啓発の推進、学校・家庭・地域などあらゆる場での男女共同参画教育・学習の推進
- 国際動向の情報収集や国の取組状況の把握、国際交流の充実

## 第5章 計画の総合的な推進

「石川県男女共同参画審議会」など県における推進体制を充実させるとともに、国、市町、関係機関、民間団体、企業等と連携し、総合的に計画を推進する。

また、毎年、男女共同参画の推進状況及び施策の実施状況について公表する。

基本  
目標

課 題

施策の方向

I あらゆる分野における  
女性の活躍推進

1 方針の立案・決定過程  
への女性の参画の拡大

- (1)行政分野における女性の参画の拡大 ※
- (2)企業・団体等における女性の参画の促進 ※
- (3)地域における女性の参画の促進 ※
- (4)女性がチャレンジできる社会づくり ※
- (5)女性の意見を反映させる機会の拡大

2 雇用の分野における  
男女の均等な機会と  
待遇の確保

- (1)雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保 ※
- (2)働く女性の妊娠・出産に関わる保護 ※
- (3)職場における各種ハラスメント等の防止 ※

3 男女の仕事と生活の  
調和(ワークライフバ  
ランス)等の実現

- (1)仕事と生活の調和(ワークライフバランス)の推進 ※
- (2)労働環境の整備 ※
- (3)女性の再就職や職業能力発揮に対する支援の充実 ※
- (4)多様な生き方、多様な働き方を可能にするための支援及び就業環境の整備※

4 地域における男女共同  
参画の推進

- (1)男女共同参画の推進員及び応援団の活動の促進
- (2)活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立 ※
- (3)地域活動等における男女共同参画の促進

II 安全・安心な暮らしの実現

5 女性等に対する  
あらゆる暴力の根絶

- (1)女性等に対するあらゆる暴力への対策の推進
- (2)配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
- (3)性犯罪・性暴力への対策の推進及び被害者支援

6 人々が安心して  
暮らせる環境の整備

- (1)生活困難を抱える子育て家庭への支援
- (2)高齢者の自立した生活に対する支援
- (3)障害のある人の自立支援と生活環境の整備
- (4)外国人が共生できる生活環境の整備
- (5)すべての人に配慮した社会づくりの推進
- (6)災害対策における男女共同参画の推進

7 生涯を通じた女性の  
健康支援

- (1)女性の健康づくりの支援
- (2)妊娠・出産等に関する女性の健康支援
- (3)女性の健康に大きな影響をもたらす問題についての対策の推進
- (4)女性アスリートが健康で競技スポーツを継続できる環境の整備

III 男女共同参画社会の実現に  
向けた意識改革と体制の充実

8 あらゆる人々に対する  
男女共同参画の理解  
促進

- (1)わかりやすい男女共同参画の広報・啓発活動の推進 ※
- (2)男性や若い世代の男女共同参画の理解促進 ※
- (3)学校における男女平等教育の推進
- (4)家庭における男女共同参画教育の推進
- (5)地域における男女共同参画学習・教育の推進

9 男女共同参画の視点  
に立った各種制度等  
の充実

- (1)男女共同参画に関する相談体制及び調査・研究の充実
- (2)多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援 ※

10 多様な文化の尊重  
及び理解の促進

- (1)国際社会の情報収集・提供
- (2)国際交流・協力の推進

# 「いしかわ男女共同参画プラン2021」

男女が共に活躍できる石川へ

－ 3つのC (Change Challenge Chance) の実現－

(案)

令和3年2月

石 川 県



# 目 次

## 第1章 計画の趣旨

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格と役割	1
3 計画の期間	1

## 第2章 計画策定の背景

1 社会情勢の変化	2
2 世界、国、石川県の動き	6
3 これまでの取組の評価	9

## 第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	30
2 石川がめざす男女共同参画社会	30
3 基本的視点	31

## 第4章 基本目標と推進方策

1 基本目標と課題	32
2 計画の体系	33
3 施策の方向と概要	36
<b>基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍推進</b>	36
課題1 方針の立案・決定過程への女性の参画の拡大	36
課題2 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	42
課題3 男女の仕事と生活の調和（ワークライフバランス）等の 実現	46
課題4 地域における男女共同参画の推進	53
<b>基本目標Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現</b>	56
課題5 女性等に対するあらゆる暴力の根絶	56
課題6 人々が安心して暮らせる環境の整備	67
課題7 生涯を通じた女性の健康支援	75
<b>基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と体制の充実</b>	79
課題8 あらゆる人々に対する男女共同参画の理解促進	79
課題9 男女共同参画の視点に立った各種制度等の充実	84
課題10 多様な文化の尊重及び理解の促進	88

## 第5章 計画の総合的な推進

1	県における推進体制	90
2	市町との連携	91
3	国との連携	91
4	関係機関、民間団体、企業等との連携	91
5	職員研修の充実等	91
6	県民への期待	91
7	計画の進行管理	91
8	数値目標	91

## 付属資料

- 1 男女共同参画社会基本法
- 2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
- 3 石川県男女共同参画推進条例
- 4 石川県男女共同参画審議会小委員会設置要綱
- 5 石川県男女共同参画審議会委員名簿
- 6 いしかわ男女共同参画プラン2021策定の過程

# 第1章 計画の趣旨

## 1 計画策定の趣旨

石川県では、平成11年に制定された「男女共同参画社会基本法」を踏まえ、平成13年に男女共同参画社会を実現するための基本理念や県、県民、事業者の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めた「石川県男女共同参画推進条例」を制定するとともに、「いしかわ男女共同参画プラン2001」を策定し、平成23年3月には令和2年度を目標年次とする「いしかわ男女共同参画プラン2011」を策定して、男女共同参画社会を形成するための諸施策を積極的に推進してきました。

また、平成28年3月には同プランを改定して、平成27年に制定された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」という。）に基づく都道府県推進計画としても位置付けました。

今般、現行プランの計画期間の満了を迎えますが、女性の就業率は全国トップクラスであるものの、方針の立案・決定過程への女性の参画が十分とはいえないこと、男女の地位が社会全体で平等であると感じている人は依然として少なく、男女間の意識にも差があることや、長時間労働等により仕事と家事・育児・介護等の両立が難しいこと、DVや性暴力への対策の必要性の高まりなど、さまざまな分野において課題が残されていることから、国が令和2年12月に策定した「第5次男女共同参画基本計画」も勘案し、新たな計画を策定するものです。

策定にあたっては、性別にとらわれることなくすべての人が個性と能力を発揮できるよう「男女が共に活躍できる石川へー3つのC（チェンジ、チャレンジ、チャンス）の実現ー」をめざすべき社会として掲げ、働く女性の活躍推進や幅広い層への意識啓発、女性等に対する暴力の根絶など、一層の施策の推進に取り組むこととしています。

## 2 計画の性格と役割

この計画は、男女共同参画社会基本法及び女性活躍推進法に基づき策定するもので、本県の男女共同参画推進に関する基本的取組の方向と具体的施策を示す計画です。

この計画に基づき、県の各行政分野において男女共同参画の視点が生かされるよう、積極的に取組を進めます。また、国に対しては、県の取組に対する積極的な支援、協力を求めるとともに、市町に対して、この計画を勘案した市町男女共同参画計画の策定と、県との連携による一体的な取組を推進するよう働きかけていきます。さらに、県民や事業者に対しては、この計画の趣旨に沿った活動や事業の取組を期待するものです。

## 3 計画の期間

この計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までとします。

ただし、社会情勢の変化等により新たに盛り込むべき事由が生じた場合や計画の進捗状況等に応じて必要な見直しを行います。

## 第2章 計画策定の背景

### 1 社会情勢の変化

#### (1) 少子高齢化の進行と労働力人口の減少

石川県の総人口は、平成17年の国勢調査を機に減少に転じたところであり、国（国立社会保障・人口問題研究所）の推計によれば、今後も人口減少は進行すると予測されています。

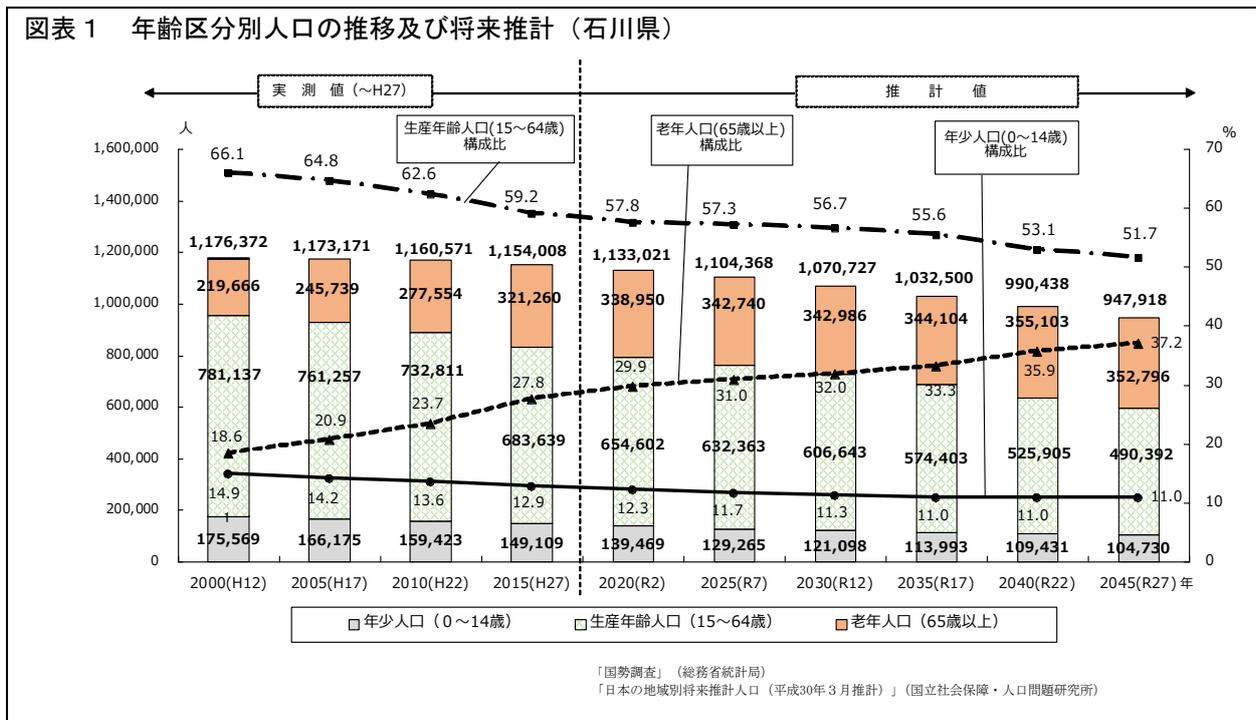
人口全体に占める年齢区分別人口の推移及び将来推計（図表1）をみると、年少人口（0～14歳）構成比は年々減少する一方、老年人口（65歳以上）構成比は増加し、令和7年には高齢者が3割を超えると推計されています。また、「働く年齢」の中核である生産年齢人口（15～64歳）の構成比は、平成27年には5割台にまで減少し、今後も減少傾向が続くことが予測されています。

このまま人口減少が続くと、産業を支える働き手の不足や、国内市場の縮小による産業の衰退、地域の活力低下など、県民生活にさまざまな影響を及ぼすことが懸念されます。

こうした状況を踏まえ、県では、令和2年3月に「いしかわ創生人口ビジョン」を改訂し、本県の総人口が国の推計では2060年に現在の3割減の81万8千人となることを2割減にとどめ、94万1千人とすることを目指すとともに、この目標を実現するため、「第2期いしかわ創生総合戦略」を策定し、社会減と自然減の両面への対策を進めることとしています。

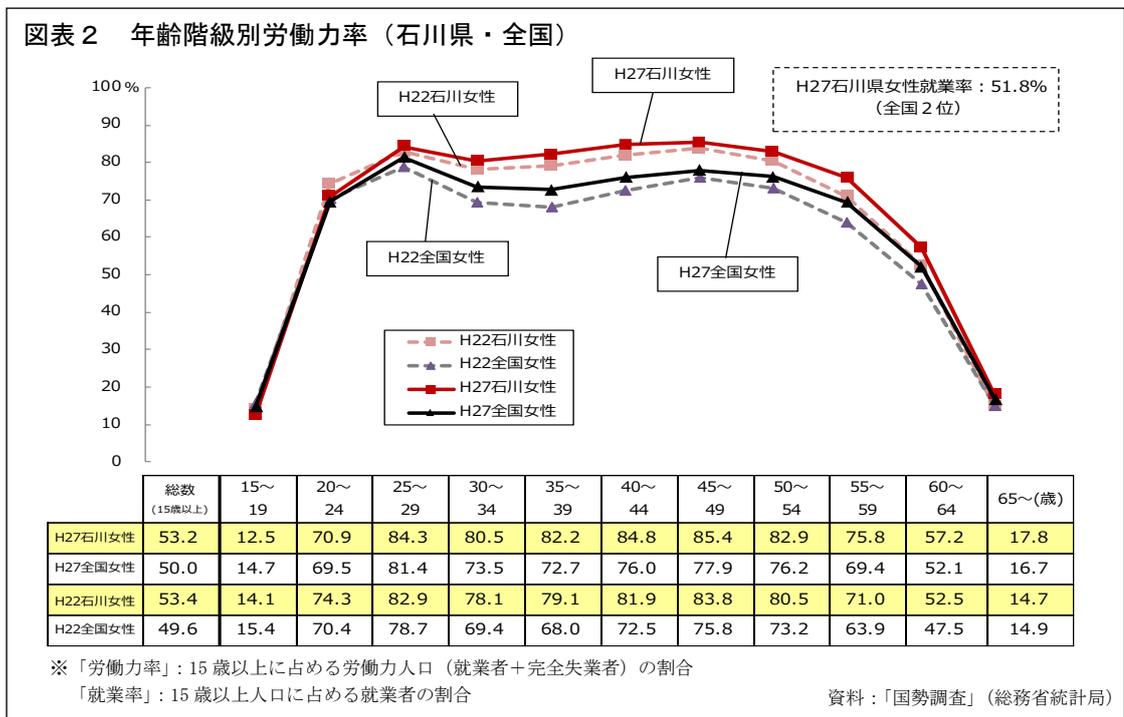
少子高齢化の進行と労働力人口の減少の中、持続的な成長を実現し、地域の活力を維持していくためには、若者、高齢者など多様な年齢層の社会参画が必要です。また、労働市場における人口構造変化の影響を緩和するためには、女性の就業・活躍を進め、その能力を十分に発揮できる環境をこれまで以上に整備する必要があります。

図表1 年齢区分別人口の推移及び将来推計（石川県）



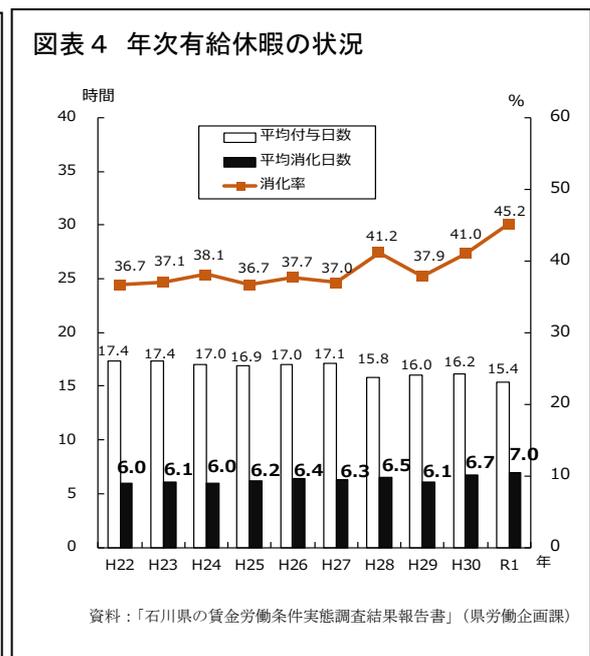
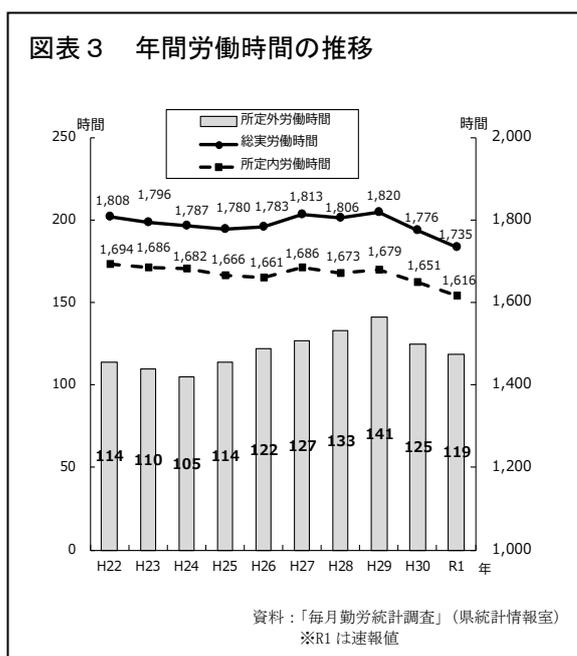
## (2) 女性の就業率の向上

本県では、保育サービスの充実等子育て支援や再就職を希望する女性への就業支援を進めており、女性の就業率は平成27年国勢調査で全国2位となっています。



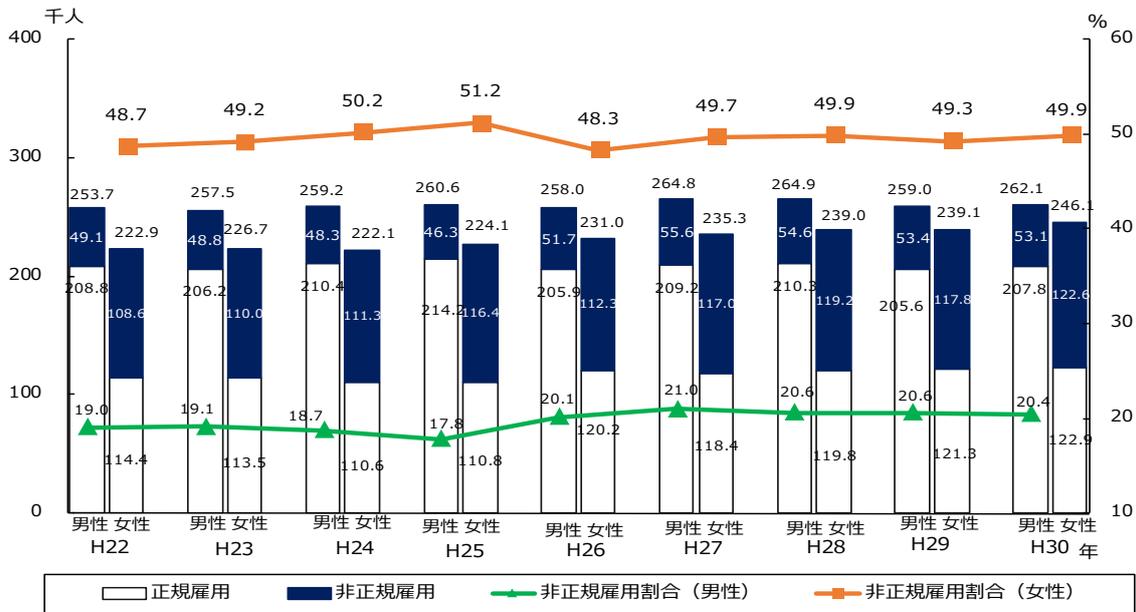
## (3) 雇用環境の変化

本県の所定外労働時間や年次有給休暇の状況は、平成26年から令和元年までの推移に大きな変化は見られませんが、平成31年4月から働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（以下、「働き方改革関連法」という。）による、時間外労働の上限規制や年次有給休暇を取得させる義務が順次施行されており、これに基づく取組が進められています。



また、本県の女性の雇用者数は平成 26 年の 23 万 1 千人から平成 30 年の 24 万 6 千人と約 1 万 5 千人増加しているものの、非正規雇用者（パート・アルバイト、派遣社員、契約社員等）が約半数を占める状況が依然として続いています。非正規雇用は、雇用が不安定、賃金が低い、能力開発の機会が乏しいなどの問題が指摘されており、雇用等の均等な機会と待遇の確保の一層の徹底が必要です。

図表 5 雇用形態別雇用者数（石川県）

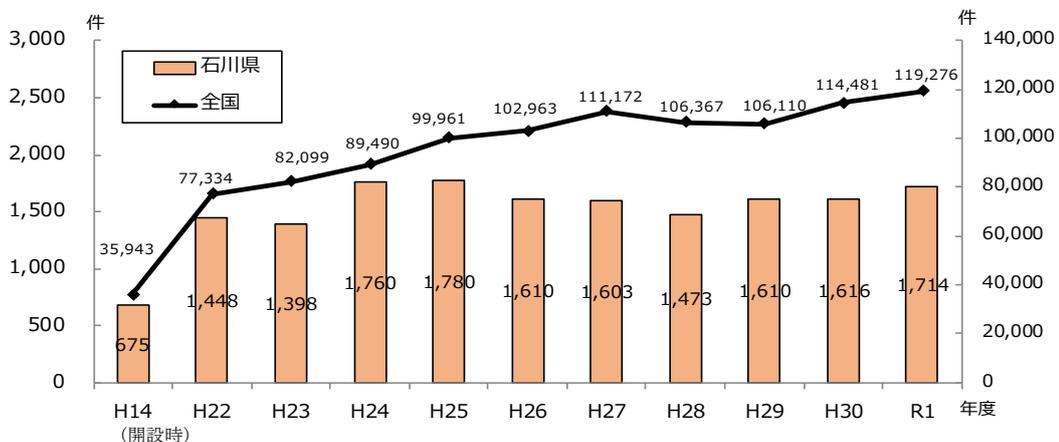


資料：「石川県労働力調査」（県統計情報室）

#### （４）女性等に対する暴力根絶の取組の必要性の高まり

配偶者等からの暴力防止の取組については、法制度の整備や啓発等が進められて社会的な認知が進んだことにより、令和元年度の相談件数は平成 14 年度と比較して約 2.5 倍となり、取組の必要性が一層高まっています。

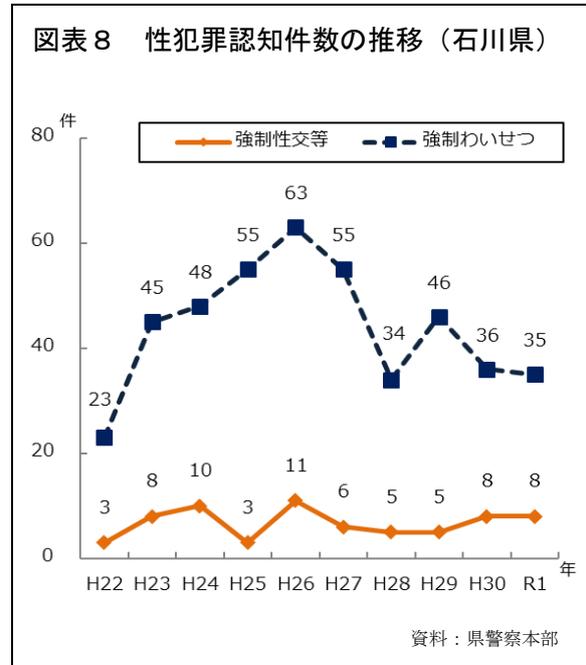
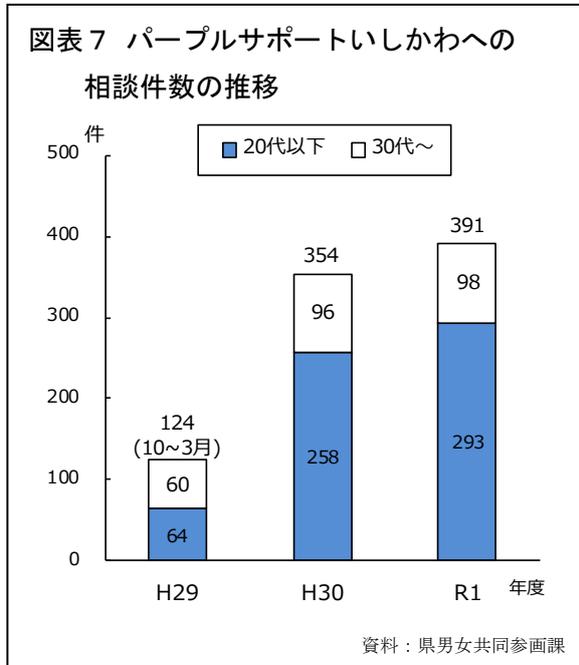
図表 6 配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数の推移（石川県・全国）



※金沢市配偶者暴力相談支援センター（H22 設置）を含む

資料： 県（男女共同参画課調べ）  
全国（内閣府調べ）

また、性犯罪・性暴力対策の取組では、平成 29 年 10 月に「いしかわ性暴力被害者支援センター（パープルサポートいしかわ）」を開設し、性暴力被害者の支援をワンストップで行っています。令和元年度の相談件数 391 件のうち約 7 割が 20 代以下の若年層からの相談となっており、性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないための教育・啓発の強化が求められます。



## 2 世界、国、石川県の動き

### (1) 世界の動き

#### ○平成 17 年 (2005 年) 国連「北京+10」閣僚級会合

第 49 回国連婦人の地位委員会、通称「北京+10」がニューヨークで開催され、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性 2000 年会議成果文書」を再確認し、完全実施に向けた一層の取組を国際社会に求める内容の宣言を採択

#### ○平成 22 年 (2010 年) 国連「北京+15」記念会合

第 54 回国連婦人の地位委員会、通称「北京+15」が、「北京宣言及び行動綱領」と「女性 2000 年会議成果文書」の実施状況の評価を主要テーマにニューヨークで開催

#### ○平成 23 年 (2011 年) UN Women 正式発足

ジェンダー問題事務総長特別顧問室(OSAGI)、女性の地位向上部(DAW)、国連婦人開発基金(UNIFEM)、国際婦人調査訓練研修所(INSTRAW)を統合し、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Women)」が発足

#### ○平成 27 年 (2015 年) 国連「北京+20」記念会合

第 59 回国連婦人の地位委員会、通称「北京+20」が、1995 年に開催された第 4 回世界女性会議(北京会議)から 20 年目に当たることを記念し、ニューヨークで開催

#### ○平成 27 年 (2015 年) 国連「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」採択

国連持続開発可能なサミットがニューヨークで開催され、「誰一人取り残さない」社会の実現のため、「ジェンダー平等の実現」など 17 の「持続可能な開発目標(SDGs)」を含むアジェンダを採択

#### ○令和 2 年 (2020 年) 国連「北京+25」記念会合

第 64 回国連女性の地位委員会、通称「北京+25」がニューヨークで開催され、「第 4 回世界女性会議から 25 周年を迎えるに当たっての政治宣言」等を採択

### (2) 国の動き

#### ○平成 11 年 (1999 年) 「男女共同参画社会基本法」の制定

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進するため制定

#### ○平成 12 年 (2000 年) 「男女共同参画基本計画」の策定

男女共同参画社会基本法に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画である「男女共同参画基本計画」を策定

#### ○平成 13 年 (2001 年) 「男女共同参画会議」の設置

新たに設置された内閣府に、男女共同参画に関する基本的な政策及び重要事項の調査審議を行う「男女共同参画会議」を設置。また、内部部局として「男女共同参画局」を設置

### ○平成 13 年（2001 年） 「配偶者暴力防止法」の制定

正式名称は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」。配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講じ、人権の擁護と男女平等の実現を図るため制定。平成 16 年（2004 年）に一部改正、平成 19 年（2007 年）に市町村における基本計画の策定等を盛り込み改正。平成 25 年（2013 年）に生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者について、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて適用対象とされる改正。令和元年（2019 年）には、児童相談所と相互に連携・協力する等を盛り込み改正

### ○平成 13 年（2001 年） 「育児・介護休業法」の改正

正式名称は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成 3 年制定）。平成 13 年（2001 年）には勤務時間短縮等の対象となる子の年齢の引き上げ等を盛り込み改正。平成 16 年（2004 年）に一部改正。平成 21 年（2009 年）に男性の育児休業取得促進策の導入等を盛り込み改正。平成 28 年（2016 年）及び平成 29 年（2017 年）に育児休業の対象となる子の範囲の拡大等を盛り込み改正。さらに令和 2 年（2020 年）には、育児休業等に関するハラスメントの防止対策の強化等を盛り込み改正

### ○平成 15 年（2003 年） 「次世代育成支援対策推進法」の制定

一定規模以上の事業主に労働者の職業生活と家庭生活との両立を支援するための行動計画策定を義務づける「次世代育成支援対策推進法」を制定。平成 20 年（2008 年）には、計画策定・届出が義務となる企業の拡大等を盛り込み改正

### ○平成 17 年（2005 年） 「男女共同参画基本計画（第 2 次）」の策定

基本計画策定後の男女共同参画社会の形成に関連する内外の状況変化を考慮した「男女共同参画基本計画（第 2 次）」を策定

### ○平成 18 年（2006 年） 「男女雇用機会均等法」の改正

正式名称は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（昭和 47 年制定）。平成 18 年（2006 年）に間接差別の禁止等を盛り込み改正。平成 28 年（2016 年）に、妊娠・出産等に関するハラスメント防止の措置義務等を盛り込み改正。さらに、令和 2 年（2020 年）には、セクシュアルハラスメント及び妊娠・出産等に関するハラスメントの防止対策の強化等を盛り込み改正

### ○平成 22 年（2010 年） 「第 3 次男女共同参画基本計画」の策定

「男女共同参画社会基本法」施行後 10 年間の反省を踏まえ「第 3 次男女共同参画基本計画」を策定

### ○平成 27 年（2015 年） 「女性活躍推進法」の制定

一定規模以上の事業主に女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を義務付ける法律を制定。令和元年（2019 年）には、計画策定・届出が義務となる企業の拡大等を盛り込み改正

### ○平成 27 年（2015 年） 「第 4 次男女共同参画基本計画」の策定

第 3 次基本計画策定後の男女共同参画社会の形成に関連する内外の状況変化を考慮した「第 4 次男女共同参画基本計画」を策定

### ○平成 30 年（2018 年） 「政治分野における男女共同参画推進法」の制定

正式名称は、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」。衆議院・参議院および地方議会の議員の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則として法律を制定

### ○令和 2 年（2020 年） 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」の決定

令和 2 年度から令和 4 年度までを「性犯罪・性暴力対策の集中強化期間」として、取組を抜本的に強化することとし、その取組方針を関係府省会議で決定

**○令和2年（2020年） 「第5次男女共同参画基本計画」の策定**

第4次基本計画策定後の男女共同参画社会の形成に関連する内外の状況変化を考慮した「第5次男女共同参画基本計画」を策定

**(3) 石川県の動き**

**○平成13年（2001年） 「いしかわ男女共同参画プラン2001」の策定**

男女共同参画社会基本法に基づき、本県の男女共同参画社会形成促進に関する施策についての基本的な計画である「いしかわ男女共同参画プラン2001」を策定

**○平成13年（2001年） 「石川県男女共同参画推進条例」の制定**

男女共同参画社会の実現のために男女共同参画の基本理念や県、県民、事業者の責務を明らかにするとともに施策の基本となる事項を定めた「石川県男女共同参画推進条例」を制定

**○平成15年（2003年） 「男女共同参画課」の設置**

「男女共同参画社会基本法」の施行により、それまでの取組をさらに強化するため平成12年（2000年）に設置した「男女共同参画推進室」を、平成15年（2003年）に「男女共同参画課」として改編

**○平成17年（2005年） 「配偶者暴力防止及び被害者保護に関する基本計画」策定**

配偶者暴力防止対策を推進するため「配偶者暴力防止及び被害者保護に関する基本計画」を策定。平成28年（2016年）には、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者について配偶者暴力防止法の適用対象とされたことに伴い「配偶者暴力防止及び被害者保護等に関する基本計画」として改定

**○平成19年（2007年） 「いしかわ男女共同参画プラン2001」の改定**

国の「第2次男女共同参画基本計画」の策定や、「いしかわ男女共同参画プラン2001」策定後の社会情勢の変化、県民意識の変化に伴い「いしかわ男女共同参画プラン」として改定

**○平成19年（2007年） 「いしかわ子ども総合条例」の制定**

次代を担う子どもの育成を県民挙げて社会全体で支援していくための拠り所となるものとして制定。この条例の中で、本県独自に一般事業主行動計画の策定対象企業を拡大

**○平成23年（2011年） 「いしかわ男女共同参画プラン2011」の策定**

「いしかわ男女共同参画プラン」の計画期間満了及びプラン改定後の社会情勢の変化、県民意識の変化に伴い、「いしかわ男女共同参画プラン2011」を策定

**○平成28年（2016年） 「いしかわ男女共同参画プラン2011」の改定**

「いしかわ男女共同参画プラン2011」策定後の社会情勢の変化、県民意識の変化に伴い、「いしかわ男女共同参画プラン2011」を改定

### 3 これまでの取組の評価

本県では、平成13年に「石川県男女共同参画推進条例」を制定し、「いしかわ男女共同参画プラン」を策定しました。その後、平成23年3月に「いしかわ男女共同参画プラン2011」を策定し、平成28年3月には、社会情勢等の変化を踏まえた改定を行い、5つの基本目標に基づいて総合的に施策を推進してきました。

#### 「いしかわ男女共同参画プラン2011 改定版」基本目標

- I 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革
- II 方針の立案・決定過程への女性の参画の拡大
- III 職場・家庭・地域において男女が共に個性と能力を発揮できる社会の実現
- IV 女性の人権が推進・擁護される社会の形成
- V 国際社会を視野に入れた男女共同参画の推進

その結果、平成22年度に全国で初めて、すべての市町において地域における男女共同参画の枠組みとなる男女共同参画計画や条例が整備されたほか、平成22年と27年の国勢調査において女性就業率が全国トップクラス（22年：全国1位、27年：全国2位）となっています。また、県の審議会等における女性委員の登用促進をはじめとする、方針の立案・決定過程への女性の参画を拡大する取組や、仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の推進、企業における男女共同参画の自主的な取組の推進など、男女共同参画に関するさまざまな取組を拡大・深化させてきました。

しかし、方針の立案・決定過程への女性の参画は十分とはいえないほか、長時間労働等により仕事と家庭・地域生活の両立が難しいこと、根絶には至っていない女性等に対する暴力など、さまざまな課題が残っており、また、少子高齢化を背景に労働力人口が減少する中、女性がさらに社会に進出し、その能力を十分に発揮できる環境整備が引き続き必要となっています。

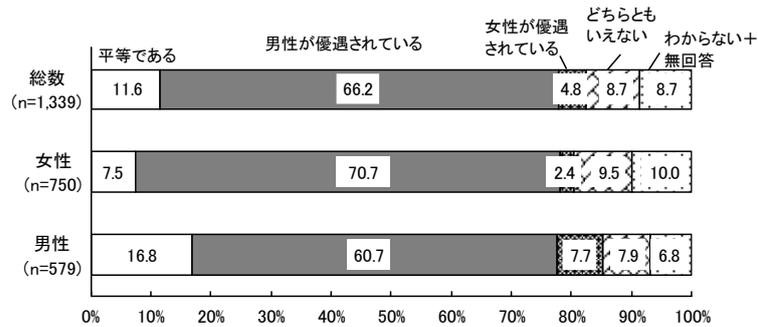
## (1) 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革

### ① 男女の地位の平等感

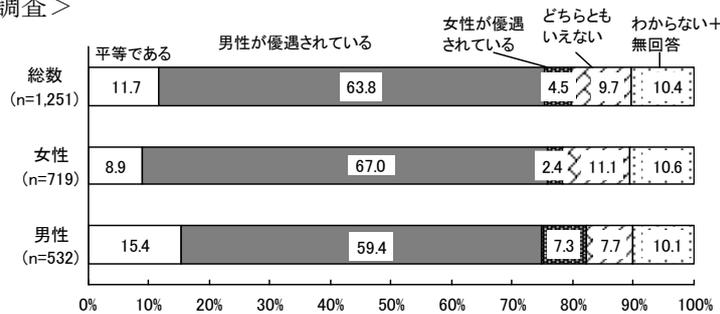
男女の地位の平等について、「男女共同参画に関する県民意識調査（※1）」における「社会全体」での平等感は、「平等である」と感じている人は女性より男性の方が多く、性別による違いがみられ、令和2年度は平成27年度調査より男女間の差が大きくなっています。

図表9 「男女の地位の平等について（社会全体では）」経年比較

<令和2年度調査>



<平成27年度調査>



※『男性が優遇されている』は、調査票選択肢の「男性が優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」を合計したものの。  
『女性が優遇されている』は、調査票選択肢の「女性が優遇されている」と「どちらかといえば女性が優遇されている」を合計したものの。

資料：「男女共同参画に関する県民意識調査」

### ② 男女共同参画に関する用語の周知状況

「男女共同参画社会」という言葉の周知度は、「男女共同参画に関する県民意識調査」によると、令和2年度は平成27年度調査に比べて、5.9ポイント増加しています。

図表11 「男女共同参画社会」の周知度

	R2	H27	R2-H27
「男女共同参画社会」の周知度	70.4	64.5	5.9

全国の周知度: 64.3%  
 (「見たり聞いたりしたことがある」と回答)  
 (男女共同参画社会に関する世論調査 R1 内閣府)

※調査票選択肢の「言葉も内容も知っている」と「言葉は聞いたことはあるが内容までは知らない」を合計したものの。

資料：「男女共同参画に関する県民意識調査」

#### \*1 男女共同参画に関する県民意識調査（令和2年度実施分）の留意点

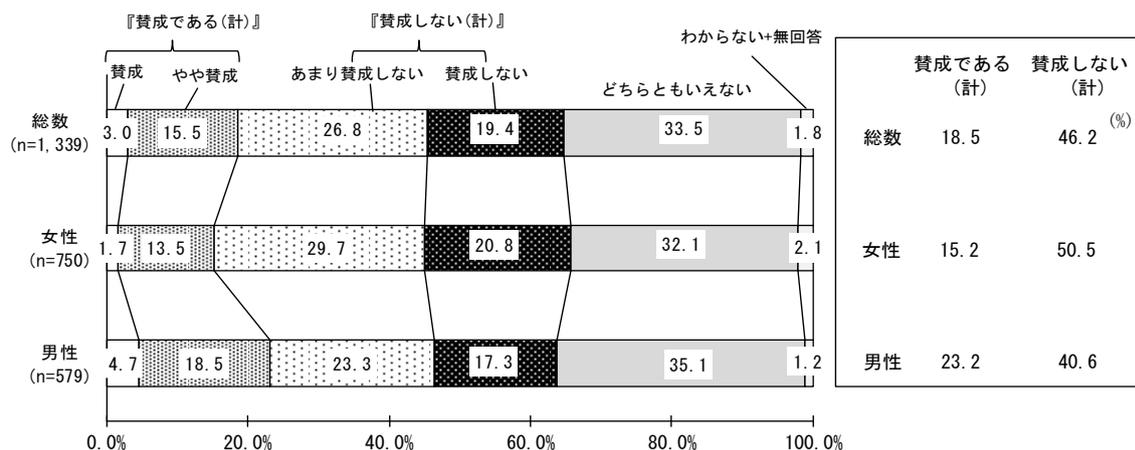
性別の区分については、「どちらともいえないまたは答えたくない」を選択した回答者がいるため、回答者数の「総数」と「女性・男性の合計」は合致しない。

### ③ 固定的な性別役割分担意識（※2）

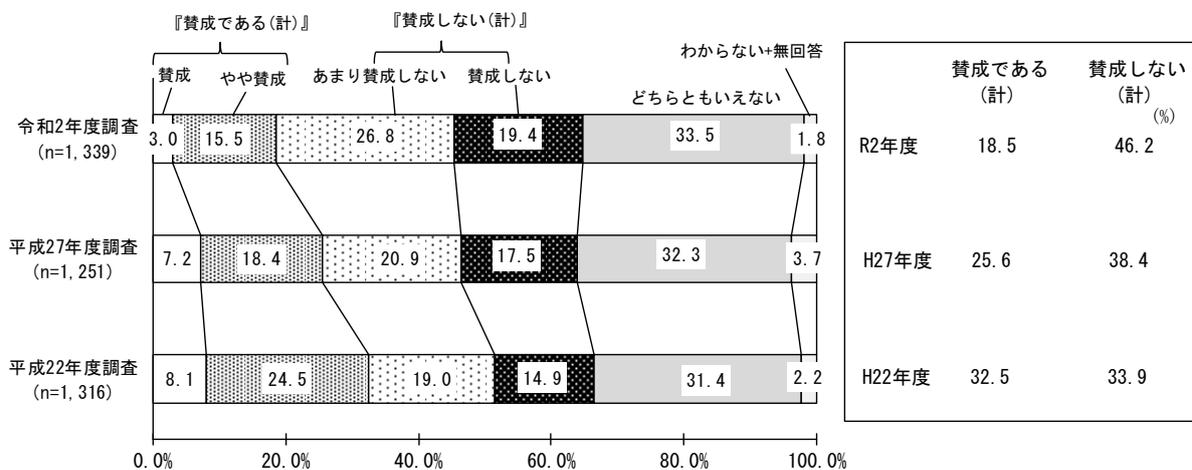
「男は仕事、女は家庭」という考え方について、「男女共同参画に関する県民意識調査」では、令和2年度は平成27年度調査に引き続き、『賛成である（計）』が『賛成しない（計）』を下回り、『賛成である（計）』は前回より7.1ポイントの減少、『賛成しない（計）』は7.8ポイントの増加となり、固定的な性別役割分担意識の改善傾向がみられます。

図表10 「男は仕事、女は家庭」の考え方について

<令和2年度調査>



<経年比較>



資料：「男女共同参画に関する県民意識調査」

\*2 固定的な性別役割分担意識

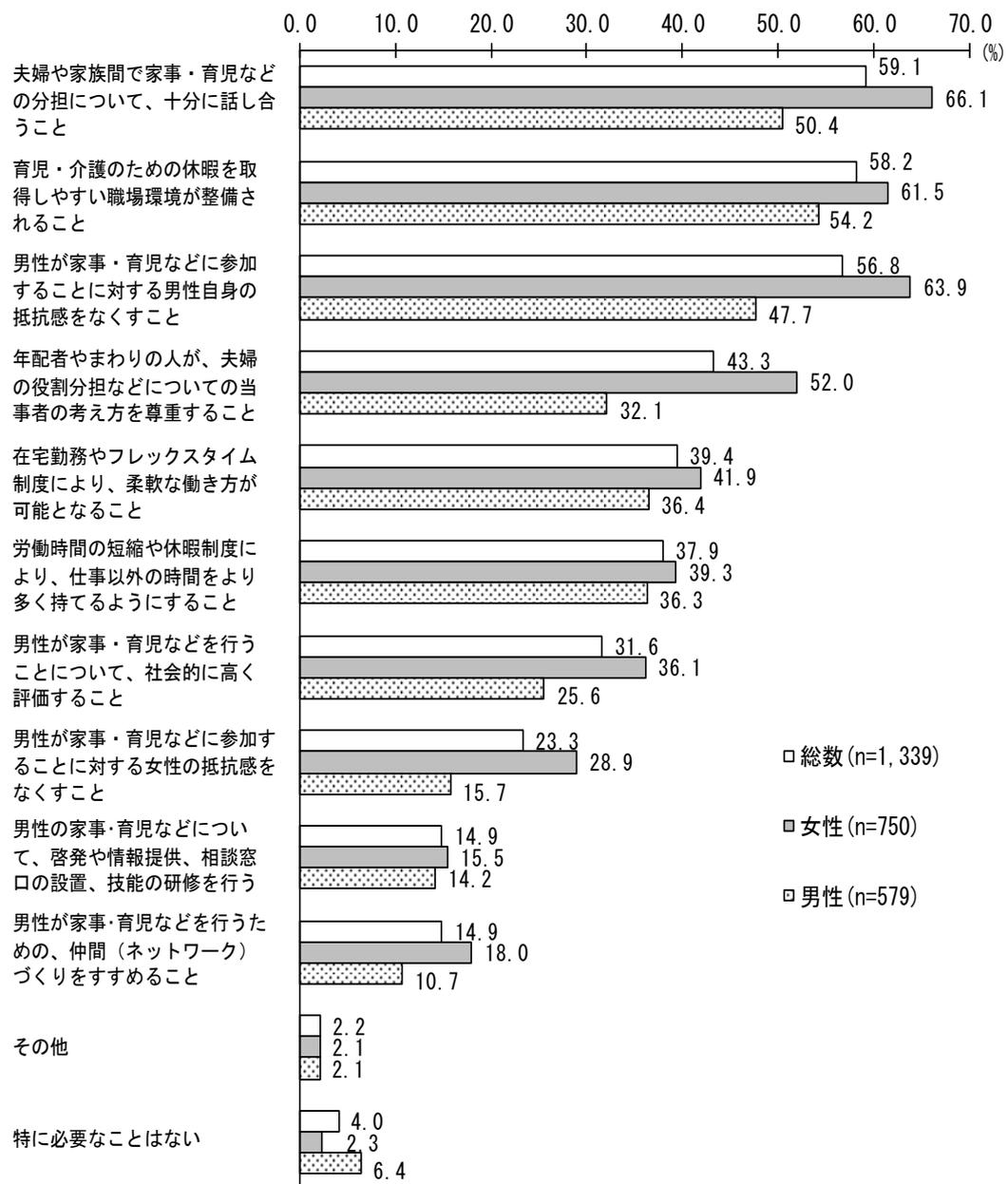
男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として役割を固定的に分ける考え方のこと。

#### ④男性が家事、子育て、介護、地域活動に参加するために必要なこと

「男性が家事、子育て、介護、地域活動に参加するために必要なこと」について、「男女共同参画に関する県民意識調査」（令和2年度）では、「夫婦や家族間で家事・育児などの分担について、十分に話し合うこと」（59.1%）が最も多く、「育児・介護のための休暇を取得しやすい職場環境が整備されること」（58.2%）「男性が家事・育児などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」（56.8%）が続きます。

また、男女の差が大きい項目が多く、男女間の認識の違いがみられます。

図表 12 男性が家事、子育て、介護、地域活動に参加するために必要なこと



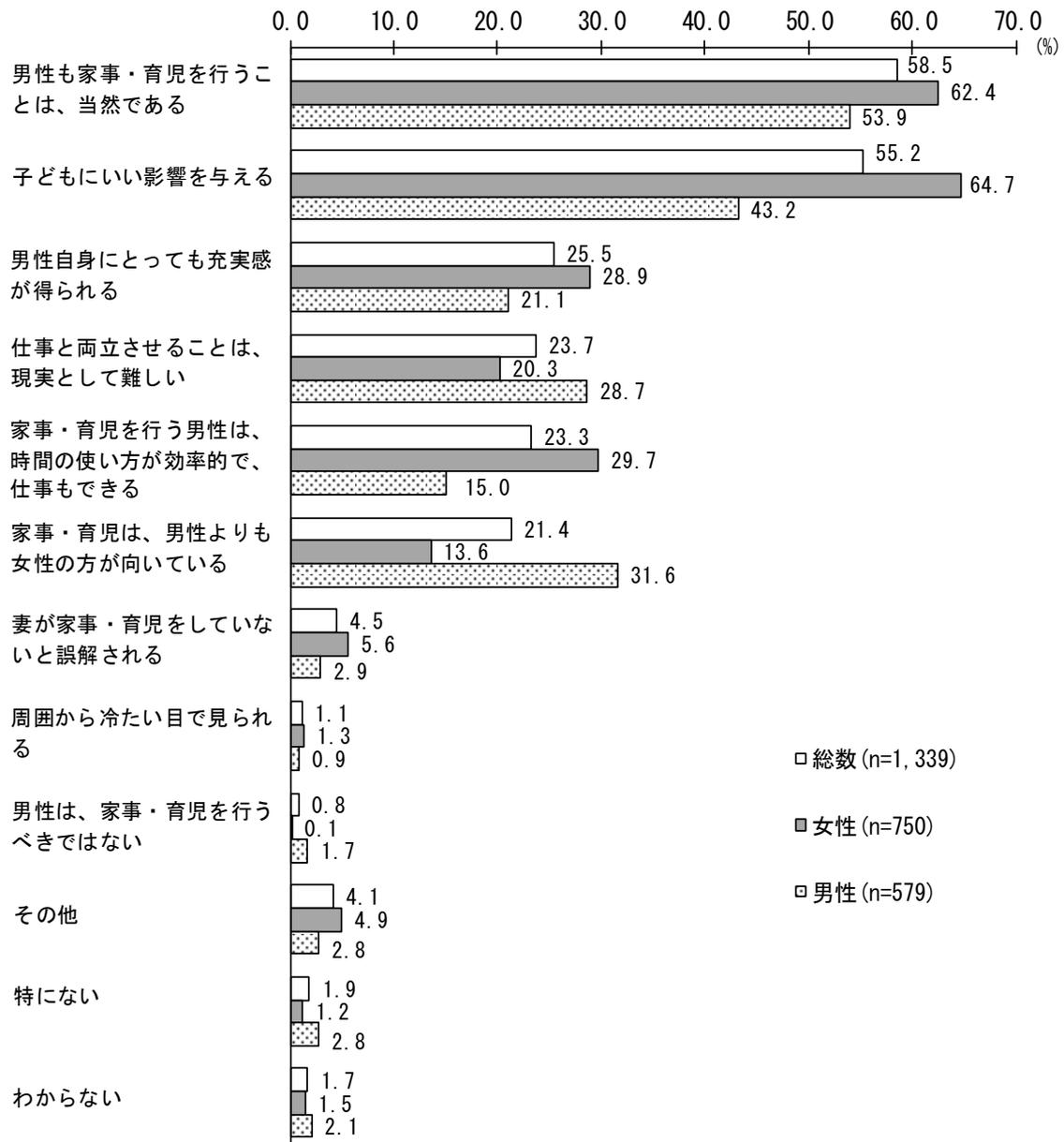
資料：「男女共同参画に関する県民意識調査」（令和2年度）

### ⑤男性が家事、育児を行うことのイメージ

「男性が家事、育児を行うことのイメージ」について、「男女共同参画に関する県民意識調査」（令和2年度）では、「男性も家事・育児を行うことは、当然である」（58.5%）「子どもにいい影響を与える」（55.2%）といった肯定的な項目が上位に挙がっています。

また、男女の差が大きいものとしては、「子どもにいい影響を与える」は女性が高い（21.5ポイント差）一方で、「家事・育児は、男性よりも女性の方が向いている」は男性が高く（18.0ポイント差）なっています。

図表 13 男性が家事、育児を行うことのイメージ



資料：「男女共同参画に関する県民意識調査」（令和2年度）

## ⑥親の介護における配偶者との分担

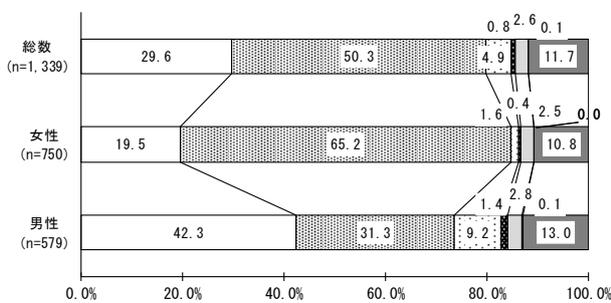
「男女共同参画に関する県民意識調査」（令和2年度）では、「親の介護における配偶者との分担」について、「自分の親の介護」の場合は、女性では「外部サービスを利用しながら、自分の方が配偶者より多く分担」が最も多く、男性では「外部サービスを利用しながら、自分と配偶者で半分ずつ分担」が最も多くなっています。

また、「配偶者の親の介護」の場合は、女性では「外部サービスを利用しながら、自分と配偶者で半分ずつ分担」が最も多く、男性では「外部サービスを利用しながら、配偶者の方が自分より多く分担」が最も多くなっています。

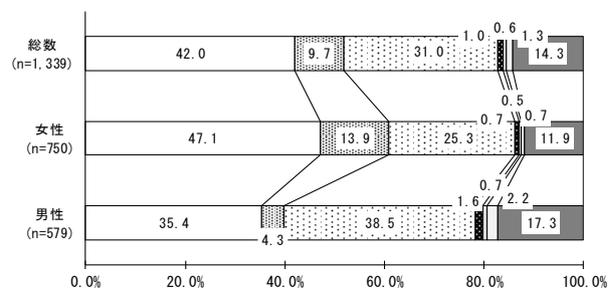
自分の親か配偶者の親かによって負担の大きさに対する意識の差がありますが、女性の方が介護に対する役割の意識が強くみられます。

図表 14 親の介護における配偶者との分担

### <自分の親の介護>



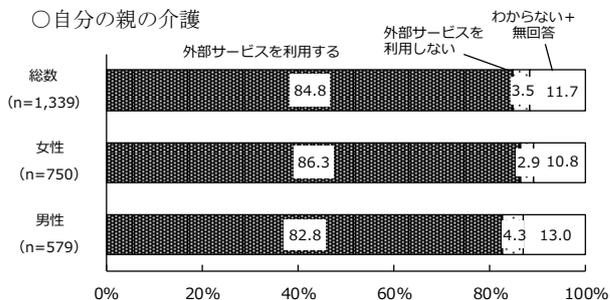
### <配偶者の親の介護>



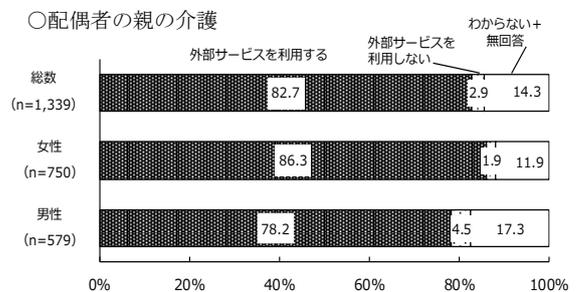
- 外部サービスを利用しながら、自分と配偶者で半分ずつ分担
- ▨ 外部サービスを利用しながら、自分の方が配偶者より多く分担
- ▩ 外部サービスを利用しながら、配偶者の方が自分より多く分担
- 自分と配偶者で半分ずつ分担（外部サービスを利用しない）
- 自分の方が配偶者より多く分担（外部サービスを利用しない）
- 配偶者の方が自分より多く分担（外部サービスを利用しない）
- わからない+無回答

### <外部サービスの利用の有無について>

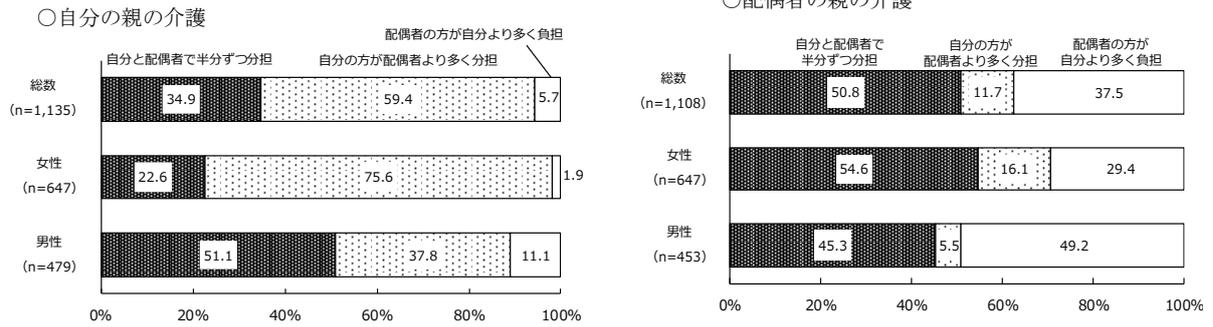
#### ○自分の親の介護



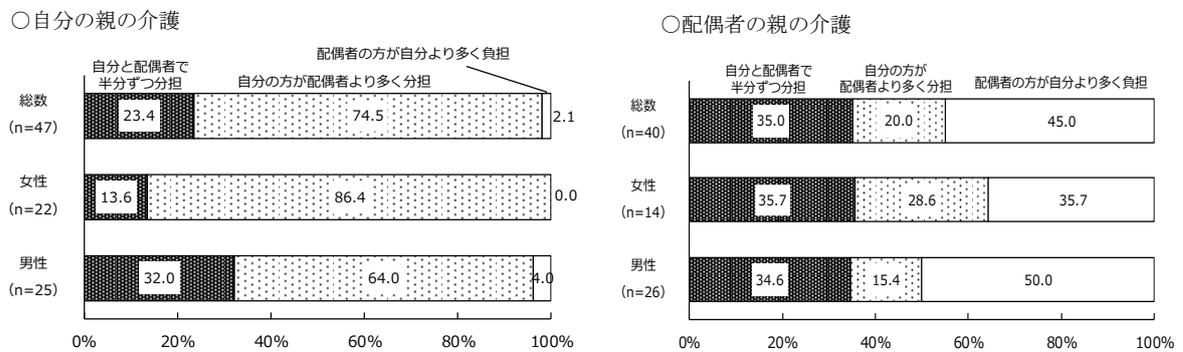
#### ○配偶者の親の介護



<外部サービスを利用する場合の分担>



<外部サービスを利用しない場合の分担>



資料：「男女共同参画に関する県民意識調査」（令和2年度）

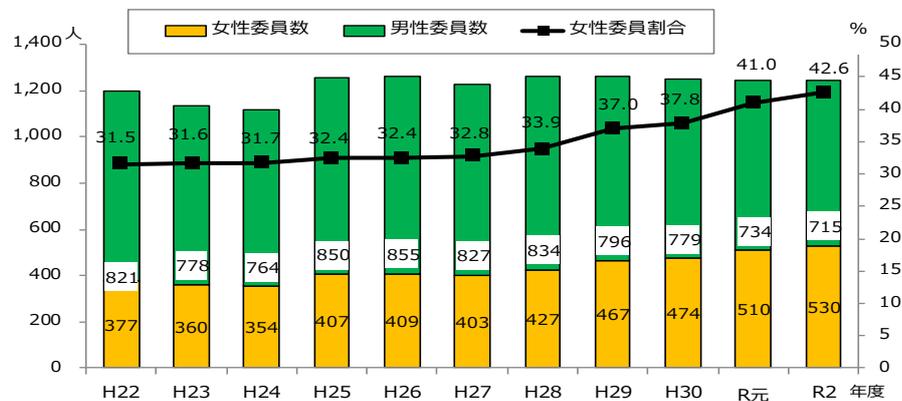
(2) 方針の立案・決定過程への女性の参画の拡大

①行政における女性の参画状況

県の審議会等における女性委員の割合は、着実に増加しており、令和2年時点で42.6%と4割を超えています。

また、現在すべての審議会等に女性委員が登用されています。

図表15 県の審議会等における女性委員の割合

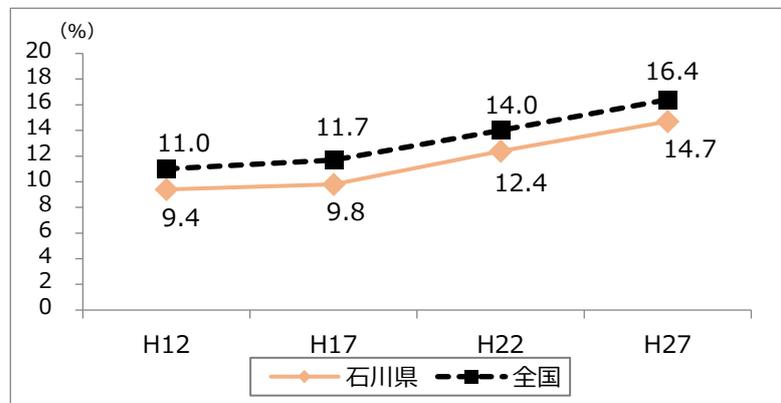


資料：県男女共同参画課

## ②職場における女性の参画状況

本県の管理職（会社役員、会社管理職員、管理的公務員等）に占める女性の割合は、増加傾向にあるものの、依然として低い水準にとどまっています。

図表 16 管理職に占める女性の割合



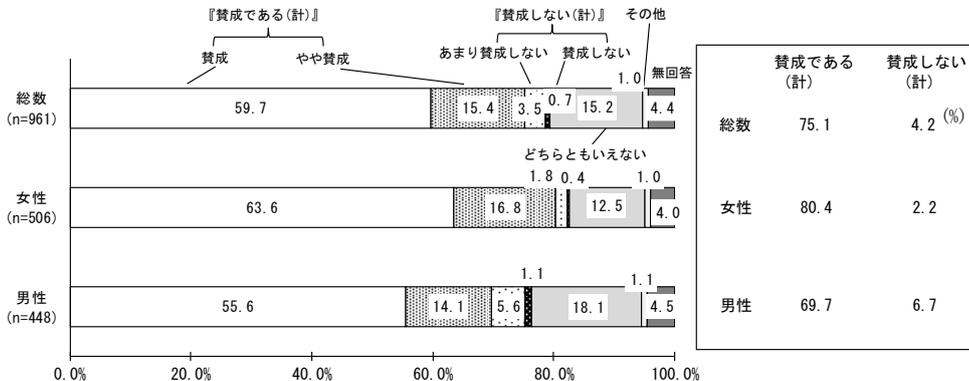
※このグラフにおける「管理職」とは、会社役員、会社管理職員、管理的公務員等を示す。

資料：「国勢調査」(総務省統計局)

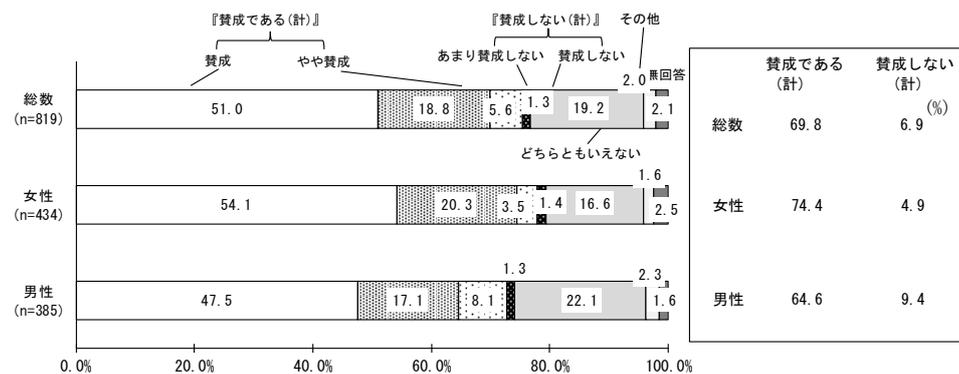
その一方で、「男女共同参画に関する県民意識調査」によると、女性が管理職に昇進することについて、『賛成である』が令和2年度は平成27年度調査と比べ、5.3ポイント増加し7割を超えています。

図表 17 女性が管理職に昇進することについて

<令和2年度調査>



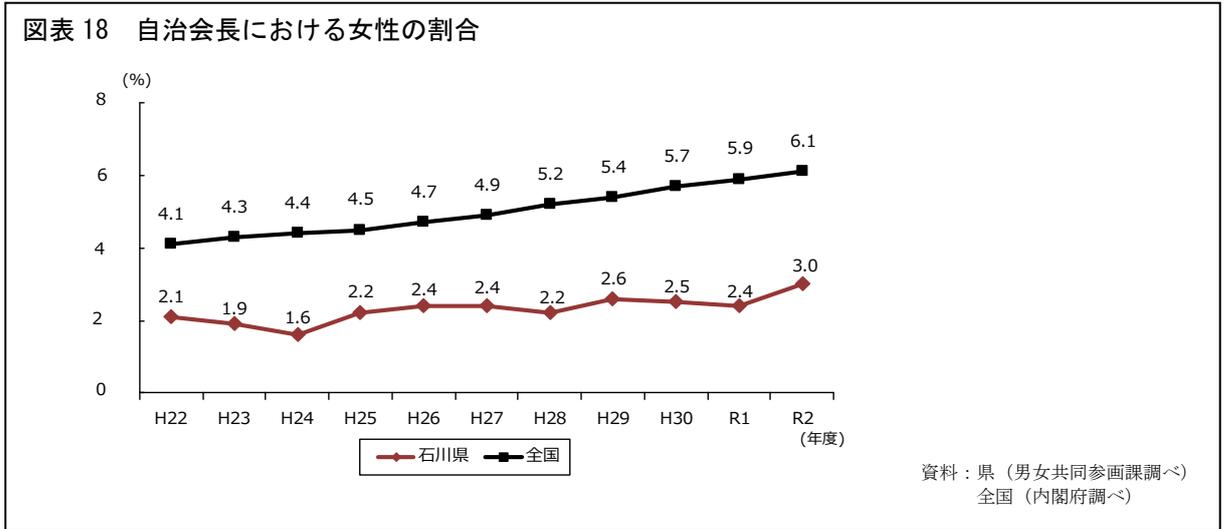
<平成27年度調査>



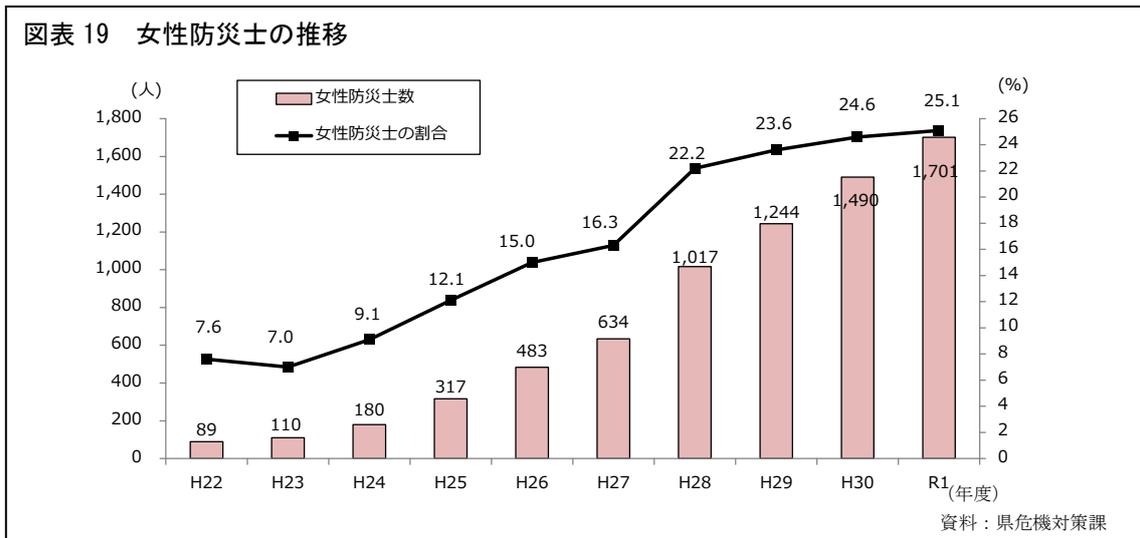
資料：「男女共同参画に関する県民意識調査」

### ③地域における女性の参画状況

本県の自治会長における女性の割合は、全国より低い状況で推移しています。



また、本県の女性防災士は着実に増加しています。



### ④農林漁業分野における女性の参画状況

農林漁業分野における男女共同参画を確立するためには、方針・立案決定の場への女性の参画や、仕事と生活の調和の促進が重要です。さまざまな取組の結果、家族経営協定締結数や農業委員の割合等に増加の傾向が見られます。

図表 20 農林漁業分野の女性の参画（石川県）

(単位：戸、人、%)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1
家族経営協定締結数	197	207	215	241	248	257	262	267	273	274
起業者	152	153	153	138	125	120	116	130	134	134
認定農業者	89	85	81	81	80	82	87	83	87	88
漁業士	9	9	9	9	9	9	9	9	10	10
農業委員の割合	4.1	6.1	6.1	7.1	9.7	9.7	10.1	11.2	12.0	12.1

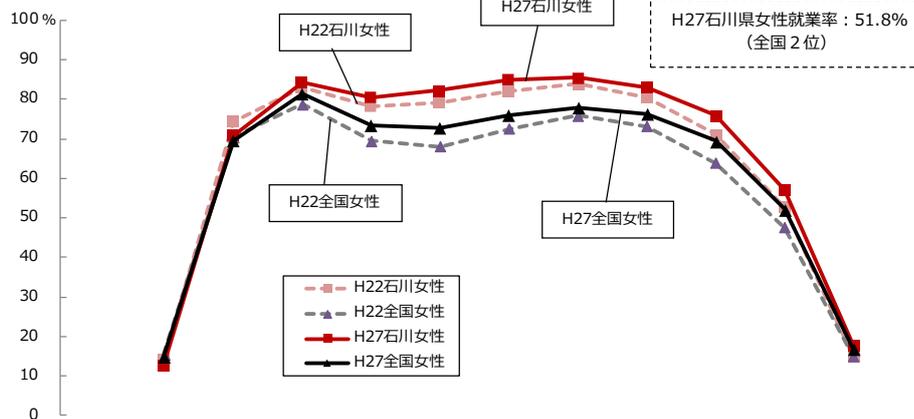
資料：県農業政策課、県水産課 各年度3月31日現在

### (3) 職場・家庭・地域において男女が共に個性と能力を発揮できる社会の実現

#### ①女性の就業状況

本県では、保育サービスの充実など子育て支援や、再就職を希望する女性への就業支援を進めており、女性の就業率は平成27年国勢調査で全国2位となりました。特に、結婚から子育て世代の女性の就業率が全国よりも高くなっています。

図表 21 年齢階級別労働力率（石川県・全国）（再掲）

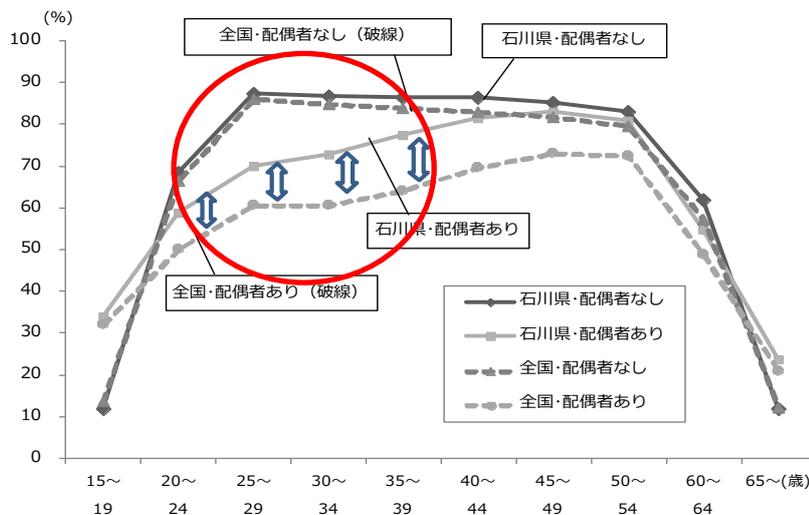


	総数 (15歳以上)	15~ 19	20~ 24	25~ 29	30~ 34	35~ 39	40~ 44	45~ 49	50~ 54	55~ 59	60~ 64	65~(歳)
H27石川女性	53.2	12.5	70.9	84.3	80.5	82.2	84.8	85.4	82.9	75.8	57.2	17.8
H27全国女性	50.0	14.7	69.5	81.4	73.5	72.7	76.0	77.9	76.2	69.4	52.1	16.7
H22石川女性	53.4	14.1	74.3	82.9	78.1	79.1	81.9	83.8	80.5	71.0	52.5	14.7
H22全国女性	49.6	15.4	70.4	78.7	69.4	68.0	72.5	75.8	73.2	63.9	47.5	14.9

※「労働力率」：15歳以上に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合  
「就業率」：15歳以上人口に占める就業者の割合

資料：「国勢調査」（総務省統計局）

図表 22 配偶関係別女性の年齢階級別就業率（石川県・全国）



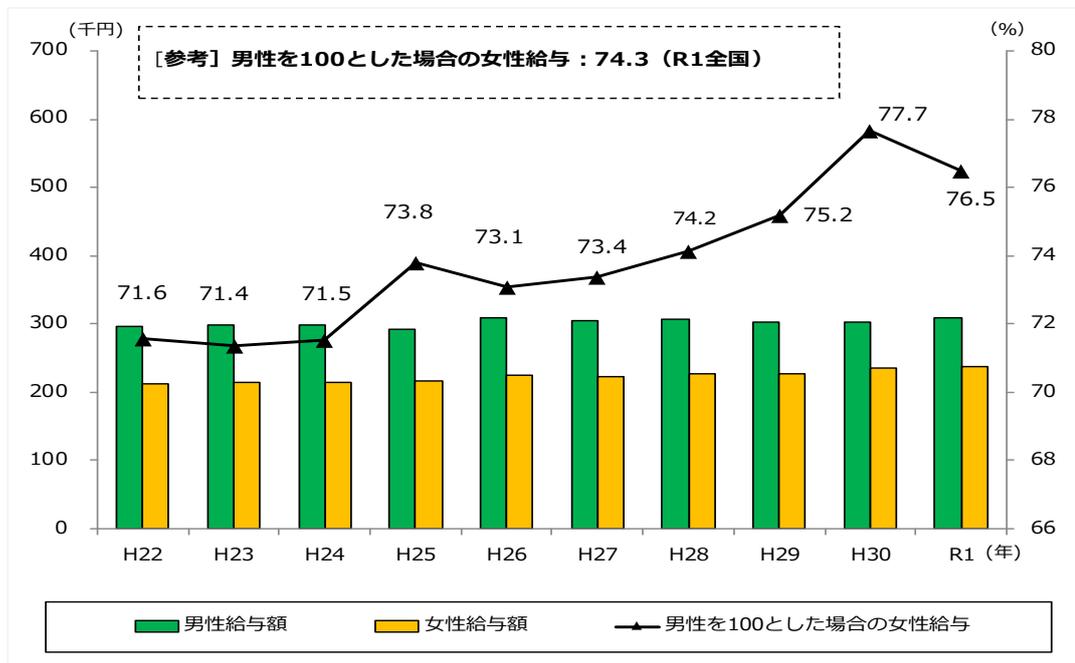
※このグラフにおける「配偶者なし」は、未婚、離別、死別を示す。

資料：「平成27年国勢調査」（総務省統計局）

## ②男女の給与の格差

一般労働者における男女の給与格差は、長期的には縮小傾向にあるものの、未だ解消には至っていません。

図表 23 男女別所定内給与格差の推移（石川県）



資料:「賃金構造基本統計調査」(厚生労働省)

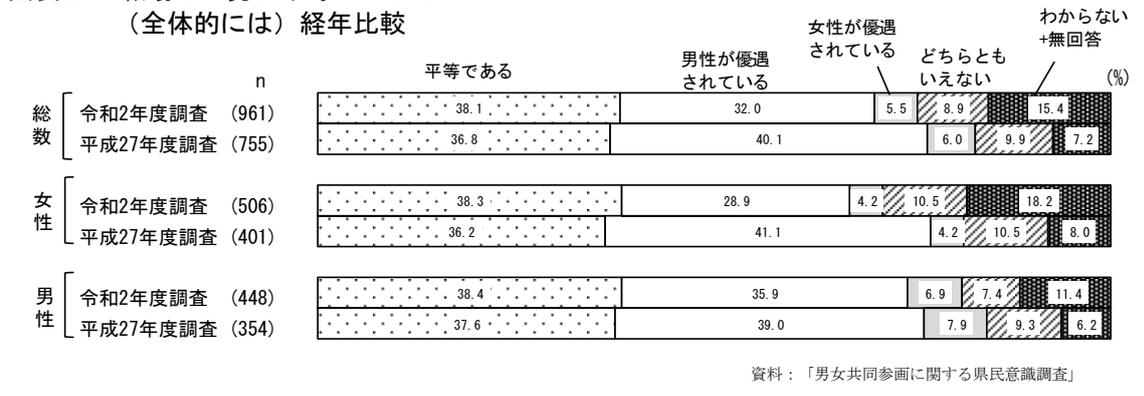
所定内給与額: 給与額のうち、時間外勤務手当等を差し引いた所得税等控除前の額

一般労働者: 短時間労働者以外の労働者

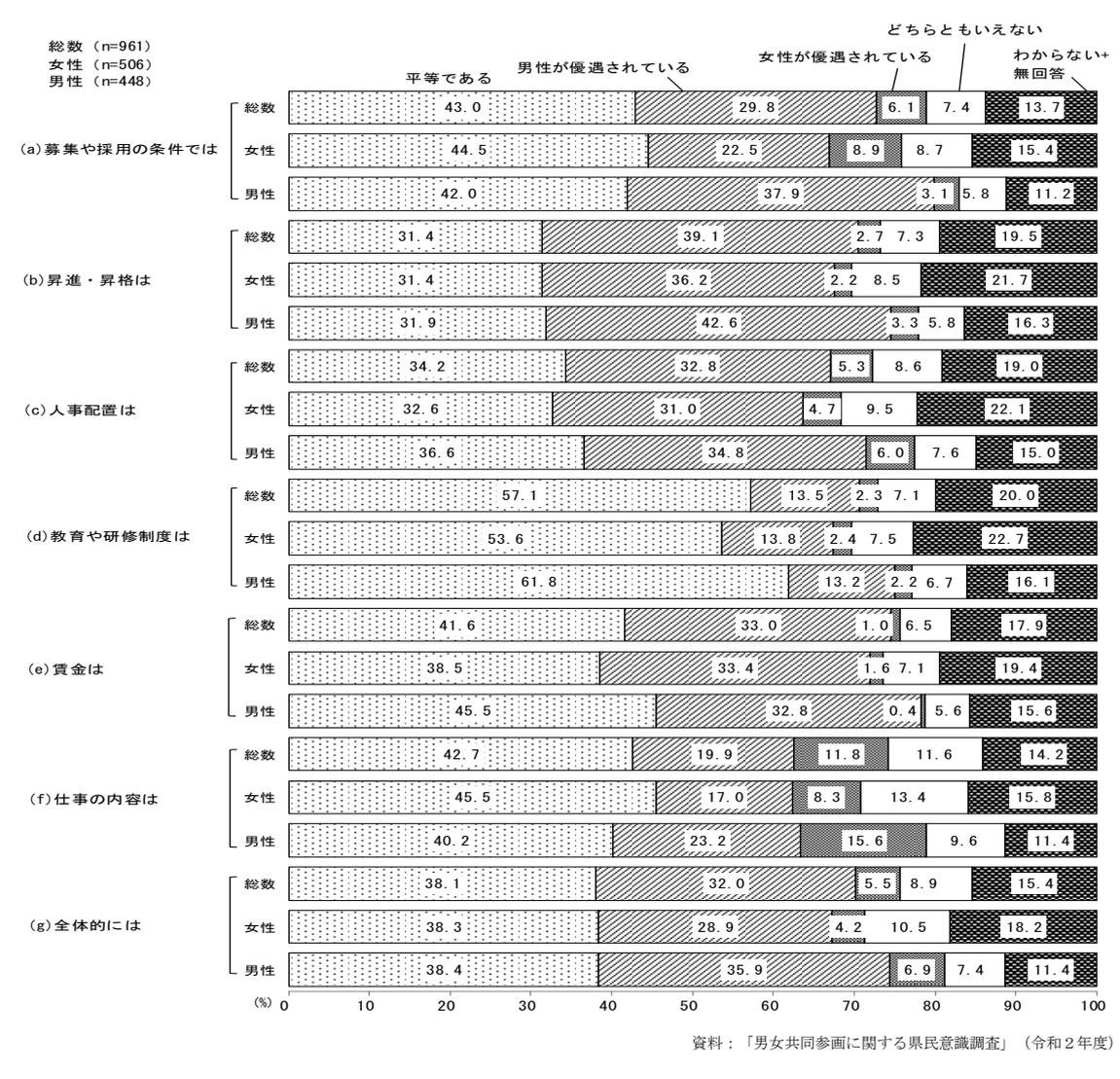
### ③職場での平等感

「男女共同参画に関する県民意識調査」によると、職場での男女平等について、「全体的には」の項目では「男性が優遇されている」が令和2年度は平成27年度調査と比べ、女性で12.2ポイント、男性で3.1ポイント減少しました。項目別には、男女とも「平等である」と回答した人が最も多いのは、(d)教育や研修制度（女性53.6%、男性61.8%）となっています。一方、最も少ないのは(b)昇進・昇格（女性31.4%、男性31.9%）となっています。

図表 24 職場での男女平等について  
(全体的には) 経年比較



図表 25 職場での男女平等について (各項目)

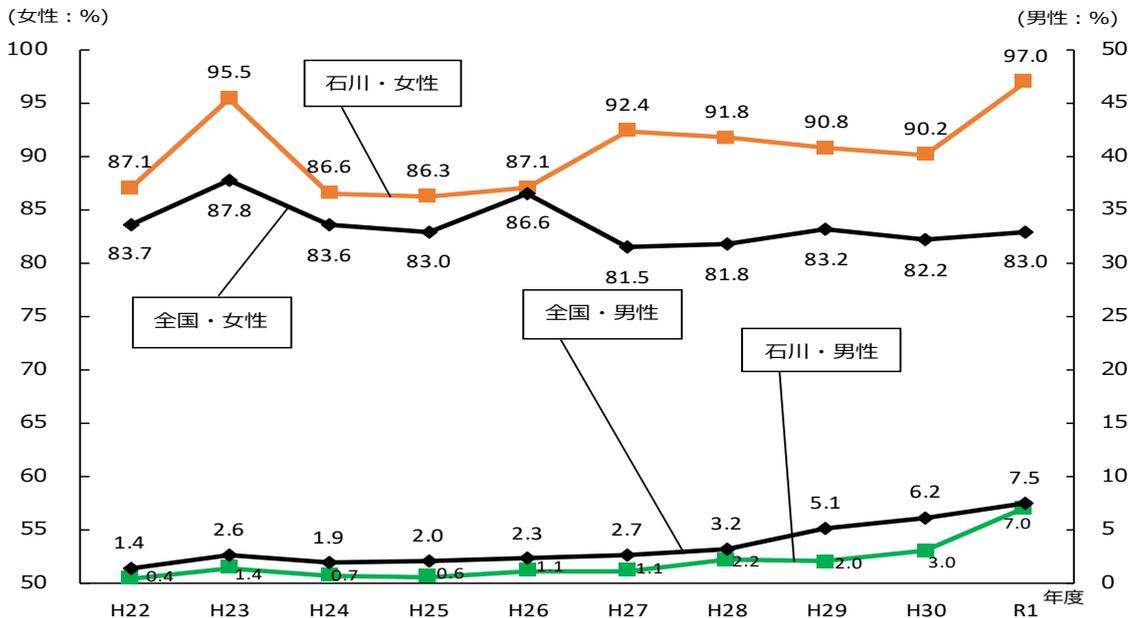


#### ④育児休業の取得状況

本県の育児休業取得率について、女性は全国を上回っています。

一方、男性は全国を下回っているものの近年増加傾向にあります。

図表 26 育児休業取得率の推移（石川県・全国）



育児休業取得率

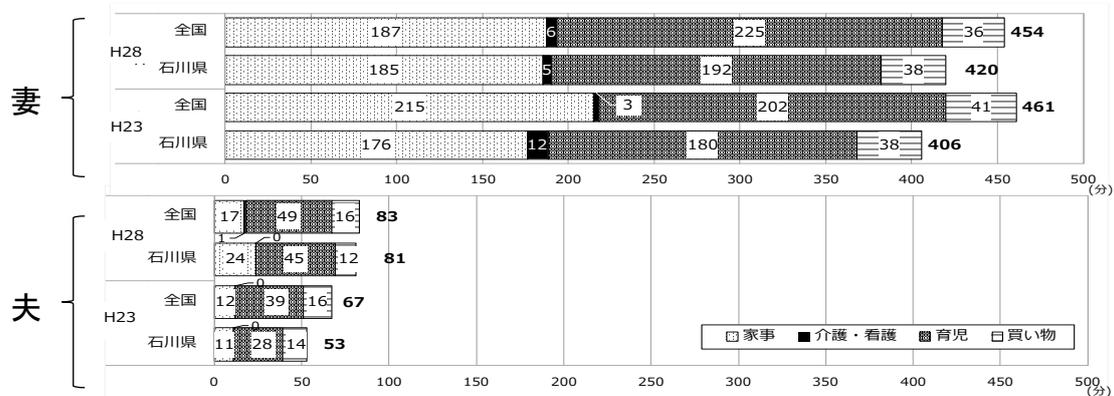
全国  $\frac{\text{出産者のうち、調査時点までに育児休業を開始した者(開始予定の申し出をしている者を含む)の数}}{\text{調査前年度1年間の出産者(男性の場合は配偶者が出産した者)の数}} \times 100$

石川県  $\frac{\text{出産者のうち、調査前年度末までの間に育児休業を開始した者の数}}{\text{調査前年度1年間の出産者(男性の場合は配偶者が出産した者)の数}} \times 100$

資料:厚生労働省「雇用均等基本調査」、石川県「賃金等労働条件実態調査」(労働企画課)  
各年度:調査年度、調査時点:全国 10/1 現在 県 7/31 現在  
※全国のH23の取得率は、岩手県、宮城県、及び福島県を除く全国の結果

また、本県における6歳未満の子どもを持つ夫の1日あたりの家事関連時間は81分で、妻の420分に比べて短い状況となっています。

図表 27 6歳未満の子どもを持つ妻・夫の1日当たり家事関連時間（石川県・全国）

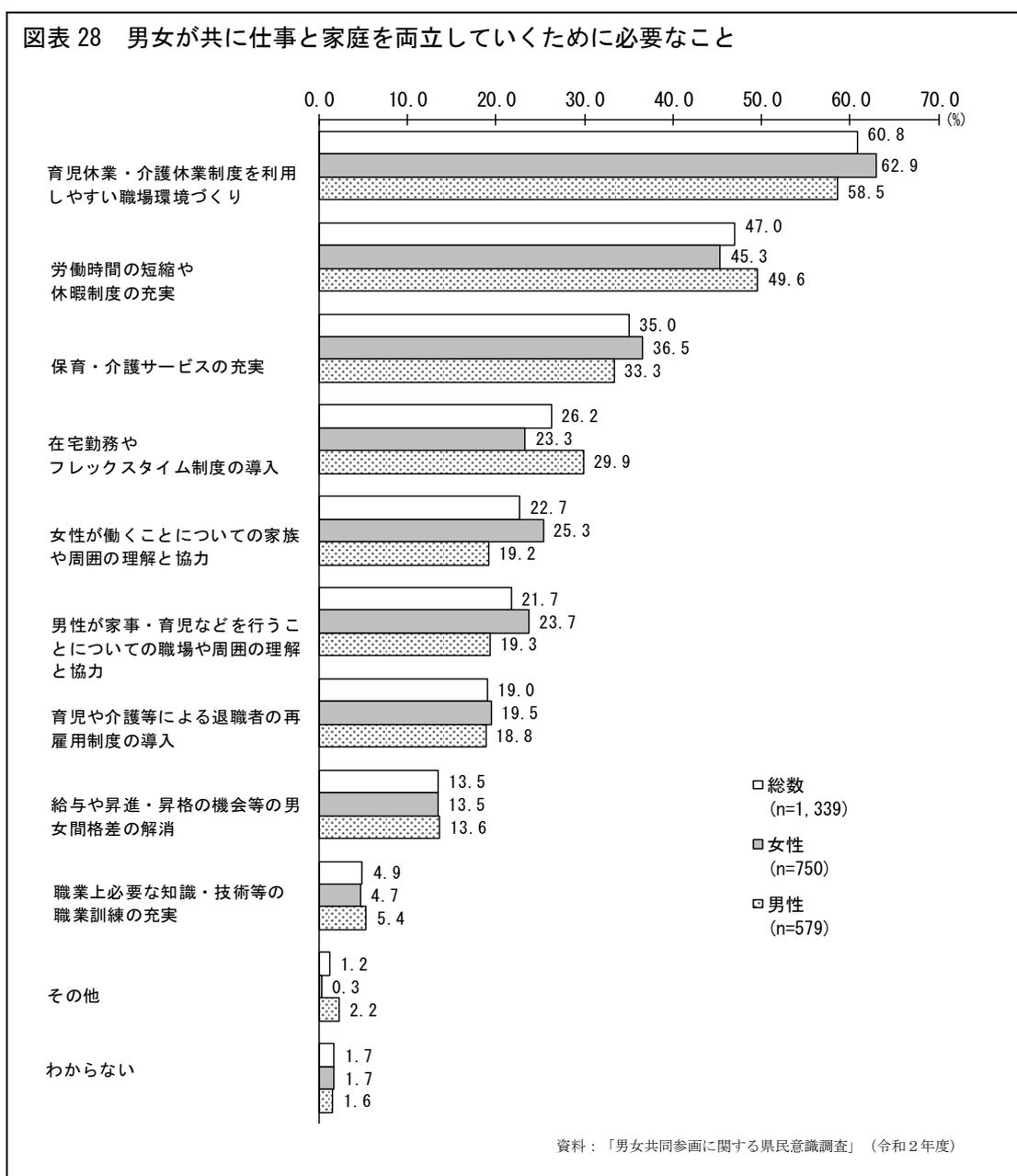


資料:「平成 28 年社会生活基本調査」(総務省)

### ⑤男女が共に仕事と家庭を両立していくために必要なこと

「男女共同参画に関する県民意識調査」（令和2年度）によると、「男女が共に仕事と家庭を両立していくために必要なこと」として、「育児休業・介護休業制度を利用しやすい職場環境づくり」(60.8%)が最も高くなっており、次いで「労働時間の短縮や休暇制度の充実」(47.0%)、「保育・介護サービスの充実」(35.0%)の順になっています。

男女の比較では、女性は「女性が働くことについての家族や周囲の理解と協力」(女性25.3%、男性19.2%)などの周囲の協力や理解を求める項目で、男性は「在宅勤務やフレックスタイム制度の導入」(女性23.3%、男性29.9%)などの制度の導入や充実などの項目で上回っています。

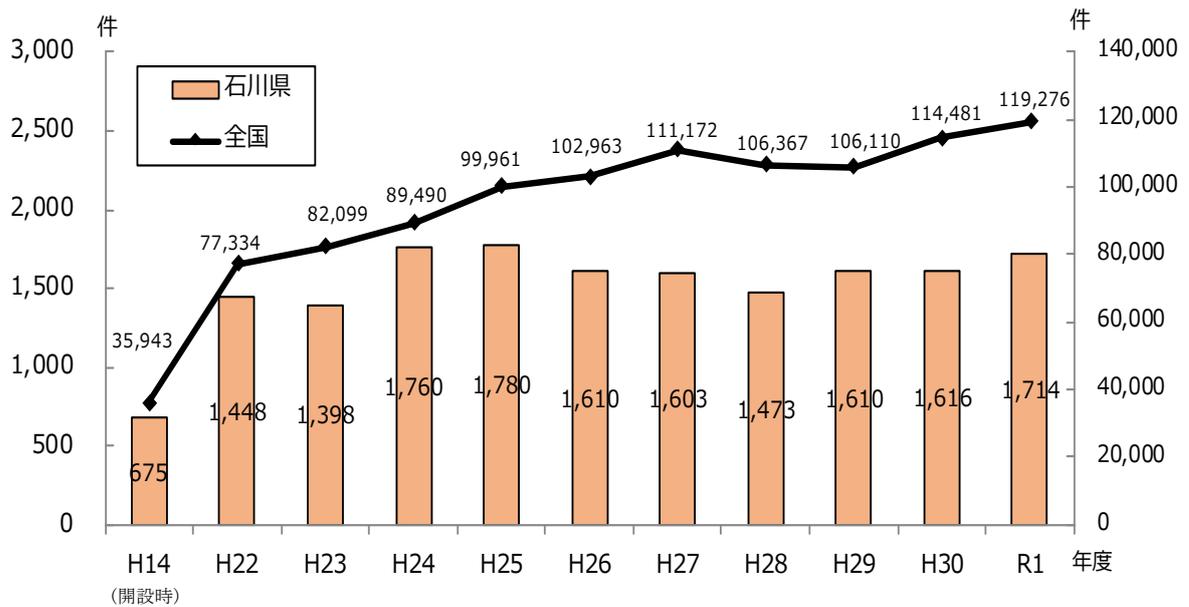


## (4) 女性の人権が推進・擁護される社会の形成

### ①配偶者等からの暴力の被害者支援の状況

配偶者等からの暴力防止の取組については、法制度の整備や啓発等が進められて社会的な認知が進んだことにより、相談件数も増加傾向にあります。県では、平成14年に石川県女性相談支援センターを設置し、相談から、保護・自立支援までの総合的な被害者支援を行っています。

図表 29 配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数の推移  
(石川県・全国) (再掲)

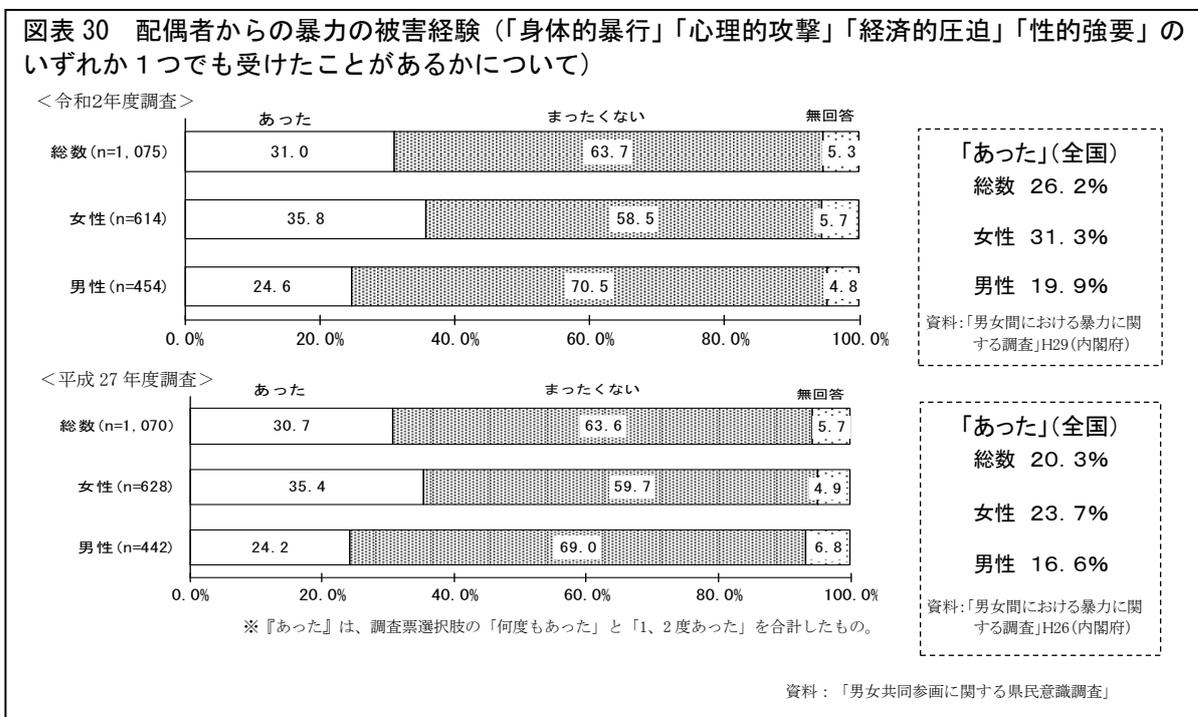


資料： 県 (男女共同参画課調べ)  
全国 (内閣府調べ)

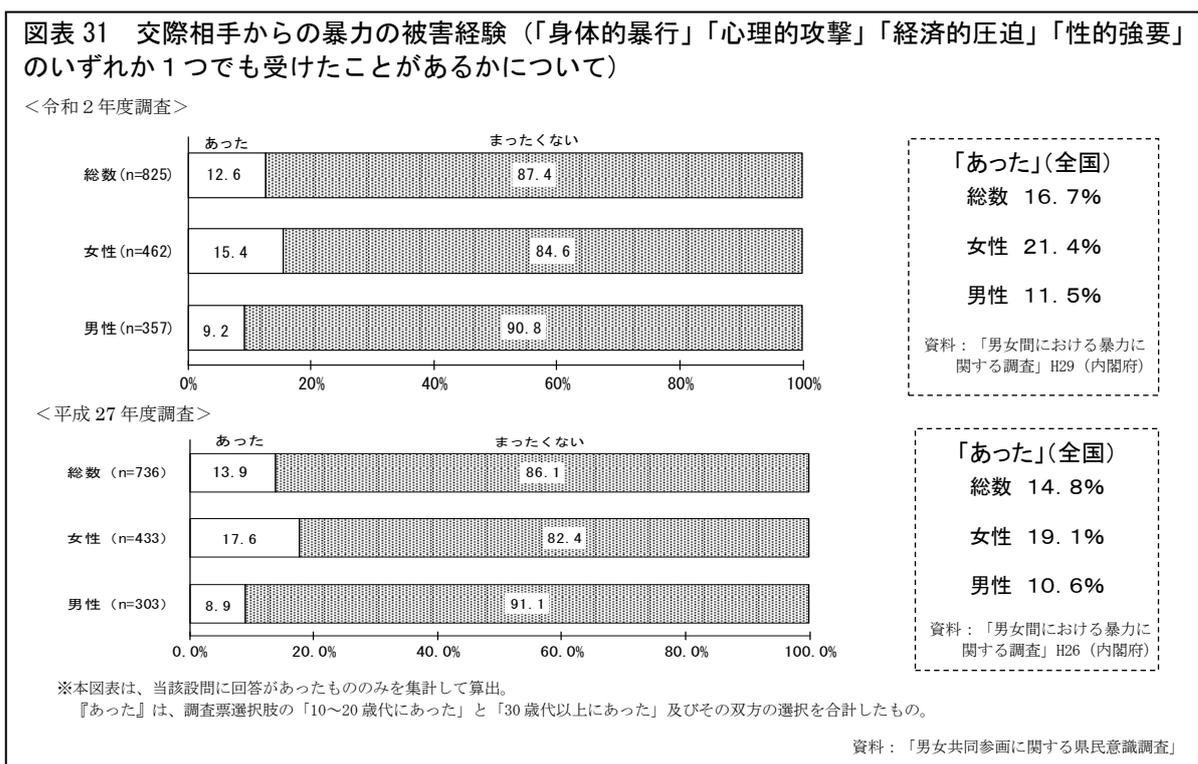
※金沢市配偶者暴力相談支援センター (H22 設置) を含む

## ② 配偶者等からの暴力の被害経験について

「男女共同参画に関する県民意識調査」では、配偶者からの暴力について、これまで何らかの被害経験があった人は1,075人中333人で、女性は約3人に1人(35.8%)、男性は約4人に1人(24.6%)となっており、令和2年度は平成27年度調査と男女とも同程度となっています。

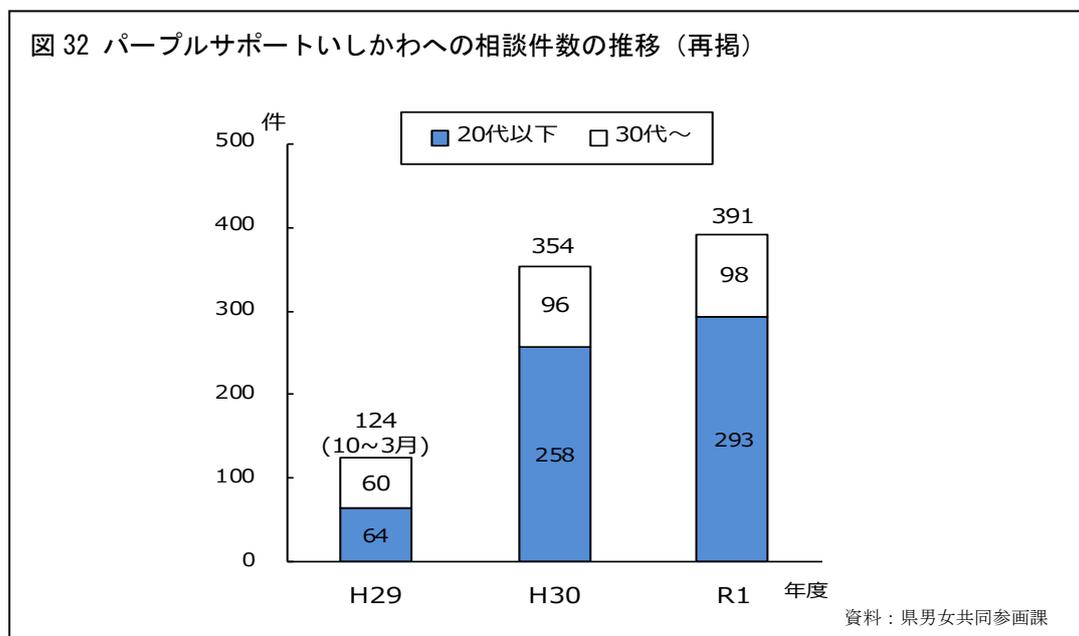


交際相手からの暴力については、回答のあった825人のうち、これまで何らかの被害経験があった人は、女性は約6人に1人(15.4%)、男性は約11人に1人(9.2%)となっており、令和2年度は平成27年度調査に比べて女性は減少し、男性は同程度となっています。



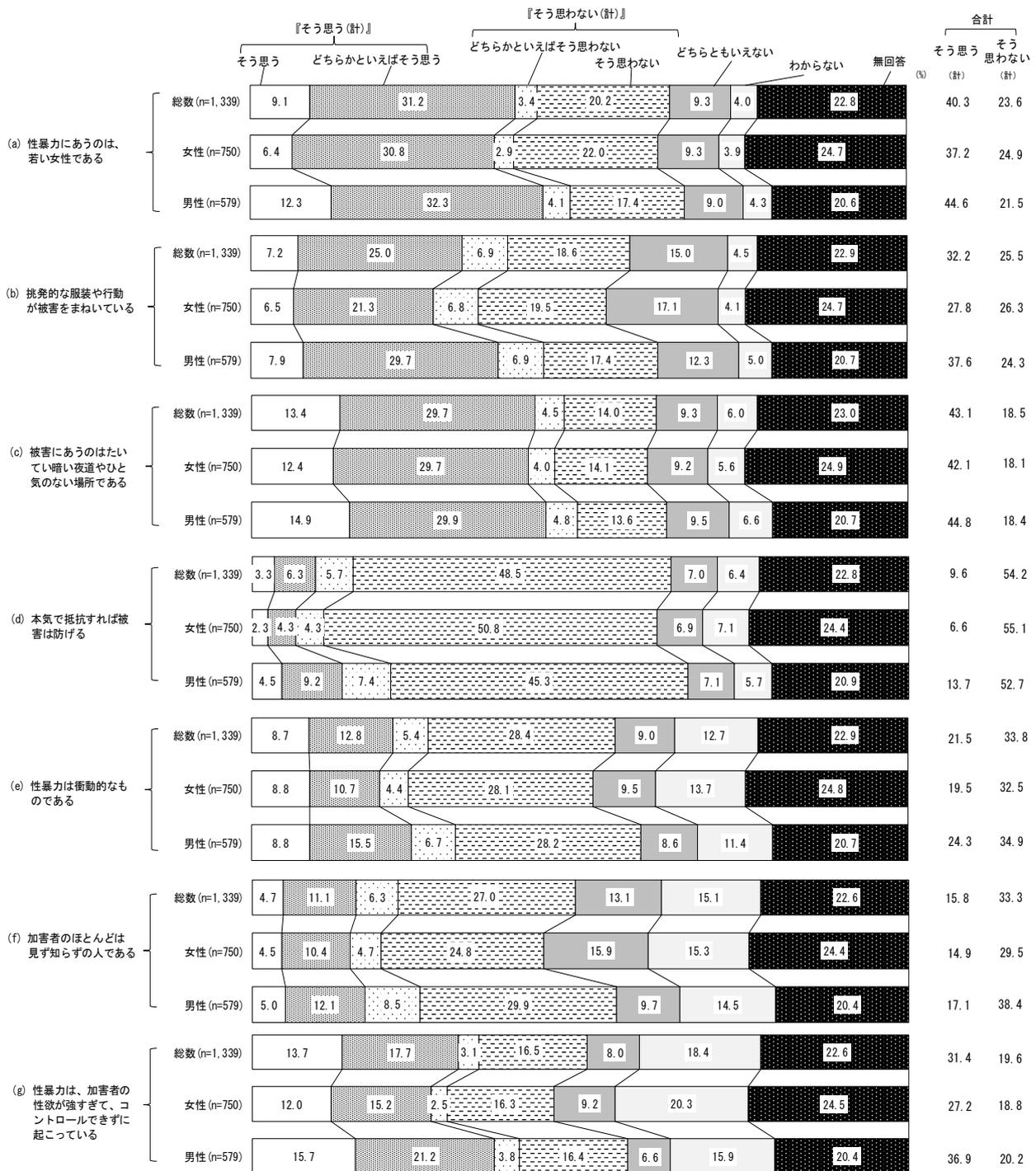
### ③ 性暴力被害者支援の状況

県では、平成 29 年 10 月に「いしかわ性暴力被害者支援センター（パープルサポートいしかわ）」を開設し、被害者が心身のケアを安心して受けられるよう、ワンストップで相談をはじめとする必要な支援をコーディネートするとともに、被害者の心情に配慮しながら性暴力被害の潜在化防止に取り組んでいます。



「男女共同参画に関する県民意識調査」（令和2年度）では、性暴力被害に関するイメージで自分の考えに近いものとして、『そう思う』の割合が多かったのは、「被害にあうのはたいてい暗い夜道やひと気のない場所である」（43.1%）、「性暴力にあうのは、若い女性である」（40.3%）となっています。

図表 33 性暴力被害に関するイメージ

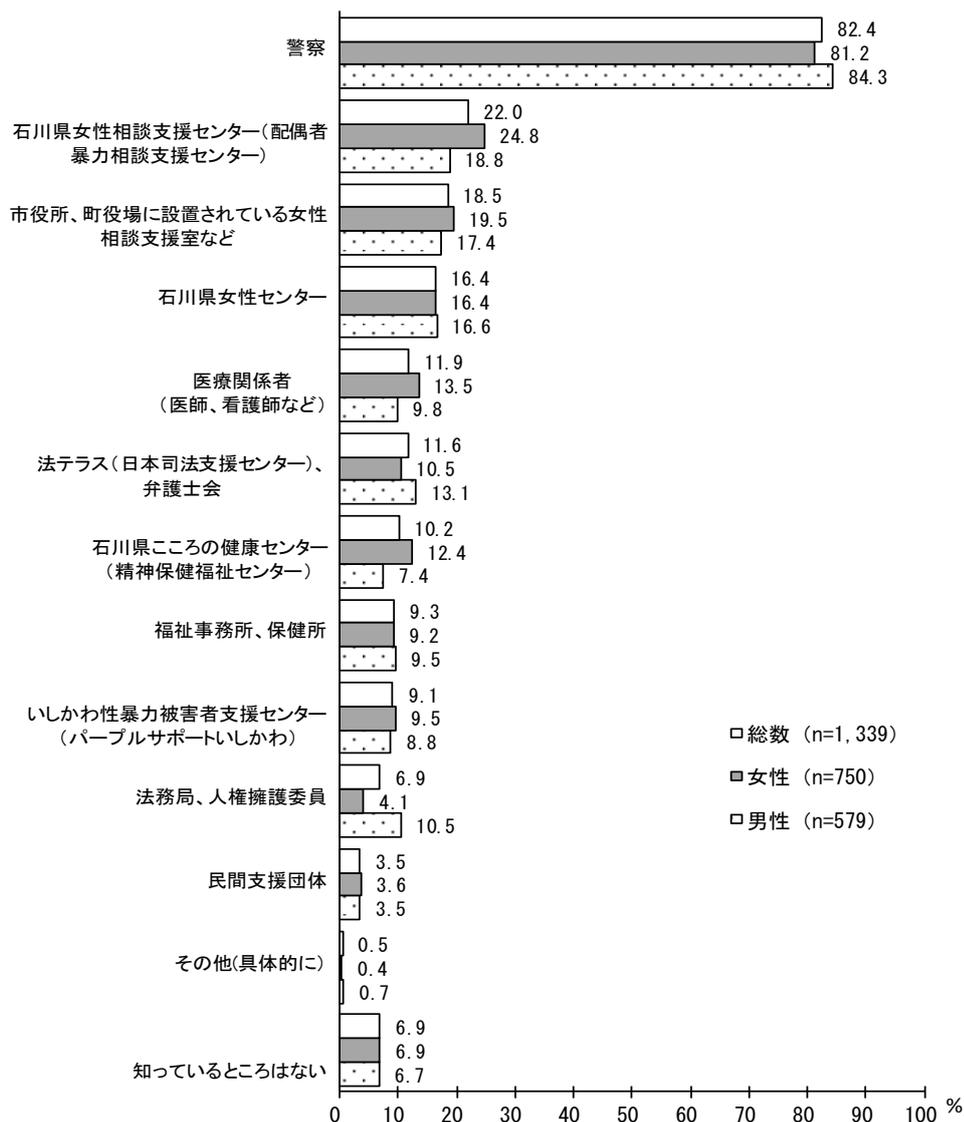


資料：「男女共同参画に関する県民意識調査」（令和2年度）

④ DVや性暴力を受けたときに相談できる機関・関係者について

「男女共同参画に関する県民意識調査」（令和2年度）では、DVや性暴力を受けたときに相談できる機関・関係者で既に知っていたものについて、「警察」（82.4%）が最も多く、次いで「石川県女性相談支援センター（配偶者暴力相談支援センター）」（22.0%）、「市役所、町役場に設置されている女性相談支援室など」（18.5%）の順となっています。

図表 34 DVや性暴力を受けたときに相談できる機関・関係者の周知状況

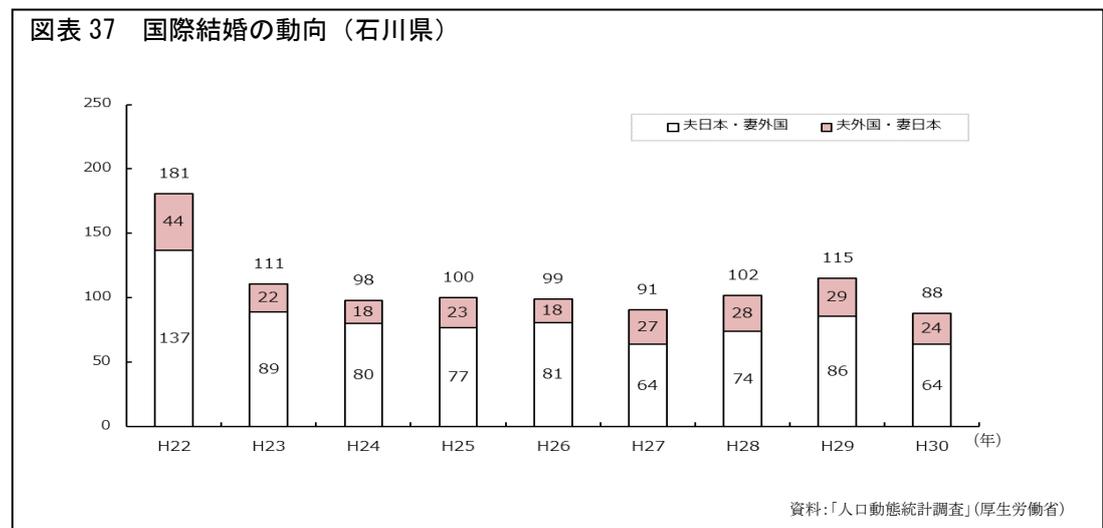
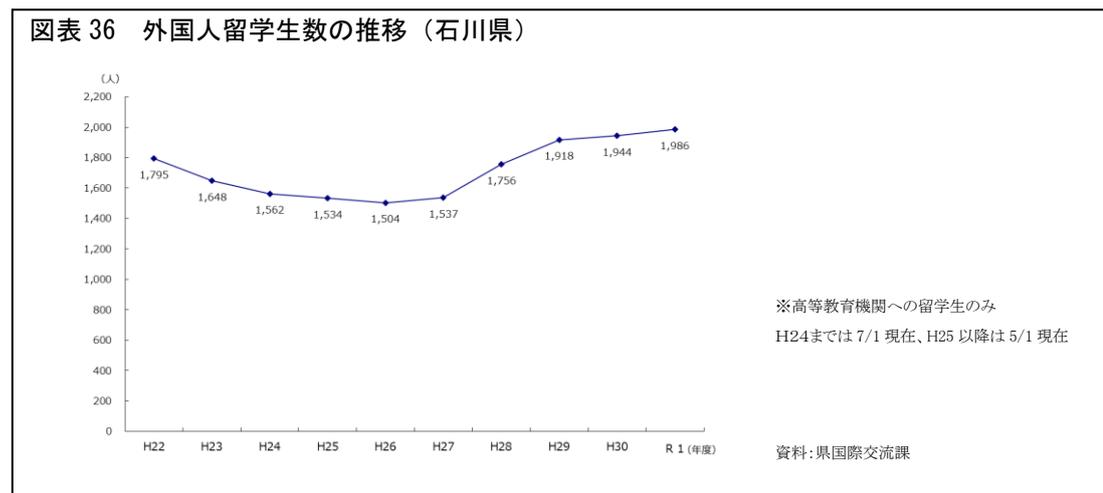
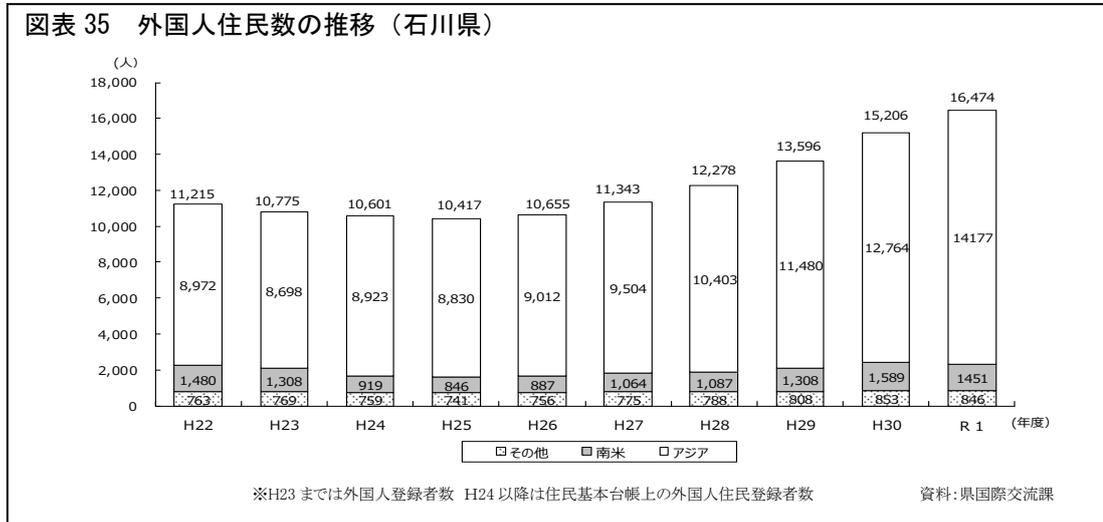


資料：「男女共同参画に関する県民意識調査」（令和2年度）

## (5) 国際社会を視野に入れた男女共同参画の推進

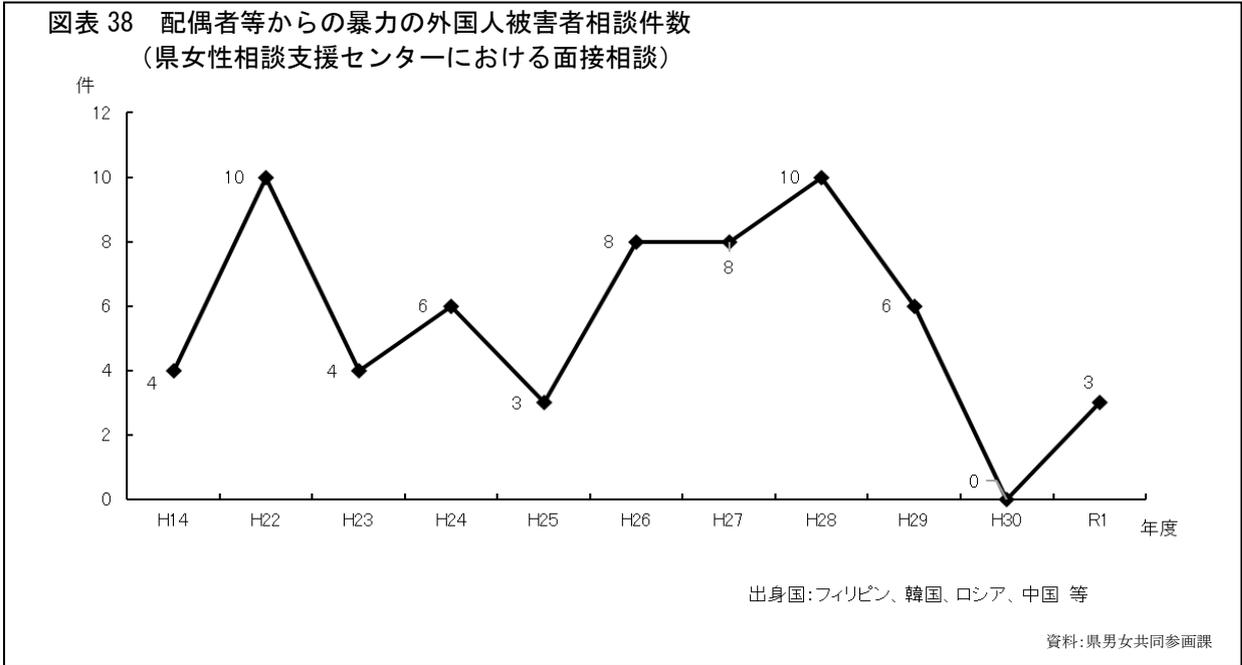
### ① 石川県の国際化の現状

本県の外国人住民数は約 16,500 人であり、外国人留学生数は約 2,000 人となっています。また、国際結婚では、妻が外国人という組み合わせが多くなっています。



②配偶者等からの暴力における外国人被害者の相談・一時保護状況

本県在住の外国人が、配偶者等からの暴力の被害者になっているケースがあります。相談機関がわからないことなどから被害が潜在化しないよう、被害者に相談窓口や支援の情報が適切に届くようにする必要があります。



図表 39 外国人被害者の一時保護件数 (件)

年度	H14	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
配偶者等からの暴力	2	3	2	4	2	0	2	2	1	0	1
その他	1	0	2	1	1	0	0	0	0	1	0
合計	3	3	4	5	3	0	2	2	1	1	1

資料: 県男女共同参画課

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

石川県男女共同参画推進条例第3条に掲げる6つの基本理念は、県をはじめ、県民、事業主のすべてが大切にしなければならない男女共同参画推進に当たっての基本的な考え方です。県はこの基本理念に則り、総合的かつ計画的に推進を図ることが必要です。

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 社会における制度や慣行についての配慮
- (3) 施策等の立案及び決定への共同参画
- (4) 家庭生活における活動と他の活動の両立
- (5) 生殖に関する自己決定の尊重及び健康への配慮
- (6) 国際社会の動向の勘案

### 2 石川がめざす男女共同参画社会

#### 「男女が共に活躍できる石川へー3つのCの実現ー」

男女が共に活躍できる石川へー3つのCの実現ーに向け、意識のチェンジ(Change)、あらゆる分野へのチャレンジ(Challenge)を促進し、あらゆる場面で活躍するチャンス(Chance)の拡大につなげます。

#### 3つのC

##### チェンジ(Change)：変革

男女が共に意識をチェンジ(Change)し、多様な価値観を認め合う。

##### チャレンジ(Challenge)：挑戦

男女が共に個性と能力を発揮し、あらゆる分野にチャレンジ(Challenge)する。

##### チャンス(Chance)：機会

男女が共にその責任を分かち合い、あらゆる場面で活躍するチャンス(Chance)が広がる。

### 3 基本的視点

条例の基本理念に則り、「男女が共に活躍できる石川へ ―3つのCの実現―」に向け、次の4つの基本的視点に基づき施策の推進に取り組みます。

(1) 社会のあらゆる分野の意思決定過程への女性の参画促進

女性が個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野の意思決定過程に参画することが必要です。

(2) 仕事と生活の調和（ワークライフバランス）等の推進

働くことを希望するすべての人が、やりがいや充実感を感じながら仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、多様な生き方を選択・実現できることが必要です。

(3) 人権が尊重される社会の形成

女性等に対するあらゆる暴力を根絶し、一人ひとりの人権が尊重される社会を形成することが必要です。

(4) 男女共同参画の理解促進

男女共同参画社会の実現には、あらゆる人々が固定的な性別役割分担意識、男女の能力や適性に関する固定的な見方などにとらわれることなく、男女共同参画の意義を理解することが必要です。

## 第4章 基本目標と推進方策

### 1 基本目標と課題

男女共同参画社会の実現に向けて、3つの「基本目標」と10の「課題」を掲げ、これに基づく施策を総合的に展開します。

#### 基本目標と課題

##### 基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍推進

- 課題 1 方針の立案・決定過程への女性の参画の拡大
- 課題 2 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
- 課題 3 男女の仕事と生活の調和(ワークライフバランス)等の実現
- 課題 4 地域における男女共同参画の推進

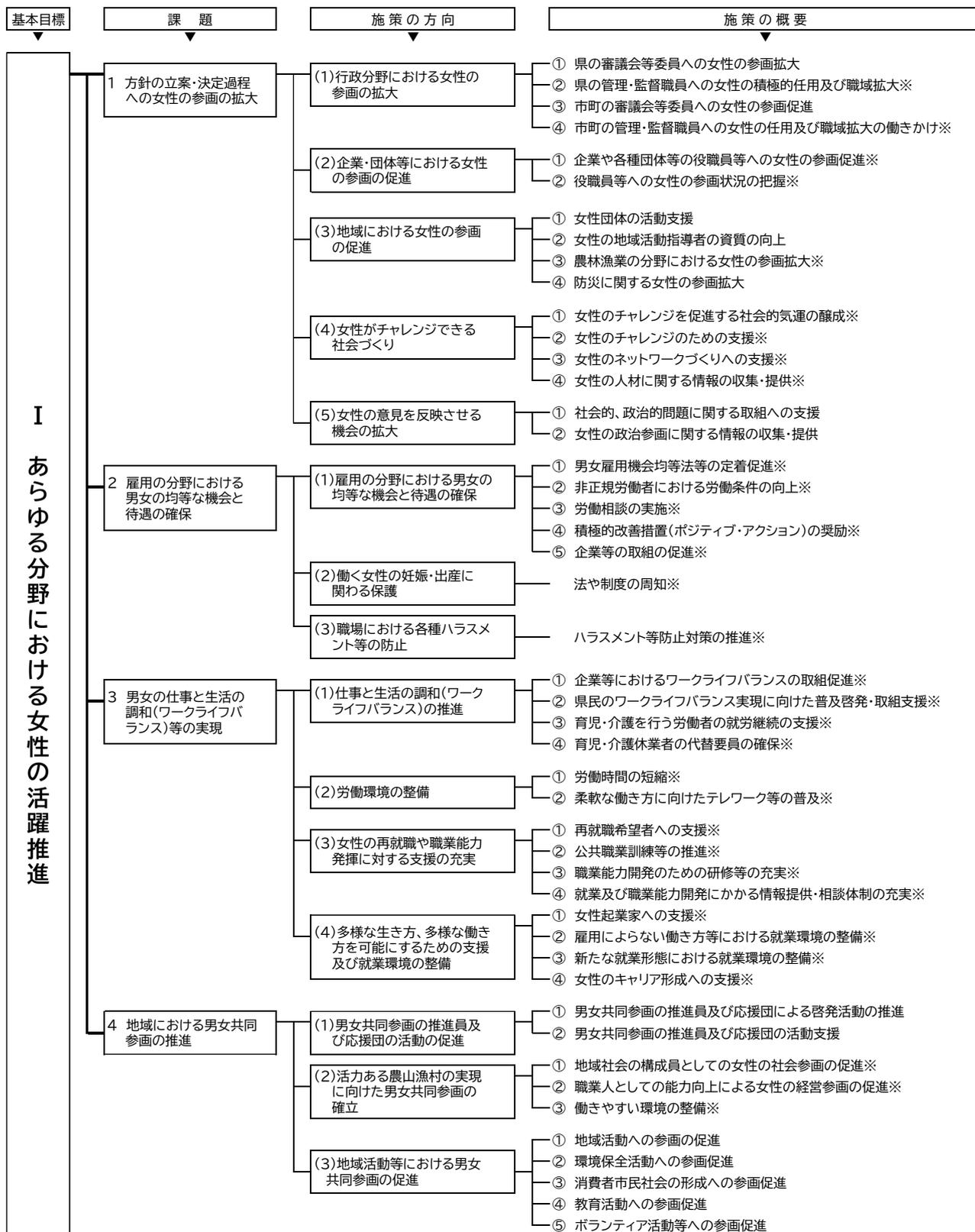
##### 基本目標Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

- 課題 5 女性等に対するあらゆる暴力の根絶
- 課題 6 人々が安心して暮らせる環境の整備
- 課題 7 生涯を通じた女性の健康支援

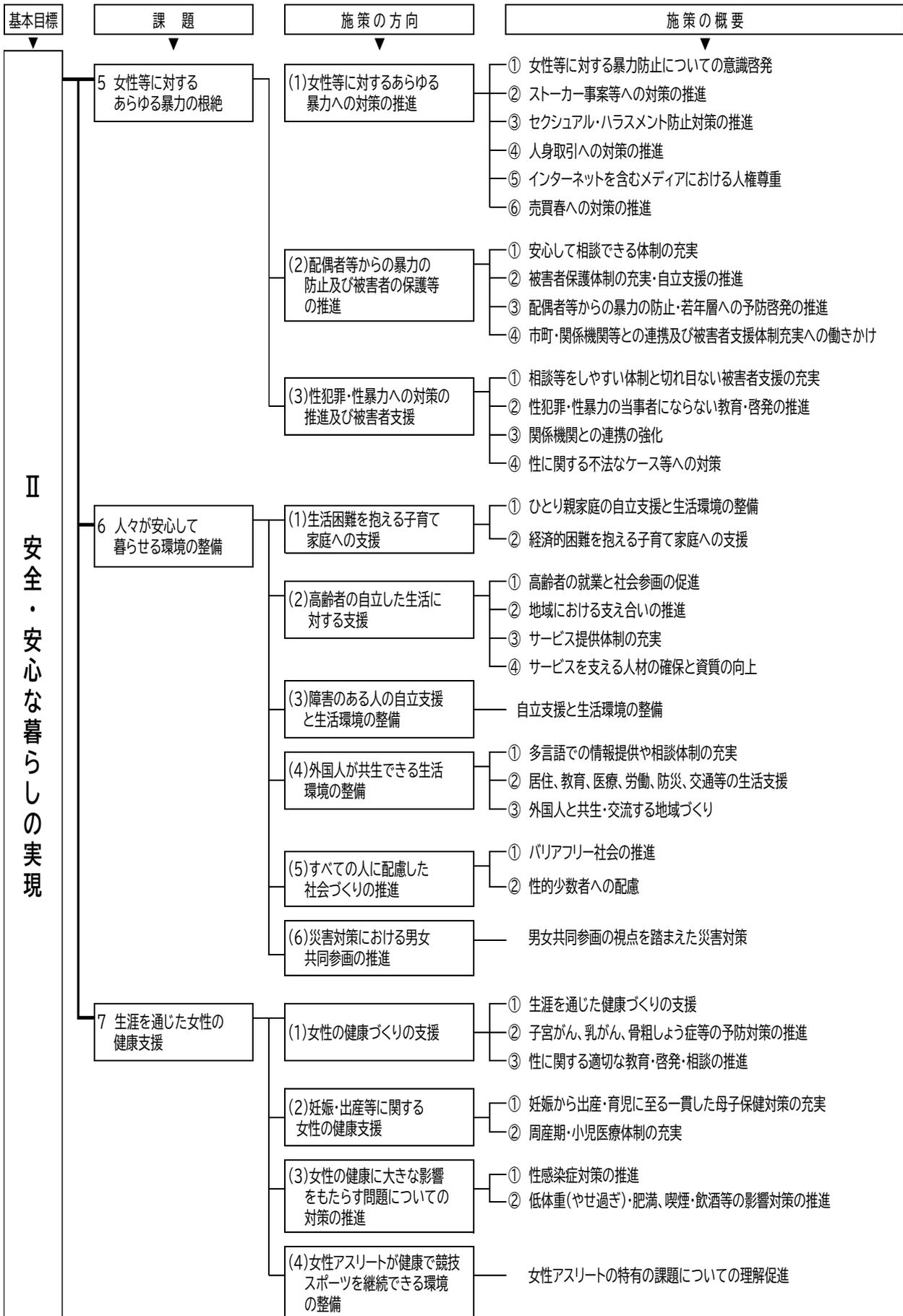
##### 基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と体制の充実

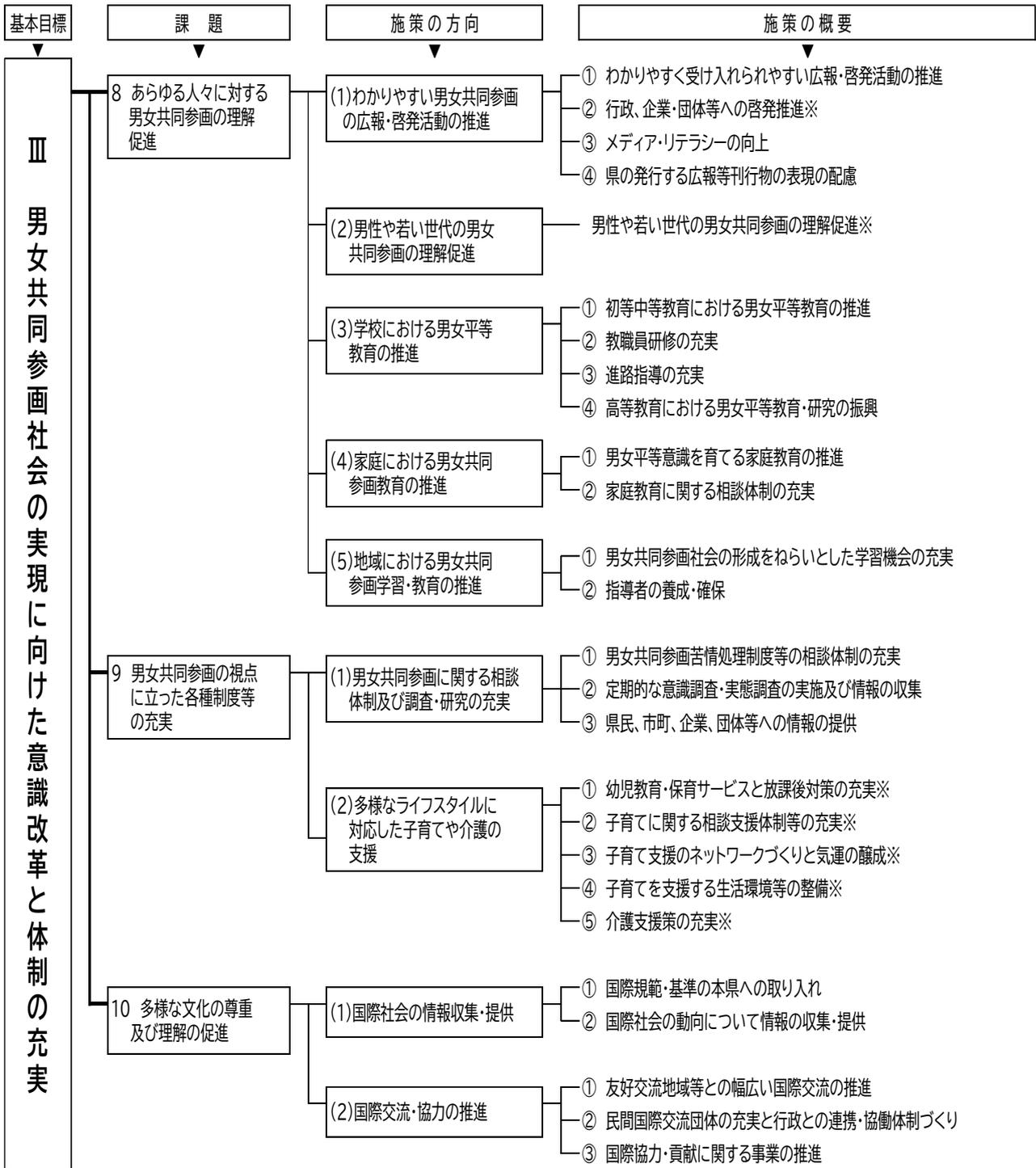
- 課題 8 あらゆる人々に対する男女共同参画の理解促進
- 課題 9 男女共同参画の視点に立った各種制度等の充実
- 課題10 多様な文化の尊重及び理解の促進

## 2 計画の体系



※印・・・女性活躍推進法に基づく推進計画該当箇所





※印・・・女性活躍推進法に基づく推進計画該当箇所

### 3 施策の方向と概要

## ■基本目標 I あらゆる分野における女性の活躍推進

### 課題1 方針の立案・決定過程への女性の参画の拡大

#### 【現状と課題】

あらゆる分野における方針の立案・決定過程への女性の参画を拡大することは、男女が共にその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けた重要な取組であり、人口の半分を占める女性が、それぞれの希望に応じてチャレンジでき、その力を存分に発揮し活躍することは、社会全体に活力を与えることにつながります。

県は、県が設置する審議会等における女性委員の割合を、令和2年度末までに50%とする数値目標を掲げて取り組んできました。その結果、女性委員の割合については、平成27年度には32.8%であったものが、令和2年度には42.6%にまで増加しました。(図表15) また、平成22年度にはすべての審議会等において女性委員が登用されています。しかし、数値目標には未だ到達していないことから、市町の審議会等(平成31年4月現在の女性委員の割合28.6%)を含め、なお一層の女性の参画を促進する必要があります。

また、本県における女性の就業率は全国トップクラスであるものの、管理職に占める女性の割合は低い状況にあり、企業における女性の採用や登用、職域の拡大など、女性の能力発揮に向けた積極的改善措置(ポジティブ・アクション)(\*3)の取組の推進や、企業において慣行となっている男女の役割分担意識の解消が課題であるといえます。(図表16)

一方、地域活動の担い手である自治会については、会長に占める女性の割合が目標に到達していない状況にあります。また、農林漁業分野においては、農業委員への女性の登用が進んでいるものの、なお一層の女性の登用を促進する必要があります。(図表18、20)

これを踏まえ、今後さらに、県や市町はもとより、企業や各種団体、地域等においても、分野に応じた適切な積極的改善措置(ポジティブ・アクション)を具体化し、方針の立案・決定過程への女性の参画を積極的に進めていく必要があります。

このほか、平成30年には、政治分野における男女共同参画推進法が施行されました。我が国の国会議員や地方議会議員に占める女性議員の割合は低い状況にあり、政治に多様な意見を反映させる観点からも、女性の政治参画の拡大が大切です。(図表41)

また、これまで方針の立案・決定過程への参画が少なかった女性が、社会のあらゆる分野に進出し、制度や仕組みに意見を反映させるためには、実践力や自己決定能力を身につけることが大切であり、女性自らが意識と能力を高め、主体的に活躍できるよう、チャレンジのための支援を行うことが必要です。女性の職業生活における活躍の推進に関しては、働くことを希望するすべ

\*3 積極的改善措置(ポジティブ・アクション)

男女共同参画社会基本法第2条第2号において、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する「機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。」と定義されている。

ての人が、仕事と子育て・介護・社会活動等を含む生活との二者択一を迫られることなく働き続け、職業能力開発やキャリア形成の機会を得ながら、その能力を十分に発揮するために、経済団体やさまざまな関係機関がネットワークを形成し、女性の活躍に向けた総合的な支援を行っていくことが重要です。

さらに、各地・各方面で活躍したいと考えている人材や、活躍している人材に関する情報を収集整理し、関係者へ積極的に提供することが必要です。

## 【施策の方向】

### (1) 行政分野における女性の参画の拡大

#### ① 県の審議会等委員への女性の参画拡大

県の審議会等委員に占める女性の割合については、引き続き 50%を目標として参画を推進します。委員の選任にあたっては、推薦等に係る団体への協力要請や、法令等により委員の職が指定されているものに対する柔軟な対応についての検討を行い、計画的に女性の登用を促進します。

#### ② 県の管理・監督職員への女性の積極的任用及び職域拡大

県は、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画により、意欲と能力のある女性職員の管理・監督職員への積極的な任用に努めるとともに、女性のキャリア支援などの人材育成に努め、職域拡大と能力開発を一層推進します。

#### ③ 市町の審議会等委員への女性の参画促進

市町における審議会等委員への女性の参画促進について、積極的に働きかけを行います。

#### ④ 市町の管理・監督職員への女性の任用及び職域拡大の働きかけ

市町における女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画により管理・監督職員への女性の任用、職域拡大等が一層進むよう働きかけていきます。

### (2) 企業・団体等における女性の参画の促進

#### ① 企業や各種団体等の役職員等への女性の参画促進

企業等における男女共同参画推進の自主的な取組を促進するとともに、女性の参画推進に向け、長期的な能力開発の視点に立った育成、役職員等への参画を図る必要性など経営者等の意識改革に向けた講座や女性の活躍推進に取り組む企業等への助言等による支援を実施します。

また、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定や着実な実行を支援します。特に、令和 4 年から一般事業主行動計画の策定等義務の対象が拡大されることを受け、新たに義務の対象となる中小企業等の取組を促進するための行動計画の策定支援や、中小企業等ならではの柔軟な取組事例の情報提供等に努めます。

各種団体等においても、方針の立案・決定の場への女性の参画が進むよう働きかけます。

## ②役職員等への女性の参画状況の把握

企業や各種団体等における女性の参画状況を把握するとともに、女性の参画が推進される方策を検討します。また、さまざまな分野の女性参画に関する情報を収集し提供します。

## (3) 地域における女性の参画の促進

### ①女性団体の活動支援

女性団体や自主グループが、その主体性を活かしながら組織の力を結集し、あらゆる場面で男女共同参画による地域づくりに貢献できるよう、その活動を支援します。

### ②女性の地域活動指導者の資質の向上

女性の地域活動の活性化のために、女性リーダーの資質向上に努めます。

### ③農林漁業の分野における女性の参画拡大

農林漁業団体等における多様な交流や組織活動の活発化を支援し、女性リーダーの育成及びネットワーク化を図ります。

農業委員や農協理事・総代等、関係団体における方針の立案・決定過程への女性の参画を促進します。

### ④防災に関する女性の参画拡大

女性防災士の育成等により、自主防災活動への女性の参画促進を図ります。

災害対策本部や避難所の運営などの防災施策に男女共同参画の視点が反映されるよう、方針決定過程における女性の参画を拡大します。

## (4) 女性がチャレンジできる社会づくり

### ①女性のチャレンジを促進する社会的気運の醸成

方針の立案・決定過程へ女性が積極的に参画できるよう社会的気運の醸成を図ります。また、起業やNPO活動、地域活動等でチャレンジを続けている女性（個人・団体）を表彰し女性の社会参画を促進します。

### ②女性のチャレンジのための支援

女性が希望に応じたチャレンジができ、その能力を十分に発揮できるよう情報の収集・提供や活動に向けた適切な助言を行うなど、チャレンジのための支援を行います。

経済団体や関係機関等、多様な主体によるネットワークを形成し、連携を図りながら、地域の実情に応じた女性の活躍を支援します。

### ③女性のネットワークづくりへの支援

職場や地域活動等の活性化のため、あらゆる分野で活動する女性や女性団体・グループのネットワークづくりの支援を行います。

#### ④女性の人材に関する情報の収集・提供

各種審議会等をはじめとする方針の立案・決定過程への女性の参画を進めるために、関係機関と連携協力しながら、女性の人材に関する情報を収集し提供できる体制を充実します。

### (5) 女性の意見を反映させる機会の拡大

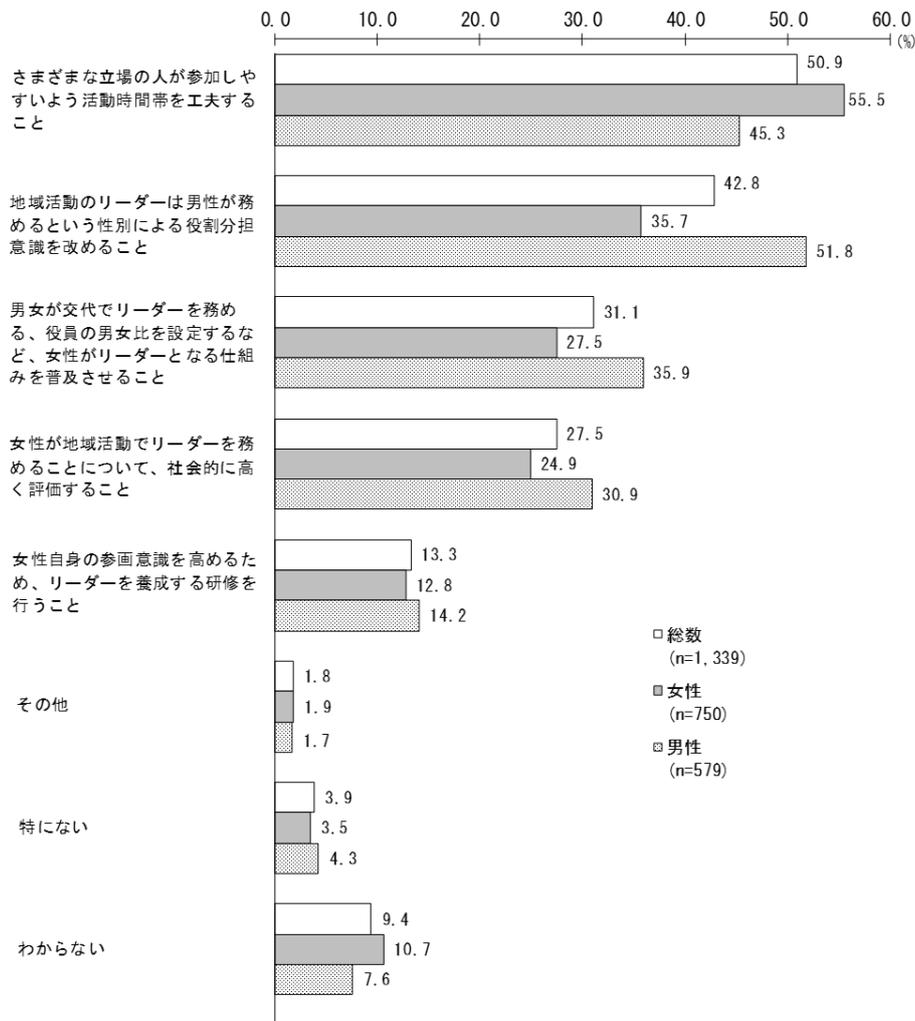
#### ①社会的、政治的問題に関する取組への支援

女性の社会的、政治的問題に関する取組を促進するための意識啓発や研修を実施するとともに、女性の意見を県政に反映させるための取組を支援します。

#### ②女性の政治参画に関する情報の収集・提供

政治分野における男女共同参画推進法に基づき、政治分野への女性の参画に関する情報の収集及び提供を行います。

図表 40 地域活動において、女性が方針決定の場に参画するために必要なこと



資料：「男女共同参画に関する県民意識調査」（令和2年度）

図表 41 県内の議会における女性議員の割合（令和元年 12 月 31 日現在）

県議会				市町議会			
		(人、%)				(人、%)	
総数	うち女性	女性比率	全国都道府県議会全体の女性比率	総数	うち女性	女性比率	全国市区町村議会全体の女性比率
43	3	7.0%	11.4%	301	27	9.0%	14.6%

資料：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調等」

(参考) 全国の地方議会における女性議員の割合			(参考) 国会における女性議員の割合	
女性比率	都道府県	市区町村	衆議院	参議院
0%以上－5%未満	6県	－	9.9%(世界平均 25.0%)	22.9%(世界平均 24.8%)
5%以上－10%未満	16府県	13県		
10%以上－15%未満	19道県	23道県		
15%以上－20%未満	4県	7府県		
20%以上	2都府	4都府県		

資料：内閣府「女性の政治参画マップ 2020」

課題 1 方針の立案・決定過程への女性の参画の拡大

施策の方向及び概要	具体的施策	担当課
<b>(1) 行政分野における女性の参画の拡大</b>		
① 県の審議会等委員への女性の参画拡大	審議会等委員への女性の参画推進(推薦団体等に対する協力要請、職務指定の柔軟な対応を検討)	全部局
② 県の管理・監督職員への女性の積極的任用及び職域拡大	県の管理・監督者への女性の積極的任用	人事課
	県の女性職員の職域拡大及び能力開発	人事課
	県の女性職員のキャリア支援	人事課
	「女性が職場を考える検討委員会」による良好な職場環境の実現	警察本部
③ 市町の審議会等委員への女性の参画促進	市町の現状調査及び情報の提供	男女共同参画課
	女性の参画促進の市町への働きかけ	男女共同参画課
④ 市町の管理・監督職員への女性の任用及び職域拡大の働きかけ	市町の現状調査及び情報提供	男女共同参画課
	女性任用等の市町への働きかけ	男女共同参画課
<b>(2) 企業・団体等における女性の参画促進</b>		
① 企業や各種団体等の役職員等への女性の参画促進	男女共同参画推進に自主的に取り組む企業等の認定、取組を推進する担当社員の設置による促進	男女共同参画課
	企業等における女性の活躍推進に向けた意識改革のための講座の実施	男女共同参画課
	女性の活躍推進に取り組む企業等への助言等による支援の実施	男女共同参画課
	企業・団体等に対する資料提供と協力依頼	男女共同参画課 関係各課
	(公財)いしかわ女性基金による交流促進・研修講座事業の実施	男女共同参画課
	セミナーの開催	労働企画課
	広報誌・啓発冊子による広報・啓発	労働企画課

## 課題1 方針の立案・決定過程への女性の参画の拡大

(2) 企業・団体等における女性の参画の促進		
② 役員等への女性の参画状況の把握	企業や各種団体等における女性の参画状況に関する情報の収集・提供	男女共同参画課
(3) 地域における女性の参画の促進		
① 女性団体の活動支援	石川県各種女性団体連絡協議会等の活動支援	男女共同参画課
	(公財)いしかわ女性基金による交流促進事業の実施、活動支援事業の充実	男女共同参画課
② 女性の地域活動指導者の資質の向上	男女共同参画社会の形成に資する研修会や交流会等の開催支援	男女共同参画課 教育委員会
	(公財)いしかわ女性基金による研修講座事業の実施	男女共同参画課
③ 農林漁業の分野における女性の参画拡大	男女共同参画i&i(あいあい)プラン推進会議の開催 女性リーダー育成及びネットワーク化のための研修の開催	農業政策課
	農業委員会、農業協同組合等の意思決定の場への女性登用にに向けた取組の促進	農業政策課
④ 防災に関する女性の参画拡大	女性防災士等の育成のための研修開催及び受講支援	危機対策課
	防災に関する政策・方針決定の場への女性登用にに向けた具体的な取組の促進	危機対策課
(4) 女性がチャレンジできる社会づくり		
① 女性のチャレンジを促進する社会的気運の醸成	広報誌・広報番組による広報・啓発	男女共同参画課
	(公財)いしかわ女性基金による啓発事業の実施	男女共同参画課
	(公財)いしかわ女性基金による「いしかわ女性のチャレンジ賞」表彰の実施	男女共同参画課
② 女性のチャレンジのための支援	(公財)いしかわ女性基金による研修講座事業の実施	男女共同参画課
	起業チャレンジ事例の収集及び情報提供	男女共同参画課
	多様な主体による女性の活躍に向けた連携体制づくり	男女共同参画課
③ 女性のネットワークづくりへの支援	(公財)いしかわ女性基金による交流促進・研修講座事業の実施	男女共同参画課
④ 女性の人材に関する情報の収集・提供	(公財)いしかわ女性基金による「女性人材バンク」の充実	男女共同参画課
(5) 女性の意見を反映させる機会の拡大		
① 社会的、政治的問題に関する取組への支援	女性県政会議の開催、女性県政学習バス事業の実施	男女共同参画課 全部局
② 女性の政治参画に関する情報の収集・提供	政治分野への女性の参画に関する情報の収集・提供	男女共同参画課

## 課題2 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

### 【現状と課題】

国において、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法や女性活躍推進法の改正など法律や制度の整備が着実に進められ、社会全体での女性活躍を推進する動きが拡大しています。

本県においても、保育サービスの充実等の子育て支援や再就職を希望する女性への就業支援など、女性の働く環境の整備を積極的に進めており、本県の女性の就業率は、平成27年国勢調査で全国第2位となり、女性の社会進出が着実に進展しているといえます。

しかし、一般労働者における男女の給与の格差は、長期的には縮小傾向にあるものの未だ解消には至っておらず（図表23）、その要因として男女の役職や勤続年数の差が大きく影響しているものと考えられます。また、女性の雇用者に占めるパート・アルバイト等非正規雇用者の比率は男性よりも高い状況が続いていますが（図表5）、これらの就業形態は、多様な就業ニーズに応えるというプラス面がある一方、雇用が不安定、賃金が低い、能力開発の機会が乏しいなどの問題が指摘されており、女性が貧困に陥りやすい背景の一つとなっているほか、男女間の待遇面の格差の一因となっています。

また、意識の面では、令和2年に実施した「男女共同参画に関する県民意識調査」によると、主に昇進や昇格の面で女性の不平等感が強く現れています。（図表25）

このほか、性別を理由とする差別的な取扱いや妊娠・出産等に関するハラスメントなどの根絶など、雇用における男女の均等な機会や待遇の確保が不可欠であるといえます。

これらを踏まえ、男女雇用機会均等法や女性活躍推進法など関係する法令や制度の定着のほか、事実上生じている男女間の格差の解消、女性の能力発揮を促すための積極的改善措置の導入等、就業環境の整備に向けた企業等における積極的な取組を促進する必要があります。

### 【施策の方向】

#### （1）雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

##### ①男女雇用機会均等法等の定着促進

雇用の場における男女の均等な機会と待遇を確保するため、男女雇用機会均等法等の一層の定着が図られるよう、企業等への普及啓発を推進します。

また、企業等の男女共同参画推進の自主的な取組を促進します。

##### ②非正規労働者における労働条件の向上

パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者等の非正規労働者の労働条件の向上を図るため、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律等、関係法令の周知に向けた啓発を行います。

##### ③労働相談の実施

雇用の場における差別の解消や就業条件の整備に向けた相談を実施します。

#### ④積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の奨励

企業等に対して、事実上生じている男女間の格差を解消する積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の導入を提起するなどの啓発を行います。

また、企業等における男女共同参画推進の自主的な取組を促進するとともに、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定や着実な実行を支援します。特に、令和4年から一般事業主行動計画の策定等義務の対象が拡大されることを受け、新たに義務の対象となる中小企業等の取組を促進するための行動計画の策定支援や、中小企業等ならではの柔軟な取組事例についての情報提供等に努めます。

#### ⑤企業等の取組の促進

企業等に対して、女性活躍推進の重要性や仕事と家庭の両立のための対策の必要性などの情報を提供し、自主的な取組を行うよう働きかけるとともに、その取組を認定することで、企業等における取組の促進を図ります。

また、女性の活躍が経済に活力をもたらすことについての理解を促すため、女性の登用に積極的な企業等や活躍する女性の好事例の収集及び情報提供に努めます。

### （2）働く女性の妊娠・出産に関わる保護

#### 法や制度の周知

母性保護等に関する法律や制度の周知を図り、女性が妊娠及び出産後も安心して働くことができるよう職場環境の整備を促進します。

### （3）職場における各種ハラスメント等の防止

#### ハラスメント等防止対策の推進

妊娠・出産、育児・介護休業等を理由とする不利益取扱いや、企業におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産、育児・介護休業等に関するハラスメント、パワーハラスメント等の防止に向けた取組の促進と相談体制の充実を図ります。

### 【「いしかわ男女共同参画推進宣言企業」認定制度の概要】

1 **趣旨:** 男女共同参画推進の具体的な取組を宣言する企業等を「いしかわ男女共同参画推進宣言企業」として認定し、広報や各種情報の提供等によりその取組を支援するとともに、取組事例を広く県民等に紹介します。

2 **対象:** 県内に事業所がある企業・団体等を対象とします。

3 **宣言内容:** 次の(1)から(3)の視点で、社内で具体的に取組んでいくことを1つ以上宣言します。

- (1) ポジティブ・アクション(積極的改善措置)推進の取組
- (2) ワークライフバランス(仕事と生活の調和)推進の取組
- (3) その他(男女が共に働きやすい職場環境づくり等)の取組

※より女性活躍を推進するために数値目標を設定して宣言する場合は、「女性活躍加速化クラス」として認定します。



### 4 支援内容

- (1) シンボルマークを交付します。
- (2) 企業名や宣言内容などを積極的に広報します。
- (3) 男女共同参画・女性活躍推進に関する各種セミナーや支援制度等の情報を提供します。
- (4) 県が発注する建設工事、物品の製造請負・購入等、及び建築物管理業務の入札参加資格に係る審査において加点対象となります。

※認定の有効期間は認定した日から起算して5年を経過した日の属する年度の末日までです。

## 課題2 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

施策の方向及び概要	具体的施策	担当課
<b>(1) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保</b>		
①男女雇用機会均等法等の定着促進	広報誌・啓発冊子による広報・啓発	男女共同参画課 労働企画課
	企業等を対象とした普及・啓発	男女共同参画課 労働企画課
	男女共同参画推進に自主的に取り組む企業等の認定、取組を推進する担当社員の設置による促進	男女共同参画課
②非正規労働者における労働条件の向上	パートタイム・有期雇用労働法、労働者派遣法、労働基準法の周知徹底	労働企画課
	職業能力開発プラザにおける相談事業の実施	労働企画課
③労働相談の実施	職業能力開発プラザにおける相談事業の実施	労働企画課
④積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の奨励	企業等を対象とした広報・啓発	労働企画課
	男女共同参画推進に自主的に取り組む企業等の認定、取組を推進する担当社員の設置による促進	男女共同参画課
	女性の活躍推進に取り組む企業等への助言等による支援の実施	男女共同参画課
⑤企業等の取組の促進	育児・介護休業法の周知及び「賃金等労働条件実態調査」の実施	労働企画課
	企業等におけるワークライフバランスの取組の質の向上の支援	少子化対策監室
	企業や各種団体等における女性の参画状況に関する情報の収集・提供	男女共同参画課
	男女共同参画推進に自主的に取り組む企業等の認定、取組を推進する担当社員の設置による促進	男女共同参画課
<b>(2) 働く女性の妊娠・出産に関わる保護</b>		
法や制度の周知	労働基準法及び男女雇用機会均等法の妊娠・出産後の健康管理に関する規定の周知・啓発	労働企画課
	セミナー、広報誌による関係制度の周知・啓発	労働企画課
<b>(3) 職場における各種ハラスメント等の防止</b>		
ハラスメント等防止対策の推進	男女共同参画推進に自主的に取り組む企業等の認定、取組を推進する担当社員の設置による促進	男女共同参画課
	職業能力開発プラザにおける相談事業の実施	労働企画課

## 課題3 男女の仕事と生活の調和(ワークライフバランス)等の実現

### 【現状と課題】

人口減少と少子高齢化が進行する中で、働くことを希望するすべての人が、仕事と家事、育児・介護等の家庭生活やその他の活動を両立できるようにすることは必要不可欠であり、より多くの女性が経済的に自立して活躍できる就業環境の整備として非常に重要な課題です。

さらに、男女が共に地域の活動に参画し、活動を活性化することで、地域社会を豊かなものにしていくことが期待されます。

しかし、長時間労働や転勤等を当然とするこれまでの労働慣行や固定的な性別役割分担意識を背景に、家事や育児等の多くを女性が担っている実態があり、その結果、働く場において女性が就業を中断せざるを得ない場合や活躍することが困難になる場合があります。

「男女共同参画に関する県民意識調査」では、仕事と家庭の両立のために、「育児休業・介護休業制度を利用しやすい職場環境づくり」と「労働時間の短縮や休暇制度の充実」が必要との回答が男女ともに多くなっています。(図表 43) また、女性が仕事を続けていく上での障害については、「家事・育児・介護などにおける家庭内の相互の協力が十分ではないこと」が男女ともに最も多く、次いで「結婚や出産の際退職しなければならない慣行が今でも残っていること」が多くなっています。(図表 44)

これらのことから、出産、育児、介護等への対応も含め、多様で柔軟な働き方等を通じた仕事と生活の調和(ワークライフバランス)がますます重要となっています。そのため、在宅勤務や短時間勤務など新たな就業形態の普及のほか、仕事から一定期間離れた人に対する再就職支援や起業、自営業など多様な就業を可能とする環境の整備を一層充実していく必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、女性の雇用、所得への影響や子育て、介護等の負担増が懸念される一方で、これを契機として、テレワークの導入やオンラインの活用が進み、多様で柔軟な働き方に関する新たな可能性ももたらされています。テレワークの活用を一層促進することは、ワークライフバランスの推進や生産性の向上に資するものであり、男女が共に社会責任と家庭責任を担う男女共同参画の観点からも重要です。

### 【施策の方向】

#### (1) 仕事と生活の調和(ワークライフバランス)の推進

##### ① 企業等におけるワークライフバランスの取組促進

育児・介護休業について、企業等をはじめ労働者及び一般県民に周知・啓発を進めるとともに、長時間労働の削減など男性が家庭・地域等へ参画しやすい職場環境が実現されるよう、企業等に対する意識啓発を図ります。

次世代育成支援対策推進法及びいしかわ子ども総合条例に基づく、企業等におけるワークライフバランスの行動計画である一般事業主行動計画の着実な実行や取組の更なる充実などの質の向上の支援・促進を行うとともに、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定及び着実な実行の支援などにより、男女共同参画推進の自主的な取組を促進します。

また、県は、次世代育成支援対策推進法並びに女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画により、職員の仕事と子育ての両立を推進します。

## ②県民のワークライフバランス実現に向けた普及啓発・取組支援

広く県民に対してワークライフバランスの大切さを啓発するとともに、働きながら子育てをする際の不安の解消や、仕事と子育ての両立のノウハウの提供を行います。

## ③育児・介護を行う労働者の就労継続の支援

労働者が仕事と育児・介護を両立できるよう、関係機関と連携して啓発を行うとともに、事業所内保育施設設置など、企業等の自主的な取組を支援します。

また、休業期間中に必要な生活資金の低利での融資や、臨時的・突発的な保育や軽易な介護等に対する地域での相互援助活動を推進します。

## ④育児・介護休業者の代替要員の確保

育児・介護休業者の代替要員確保のための助成制度の周知・啓発を行います。

## (2) 労働環境の整備

### ①労働時間の短縮

長時間労働削減等の働き方改革に向け、企業等の男女共同参画推進の取組事例の収集及び情報提供に努めます。また、働き方改革関連法への対応についての実践的な情報を提供するとともに、関係機関と連携して啓発を行います。

さらに、年次有給休暇の取得促進、完全週休二日制やリフレッシュ休暇等各種休暇制度の導入などの普及に努めます。

### ②柔軟な働き方に向けたテレワーク等の普及

時間を有効に活用でき、場所の制約を受けないテレワークや効率的・自律的に働けるフレックスタイム制度等の普及促進に努めます。

## (3) 女性の再就職や職業能力発揮に対する支援の充実

### ①再就職希望者への支援

就業を中断した女性労働者の職業経験や実績を活用するため、企業等に対して再雇用制度の導入の働きかけを行います。

また、再就職を希望する女性のために、「女性ジョブサポート石川」を通じて、企業見学会やセミナーの開催などによる支援を行います。

### ②公共職業訓練等の推進

多様なニーズに対応した職業訓練を、産業技術専門校等の公共職業能力開発施設及び民間教育訓練機関を活用し推進します。

### ③職業能力開発のための研修等の充実

女性の職業能力開発のために、企業、団体に対して研修や訓練の機会の充実を図るよう働きかけを行います。

④就業及び職業能力開発にかかる情報提供・相談体制の充実

あらゆる求職者のニーズにワンストップで対応できる「いしかわ就職・定住総合サポートセンター（ILAC）」内に「女性ジョブサポート石川」を設置し、個人の意欲と能力に応じた職業の情報提供や相談への対応をはじめ、職業能力発揮のためのキャリアカウンセリングや職域拡大、職業能力の向上のために必要な情報の提供、相談体制の充実に努めます。

(4) 多様な生き方、多様な働き方を可能にするための支援及び就業環境の整備

①女性起業家への支援

女性起業家に対し、経営管理や法制度等の基礎的な知識を習得するための講座の開催や情報の提供、ビジネスプランの策定、制度融資等による支援体制を整備します。

起業を目指す女性に対しては、相談窓口の開設や起業に際して必要な知識を得るための講座の開催、ネットワーク形成のための交流促進のほか、取組事例の収集及び情報提供に努めます。

②雇用によらない働き方等における就業環境の整備

適切な労働時間や休日の確保等労働条件の整備について普及啓発を行います。

また、自営業を含む小規模事業者やフリーランスとして働く女性の経営能力や販売方法・技術等の向上を図るための研修・セミナー開催等を支援します。

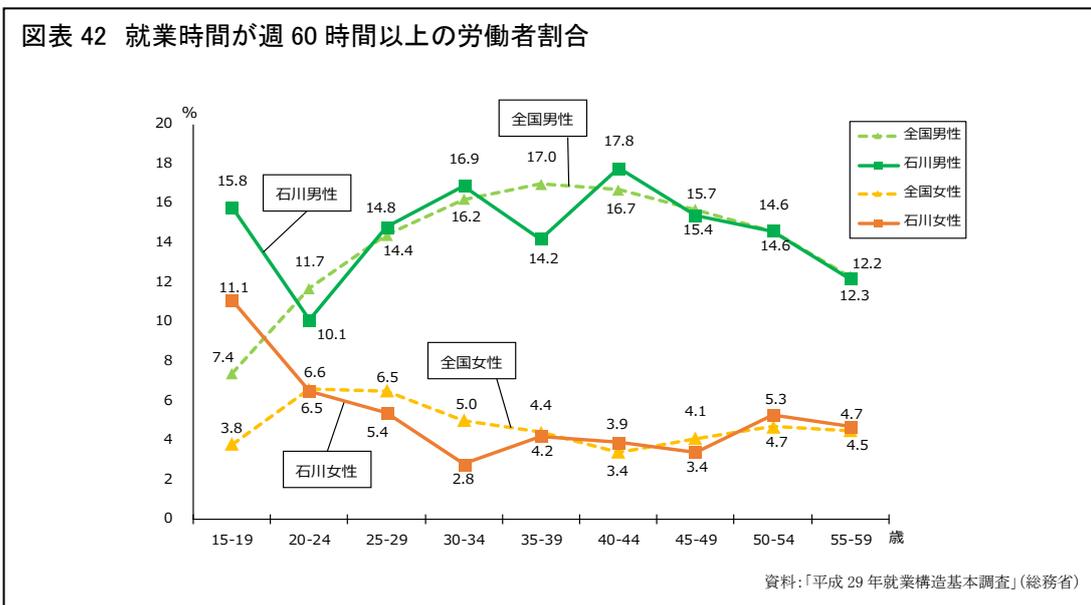
③新たな就業形態における就業環境の整備

企業等に対し、在宅勤務や短時間勤務、フレックスタイム勤務などの就業環境の整備についての啓発を推進します。

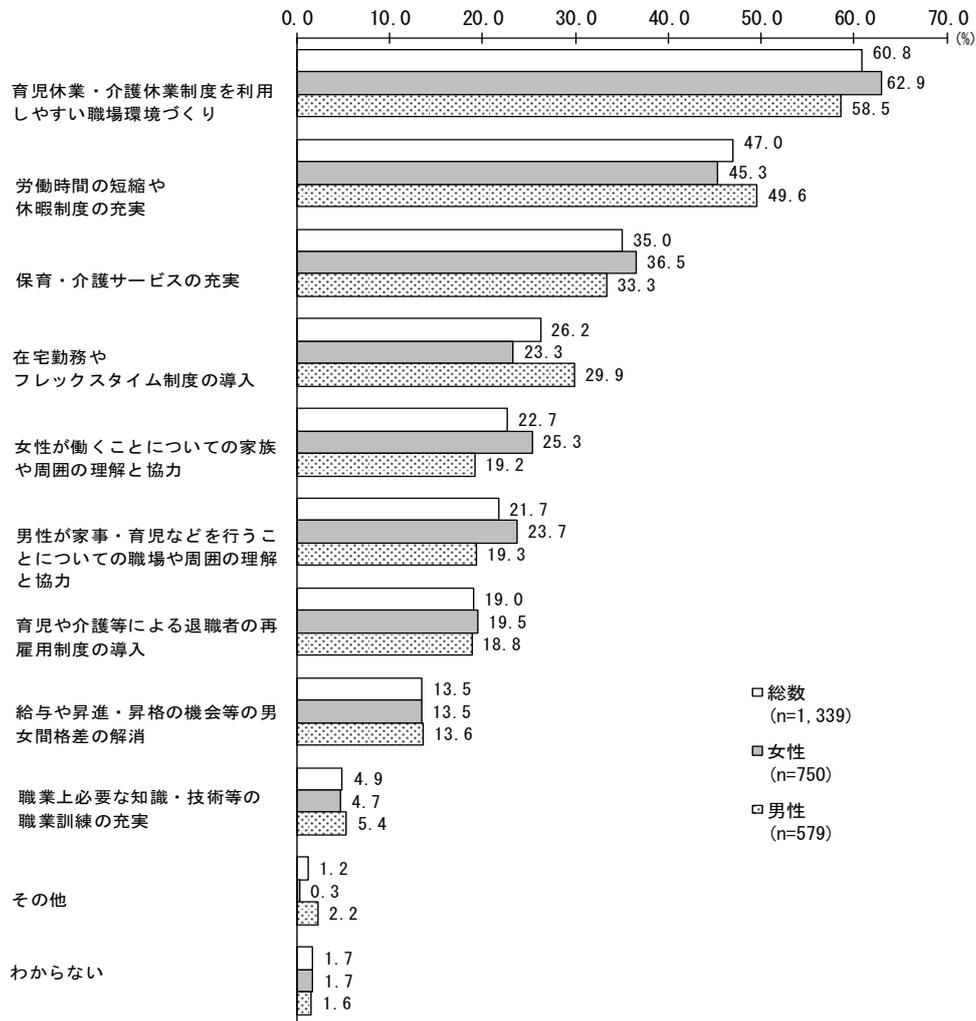
④女性のキャリア形成への支援

企業等の自主的な取組を認定することで企業等における取組の促進を図ります。

また、働く女性とその能力を十分発揮できるよう資質の向上や意識の高揚を図ることにより、女性のキャリア形成と企業による管理職等の意思決定層への登用を支援します。

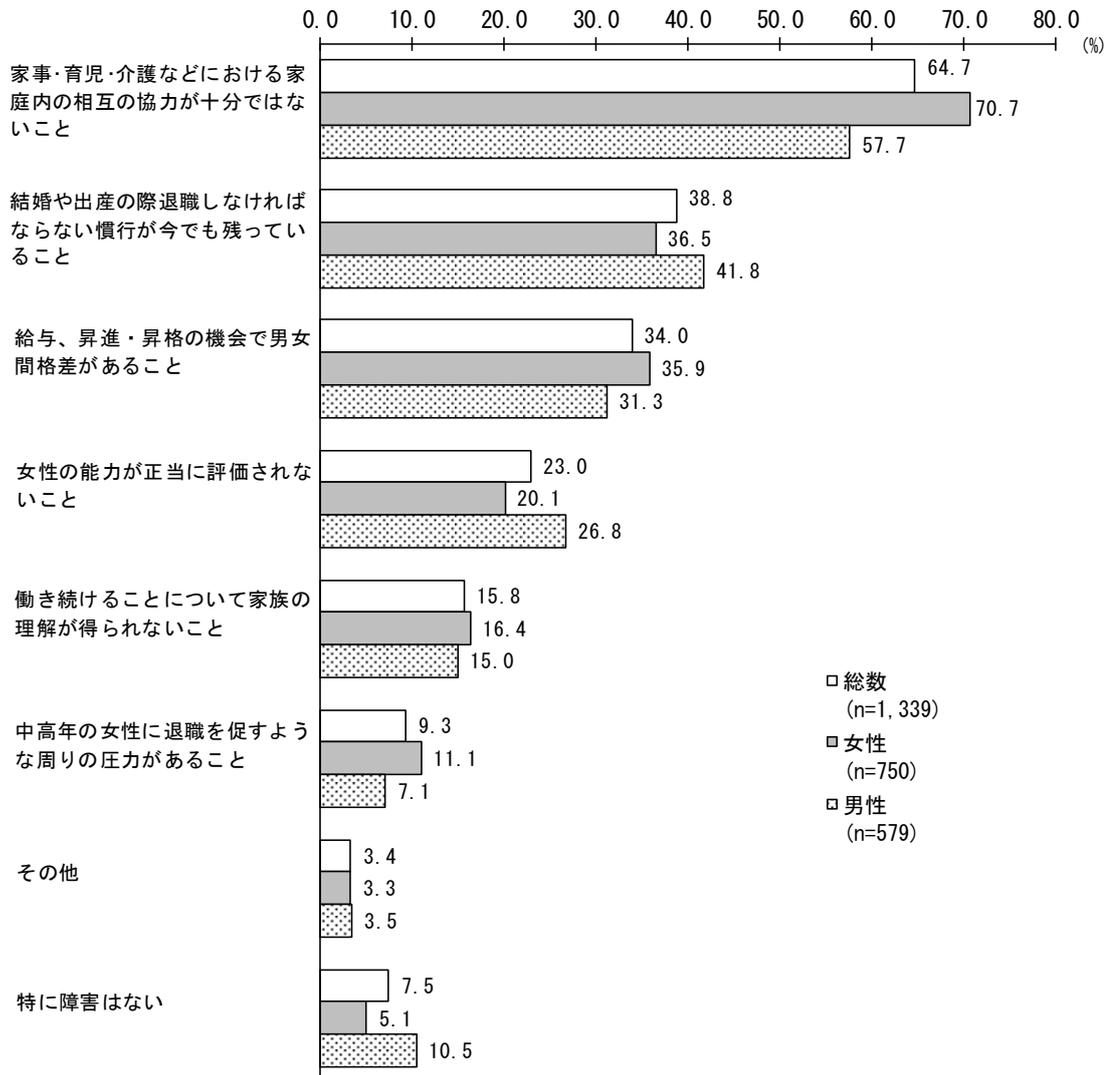


図表 43 男女が共に仕事と家庭を両立していくために必要なこと(再掲)



資料:「男女共同参画に関する県民意識調査」(令和2年度)

図表 44 女性が働き続ける上での障害



資料:「男女共同参画に関する県民意識調査」(令和2年度)

### 課題3 男女の仕事と生活の調和(ワークライフバランス)等の実現

施策の方向及び概要	具体的施策	担当課
<b>(1) 仕事と生活の調和(ワークライフバランス)の推進</b>		
①企業等におけるワークライフバランスの取組促進	セミナー、広報誌による関係制度の周知・啓発	男女共同参画課 労働企画課
	「次世代育成支援対策推進法」及び「いしかわ子ども総合条例」に基づく一般事業主行動計画の策定の支援	少子化対策監室
	企業等におけるワークライフバランスの取組の質の向上の支援	少子化対策監室
	ワークライフバランスに積極的に取り組む企業等の表彰	少子化対策監室
	企業等における男性の子育て参画促進に向けた取組の推進	少子化対策監室
	男女共同参画推進に自主的に取り組む企業等の認定、取組を推進する担当社員の設置による促進	男女共同参画課
	県職員の在宅勤務制度及びフレックスタイム制度の導入検討、モバイルワークの推進等による多様で柔軟な働き方の推進	人事課
	県職員の育児休業制度の周知及び取得しやすい職場の雰囲気づくりの推進	人事課
	県の男性職員の育児休業等の取得促進に向けた取組の実施	人事課
	育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰の支援	人事課
育児等を担う職員等の人材育成に向けた取組の実施	人事課	
②県民のワークライフバランス実現に向けた普及啓発・取組支援	「県民育児の日」の普及啓発	少子化対策監室
	若者のライフプラン教育の充実	少子化対策監室
	育児休業からの復帰とその後の就業継続の支援	少子化対策監室
	男性の子育てへの参画に向けた意識啓発	少子化対策監室
③育児・介護を行う労働者の就業継続の支援	ファミリー・サポート・センター事業の実施	少子化対策監室 労働企画課
	セミナー、広報誌による関係制度の周知・啓発	労働企画課
④育児・介護休業者の代替要員の確保	セミナー、広報誌による関係制度の周知・啓発	労働企画課
<b>(2) 労働環境の整備</b>		
①労働時間の短縮	企業等の男女共同参画の推進に係る取組事例の収集及び情報提供	男女共同参画課
	「賃金等労働条件実態調査」の実施	労働企画課
	セミナー、広報誌による関係制度の周知・啓発	労働企画課
	働き方改革関連法への対応に関するセミナーの実施による、実践的な情報の提供及び意識啓発	労働企画課
②柔軟な働き方に向けたテレワーク等の普及	セミナー、広報誌による関係制度の周知・啓発	労働企画課
	県職員の在宅勤務制度及びフレックスタイム制度の導入検討、モバイルワークの推進等による多様で柔軟な働き方の推進	人事課

### 課題3 男女の仕事と生活の調和(ワークライフバランス)等の実現

(3) 女性の再就職や職業能力発揮に対する支援の充実		
①再就職希望者への支援	再雇用制度の広報誌等による周知・啓発	労働企画課
	「女性ジョブサポート石川」による女性の再就職支援事業の実施	労働企画課
	(公財)いしかわ女性基金による研修講座事業の実施	男女共同参画課
②公共職業訓練等の推進	訓練生の募集促進	労働企画課
	離職者等高度人材養成推進事業の実施	労働企画課
③職業能力開発のための研修等の充実	商工会議所、商工会女性部活動に対する支援、助成	経営支援課
④就業及び職業能力開発にかかわる情報提供・相談体制の充実	女性ジョブサポート石川による情報提供及び相談の実施	労働企画課
(4) 多様な生き方、多様な働き方を可能にするための支援及び就業環境の整備		
①女性起業家への支援	創業支援プログラムによる支援	経営支援課
	創業者支援融資による支援	経営支援課
	起業に関する情報提供	経営支援課
	起業に関する女性専用の相談窓口の設置	男女共同参画課
	(公財)いしかわ女性基金による研修講座事業の実施	男女共同参画課
②雇用によらない働き方等における就業環境の整備	商工会議所、商工会女性部活動に対する支援、助成	経営支援課
③新たな就業形態における就業環境の整備	セミナーの実施、職業能力開発プラザでの相談事業の実施、広報誌による啓発	労働企画課
④女性のキャリア形成への支援	男女共同参画推進に自主的に取り組む企業等の認定、取組を推進する担当社員の設置による促進	男女共同参画課
	(公財)いしかわ女性基金による研修講座事業の実施	男女共同参画課

## 課題4 地域における男女共同参画の推進

### 【現状と課題】

地域は、家庭とともに人々にとって最も身近な暮らしの場といえます。本格的な人口減少社会が到来した中で、活力ある地域社会を維持していくためには、一人ひとりが夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成が不可欠です。

地域における男女共同参画を推進していくためには、地域のさまざまな人々が参加できる場において、男女共同参画に関心が薄い人々も含め、誰もが男女共同参画の意義を理解できるよう身近な課題を取り上げ、わかりやすい意識啓発の取組を進めていくことが重要です。

また、農山漁村において、女性は生産や経営の実質的な担い手であるとともに、地域社会の活性化に大きく貢献しているにもかかわらず、適正な評価がなされていないことや、経営の方針決定等に参画していないことが多い現状にあります。

農山漁村における男女共同参画を確立するためには、家庭や地域、そして女性自身の意識改革を進めるとともに、農林水産業に従事する女性の経営管理能力や技術の向上を図りながら、生産組織や組合、地域のさまざまな方針決定の場に女性が参画していくことが重要です。加えて、農山漁村における仕事と生活の調和を促進するために、家事・育児・介護等の家庭内の役割分担や労働時間、報酬等の就業条件を明確にした家族経営協定の締結を進めていく必要があります。

さらに、暮らしやすく活力ある地域社会とするため、環境、消費、教育活動、ボランティアなどさまざまな地域活動への男女の参画を促進することが必要です。

### 【施策の方向】

#### (1) 男女共同参画の推進員及び応援団の活動の促進

##### ①男女共同参画の推進員及び応援団による啓発活動の推進

県民の協力を得て男女共同参画の推進を図るため、石川県男女共同参画推進条例に基づき設置した男女共同参画推進員による地域における啓発活動を推進します。

また、男女共同参画推進員経験者等で構成された男女共同参画推進応援団と男女共同参画推進員が連携して啓発活動を行うことにより、地域での男女共同参画を推進します。

##### ②男女共同参画の推進員及び応援団の活動支援

男女共同参画推進員及び男女共同参画推進応援団に対し、啓発方法等の研修や各種情報、普及啓発資料の提供等を行い、活動を支援します。

#### (2) 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立

##### ①地域社会の構成員としての女性の社会参画の促進

男女共同参画社会の理解と周知のため、情報発信や啓発等を行い、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼす役割分担意識や慣習の是正を図ります。

## ②職業人としての能力向上による女性の経営参画の促進

女性農業者が主体性を持った対等なパートナーとして経営に参画するため、役割と責任を明確化する「家族経営協定」の締結を促進します。

女性農業者の能力向上を図り、女性認定農業者を育成します。

研修会等の開催により、起業活動の支援及び経営企画力向上に向けた新商品開発や販売手法の習得の支援を行います。

## ③働きやすい環境の整備

女性の活動の周知のため、農林漁業まつりや表彰事業などを通して情報を発信します。

女性のネットワークの強化を図り、気軽に情報交換ができる場を創出します。

## (3) 地域活動等における男女共同参画の促進

### ①地域活動への参画の促進

地域での固定的な性別役割分担意識については、男女共同参画社会の形成を阻害するものであれば見直しを呼びかけ、また、自治会、町内会等の地域組織の運営等地域づくりへの女性の積極的な参画を促進します。

また、男女共同参画の推進に資する活動を続けている個人や団体を表彰し、地域における活動の気運の醸成や裾野の拡大を図ります。

### ②環境保全活動への参画促進

男女が共に環境保全に向けた取組に参画することを支援・促進します。

### ③消費者市民社会の形成への参画促進

被害に遭わない消費者、合理的意思決定ができる消費者として、男女が共によりよい市場とよりよい社会の発展のために積極的に関与できるよう、その育成を支援します。

### ④教育活動への参画促進

P T A 活動や地域の教育活動における男女共同参画の促進を図るための啓発を行います。

子どもたちの健全な人間形成を目指して、学校、家庭、地域社会が一体となった「心の教育」の推進に努めます。

### ⑤ボランティア活動等への参画促進

男女が希望に応じてボランティア活動に参加できるよう、ボランティア関係団体等と連携し、情報提供等に努めます。

また、N P O 活動への参加促進のための環境整備を推進します。

#### 課題4 地域における男女共同参画の推進

施策の方向及び概要	具体的施策	担当課
<b>(1) 男女共同参画の推進員及び応援団の活動の促進</b>		
①男女共同参画の推進員及び応援団による啓発活動の推進	男女共同参画推進員による地域における普及活動の推進	男女共同参画課
	男女共同参画推進応援団と男女共同参画推進員が連携した活動による地域での男女共同参画の推進	男女共同参画課
②男女共同参画の推進員及び応援団の活動支援	男女共同参画推進員等に対する研修の充実	男女共同参画課
	男女共同参画推進員等に対する各種情報、普及啓発資料の提供等による活動の支援	男女共同参画課
<b>(2) 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立</b>		
①地域社会の構成員としての女性の社会参画の促進	「男女共同参画i&i(あいあい)プラン」に基づく行動の促進	農業政策課
	「農山漁村男女共同参画推進大会」、「地区農山漁村女性の日記念行事」の開催	農業政策課
②職業人としての能力向上による女性の経営参画の促進	家族経営協定の必要性を啓発し、締結を促進	農業政策課
	起業活動の支援や、新商品開発や販売手法の習得の支援	農業政策課
③働きやすい環境の整備	農林漁業まつりや表彰事業を通じた情報の発信	農業政策課
	女性農業者等の交流の促進	農業政策課
<b>(3) 地域活動等における男女共同参画の促進</b>		
①地域活動への参画の促進	(公財)いしかわ女性基金による研修講座事業の実施	男女共同参画課
	石川県男女共同参画推進員等による啓発活動の実施	男女共同参画課
	男女共同参画の推進に資する活動に対する表彰の実施	男女共同参画課
②環境保全活動への参画促進	県民・事業者・NPO等の環境保全に関する協働の推進	環境政策課
	環境問題に関する情報の提供や交流の場の提供	環境政策課
	地域における環境学習への支援	環境政策課
③消費者市民社会の形成への参画促進	講演会、研修会等における啓発並びに消費者団体への支援	生活安全課
④教育活動への参画促進	「心の教育」の推進	教育委員会
	石川県婦人団体協議会の活動支援	教育委員会
	公民館等の社会教育施設における学習機会の提供	教育委員会
⑤ボランティア活動等への参画促進	ボランティアの養成	県民交流課 関係各課
	ボランティア活動への支援	県民交流課 関係各課
	ボランティア関係情報の収集・提供	県民交流課 関係各課
	NPO活動の普及啓発及び人材の養成	県民交流課 関係各課
	NPO活動支援及び協働の推進	県民交流課 関係各課

## ■基本目標Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

### 課題5 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

#### 【現状と課題】

配偶者等からの暴力（DV：ドメスティック・バイオレンス）、性犯罪・性暴力、職場におけるハラスメント、ストーカー行為などの女性等に対する暴力は、男女共同参画社会の形成を阻む大きな要因になっています。

「男女共同参画に関する県民意識調査」によると、配偶者等からの暴力について、これまで1度でも被害（「身体的暴行」「心理的攻撃」「経済的圧迫」「性的強要」のいずれか1つでも）を受けた人は、女性は35.8%、男性は24.6%となっています。（図表30）また、その被害の相談先については、どこ（だれ）にも相談していない割合が男女ともに最も高く、被害が潜在化する傾向にあります。（図表45）

配偶者等からの暴力は、個人的問題ではなく多くの人々に関わる社会問題であることをすべての県民が理解し、「暴力を許さない」という意識を社会全体で醸成するとともに、その根絶に向けた取組や被害者への支援の充実を図る必要があります。

また、交際相手からの暴力（いわゆるデートDV）を受けている被害者がいることも明らかになっています。（図表31）そのため、若い世代に対し、暴力を許さない意識を形成、確立するため、学校と連携して予防啓発を行うとともに、男女平等観に基づいた一人ひとりを大切にする教育や人権に関する教育の推進を図ることが必要です。

また、配偶者等からの暴力に関する相談・支援体制については、被害者にとって最も身近な行政主体である市町と連携して取り組むとともに、各市町において地域の実情に応じた被害者支援体制が整備されるよう働きかける必要があります。

性犯罪・性暴力は被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすものであることから、その根絶に向けて、誰もが性犯罪・性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないよう社会全体でこの問題に取り組む必要があります。

「男女共同参画に関する県民意識調査」によると、性暴力被害について「被害にあうのはたいてい暗い夜道やひと気のない場所である」、「性暴力にあうのは、若い女性である」など、事実と異なるイメージを持つ人が多いことが分かります。（図表46）このようなイメージは「被害者側にも落ち度があったのだろう」という誤った認識につながりかねず、被害者が加害者のみでなく周囲の無理解または配慮に欠ける言動によりさらに傷つけられるという「二次被害」を受けることが懸念されます。

性犯罪・性暴力に対しては、被害者に寄り添った支援を進めるとともに、二次被害を防止する観点からも、県民に対して広報啓発やメディア等を通じた的確な情報発信を行うことにより、性暴力被害に対するより一層の理解促進を図る必要があります。

一方で、女性や子どもをもっぱら性的ないしは暴力行為の対象として捉えたメディアにおける性・暴力表現は、男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものであり、女性や子どもに対する人権侵害となるものもあるため、これらに適切に対応する必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症などの非常時には、家庭内の暴力の増加や深刻化が懸念されますが、こうした非常時においても関係機関と連携しながら、相談から保護、自立までの切れ目ない支援を行うことが重要です。

## 【施策の方向】

### (1) 女性等に対するあらゆる暴力への対策の推進

#### ①女性等に対する暴力防止についての意識啓発

配偶者等からの暴力をはじめとするあらゆる暴力を防ぐため、暴力は犯罪となる行為を含む人権侵害であり、決して許されるべきではないことの一層の意識啓発を図り、関係する法制度の趣旨や内容等について広く周知し、的確な運用に努めるほか、若年層に対し、暴力を許さない意識を形成・確立するための教育・啓発を行います。

また、被害者がその被害を安心して相談できる環境整備に努め、ケースに応じた適切な相談やカウンセリング、さらに自立支援までを行うとともに、男性被害者や性的少数者(\*4)に対する適切な配慮が図られるよう、相談及び支援体制の充実を図ります。併せて、被害者と接する機会の多い職業の従事者が、被害者の心情や精神状態に十分配慮した対応ができるよう研修等の充実を図り、関係機関が連携を取りながら、女性等に対する暴力の根絶に向けて総合的に取り組みます。

また、子ども・女性を対象とした犯罪を未然に防ぐため、市町や施設管理者等と連携しながら、犯罪防止に配慮した構造・設備を有する道路、公園等の施設の普及を推進します。

#### ②ストーカー事案等への対策の推進

ストーカー事案等、恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案においては、被害者保護等を適切に実施するための体制を整備するとともに、違法行為に対しては、行政措置、検挙措置等を講じていきます。

ストーカー行為の被害者の支援については、ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく援助、婦人相談所等による支援のほか、各種被害防止策を的確に実施します。また、関係機関との連携を強化して効果的な被害者支援を推進します。

#### ③セクシュアルハラスメント防止対策の推進

職場におけるセクシュアルハラスメント防止が盛り込まれた男女雇用機会均等法及び同法に基づいて定められた、事業主が雇用管理上配慮すべき事項の周知を図り、国籍や性別等に関係なく相談できる体制の充実に努めるとともに、加害者の多くを占める男性の意識改革に向けた取組を進めていきます。

教育現場におけるセクシュアルハラスメント防止対策については、文部科学省「セクシュアルハラスメントの防止等に関する規程（平成11年3月）」に基づき、管理職等を対象とした研修の実施や、苦情処理体制の整備など防止の取組が適切になされるよう努めます。

地域活動をはじめ、就職活動中の学生や請負契約の関係者など直接雇用関係にない労働の場などにおいても、セクシュアルハラスメントの定義の周知や問題の根底にある差別意識の解消に向けた啓発を進めます。

---

\*4 性的少数者

同性愛者や両性愛者のほか、生物学的な性（からだの性）と性の自己認識（こころの性）が一致しない性同一性障害者などのこと。

#### ④人身取引への対策の推進

警察等関係機関が連携し、関係法令の適切な運用と必要に応じた被害者の保護を実施します。

#### ⑤インターネットを含むメディアにおける人権尊重

インターネットを含むメディアにおける不適切な性・暴力表現を防止するための情報提供に努めます。

近年、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）などインターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、これを利用したデートDV、性犯罪・性暴力、売買春等の暴力は一層多様化しており、このような暴力やハラスメントの加害者にも被害者にもならないよう安全・安心な利用に向けた啓発を進めます。

また、心身ともに成長過程にあり感受性に富む青少年の健全育成の観点から、いしかわ子ども総合条例を踏まえ、有害図書等の指定制度の効果的な運用に努めるほか、インターネットの利用により犯罪やトラブルに巻き込まれることのないよう、インターネットに潜む危険性とその被害防止及び適正な利用の普及啓発に努めます。

#### ⑥売買春への対策の推進

関係法令及び諸規定を厳正かつ適切に運用し、売買春の斡旋行為等の取締りの強化を図ります。

また、売買春を未然に防止するため、経済的、精神的に不安定な状態にある女性に対して広く相談に応じる中で、売春をするおそれのある女性には指導を実施するなど婦人保護事業の一層の充実に努めます。

特に児童買春は、その心身の成長に甚大な悪影響を及ぼすおそれがあることから、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律及びいしかわ子ども総合条例に基づく取締りを厳正かつ的確に行うとともに、被害児童に対しては、カウンセリングを実施するなど、心のケアに努めます。また、非行に走った児童に対しては、適切な立ち直りの支援に努めます。

また、学校教育の場においても、心身に被害を受けた児童生徒に対して、プライバシーに十分配慮したうえで、適切に対応します。

## (2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

### ①安心して相談できる体制の充実

配偶者等からの暴力被害者の相談・保護を行う「女性相談支援センター」及び関係機関との連携を密にし、相談から保護、自立まで被害者のそれぞれの状況に応じた総合的な施策を推進します。

被害者からの相談に適切に対応するため、女性相談支援センターの相談員等の育成と資質向上に取り組むとともに、住民に最も身近な相談窓口である市町においても、相談体制の充実を図るため、配偶者等からの暴力についての専門知識を持つ相談員を育成するための研修を実施するなどの支援を行います。

加えて、女性相談支援センターや市町の相談窓口の周知が十分でないことから、市町とともに、相談機関や最寄りの配偶者暴力相談支援センターにつながる全国共通短縮ダイヤル「#8008（はれれば）」について、積極的に広報し、周知に努めます。

また、市町において、相談対応から被害者の保護及び自立支援まで対応できる配偶者暴力相談支援センターの設置が促進されるよう積極的に働きかけ等を行うとともに、設置を検討する市町に助言や情報提供等の支援を行います。

### ②被害者保護体制の充実・自立支援の推進

被害者が緊急に保護を必要とする場合には、女性相談支援センターにおいて一時保護し、身体の安全を確保するとともに、心身の健康状態等を把握し、心理的ケアなど初期に必要な支援を行います。

住宅の確保の支援については、公営住宅への入居優遇措置の充実に努め、市町営住宅について市町に協力を要請します。また、女性相談支援センターの支援を受けながら自立に向けた準備ができるよう確保された中間施設の十分な活用を図ります。

経済的自立に向けては、就業支援の情報提供等の支援を行います。

また、被害者に対する継続的な精神的・心理的ケアや助言の実施等、メンタルヘルスケアの充実を図ります。

### ③配偶者等からの暴力の防止・若年層への予防啓発の推進

「暴力を振るうことは人権侵害である」ということを加害者に理解させるための意識啓発を行います。また、暴力を止めたいと自覚している加害者に対し、自らの暴力の責任を負い、暴力を抑止できるようになるための個別相談を行います。

また、配偶者等からの暴力のある家庭では、児童への虐待が存在している場合が多数あることから、配偶者暴力防止法の改正等を踏まえて児童相談所など児童虐待への対応機関と連携し、児童虐待の早期発見・早期対応、被害児童の迅速かつ適切な保護に努めます。

また、配偶者等からの暴力の防止には、若年層に対し、配偶者等からの暴力について考える機会を積極的に提供することが有用であることから、男女平等観に基づいた一人ひとりを大切にする教育や人権尊重に関する教育の推進を図るとともに、デートDVの防止に関する教育・啓発を行います。

#### ④市町・関係機関等との連携及び被害者支援体制充実への働きかけ

被害者のそれぞれの状況に応じた支援を行うため、県と市町の連携強化を図り、市町における被害者支援体制が充実されるよう働きかけるとともに、市町の「配偶者暴力防止法に基づく基本計画」の見直しの際には、必要な助言、支援等を行います。

また、配偶者等からの暴力と児童虐待が密接に関連していることを踏まえ、女性相談支援センターの要保護児童対策地域協議会への参画などにより、児童相談所など関係機関との連携を一層強化し、適切な対処に努めます。

加えて、被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体等との連携を図りながら事業を共催するなどの協働に努めるほか、民間の団体等に対して、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に資する情報の提供や、研修への参加を促進するなどの支援に努めます。

### (3) 性犯罪・性暴力への対策の推進及び被害者支援

#### ①相談等をしやすい体制と切れ目ない被害者支援の充実

性犯罪・性暴力被害者支援のためのワンストップ支援センターである「いしかわ性暴力被害者支援センター（パープルサポートいしかわ）」において、被害者が被害直後から相談、医療的支援、法的支援、心理的支援などの心身のケアを安心して受けられるよう、関係機関と連携しながら切れ目なく必要な支援をコーディネートします。そして、被害者の心情に配慮しながら、警察への届出を促し、性犯罪の潜在化防止に努めます。また、支援に携わる相談員や関係機関等の研修を実施し、専門性を高めます。

併せて、いしかわ性暴力被害者支援センターをはじめ、最寄りのワンストップ支援センターにつながる全国共通短縮番号「#8891（はやくワンストップ）」や、各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる「#8103（ハートさん）」など相談窓口等の積極的な広報に努めます。

また、性犯罪に対して被害届がなされた場合に、被害者の心情に配慮した事情聴取や情報提供、保護を行い、産婦人科医師等、関係機関との連携により、被害者の負担を軽減するよう努めるとともに、性犯罪捜査における体制を充実し、関係機関との連携により捜査過程における被害者の負担軽減や二次被害の防止を推進します。

#### ②性犯罪・性暴力の当事者にならない教育・啓発の推進

性暴力被害の相談が多い若年層が性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないように、性暴力について正しく認識し、万が一被害に遭った場合はためらわずに周囲の大人に相談することなどの教育・啓発に積極的に取り組みます。

また、「相手の同意のない性的行為をしてはならない」、「性暴力はあってはならないものであり、悪いのは加害者である」という社会の意識を醸成することが大切であり、啓発活動を効果的に展開します。

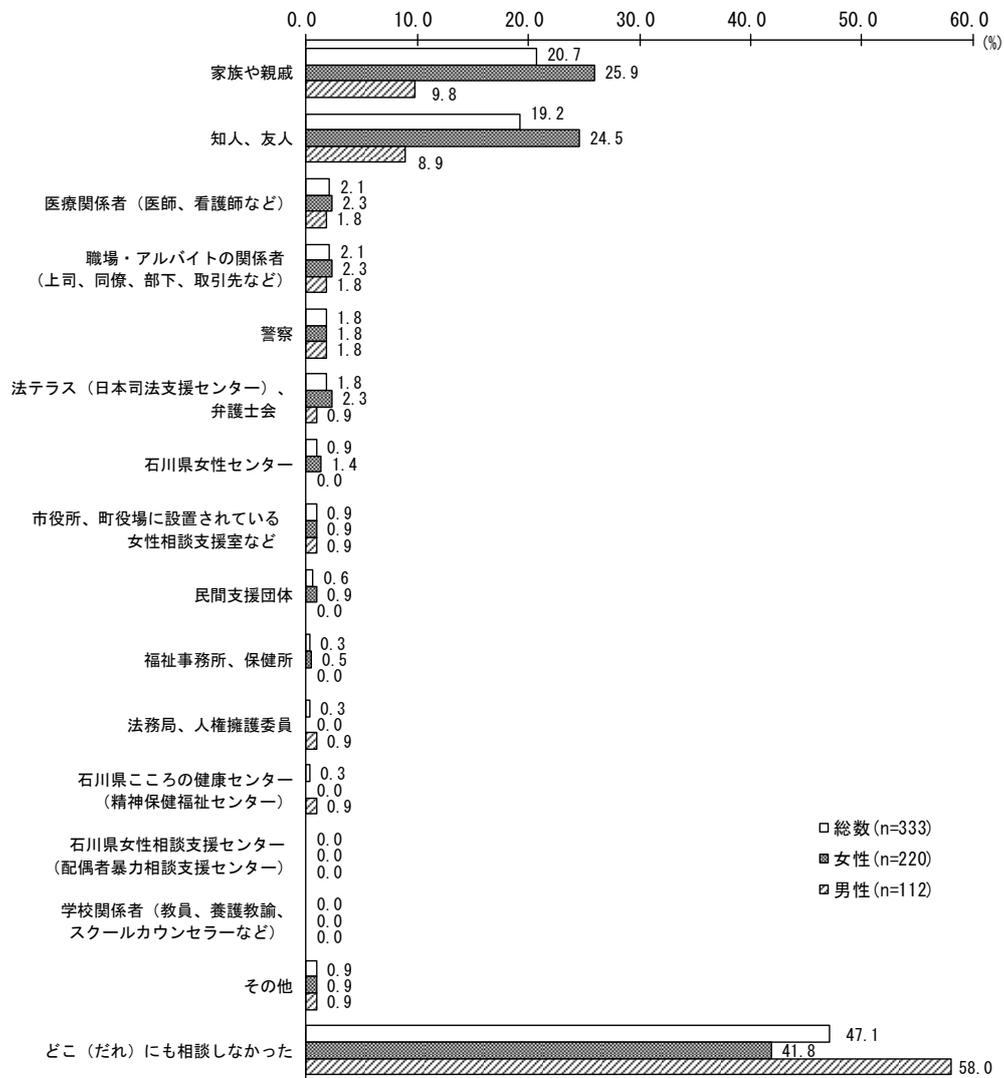
#### ③関係機関との連携の強化

被害者支援に携わる関係機関によるネットワークを形成し、情報の共有等を行います。また、被害者の要望に応じた支援をコーディネートできるよう、警察、産婦人科医会、弁護士会等の関係機関との連携を推進します。

#### ④性に関する不法なケース等への対策

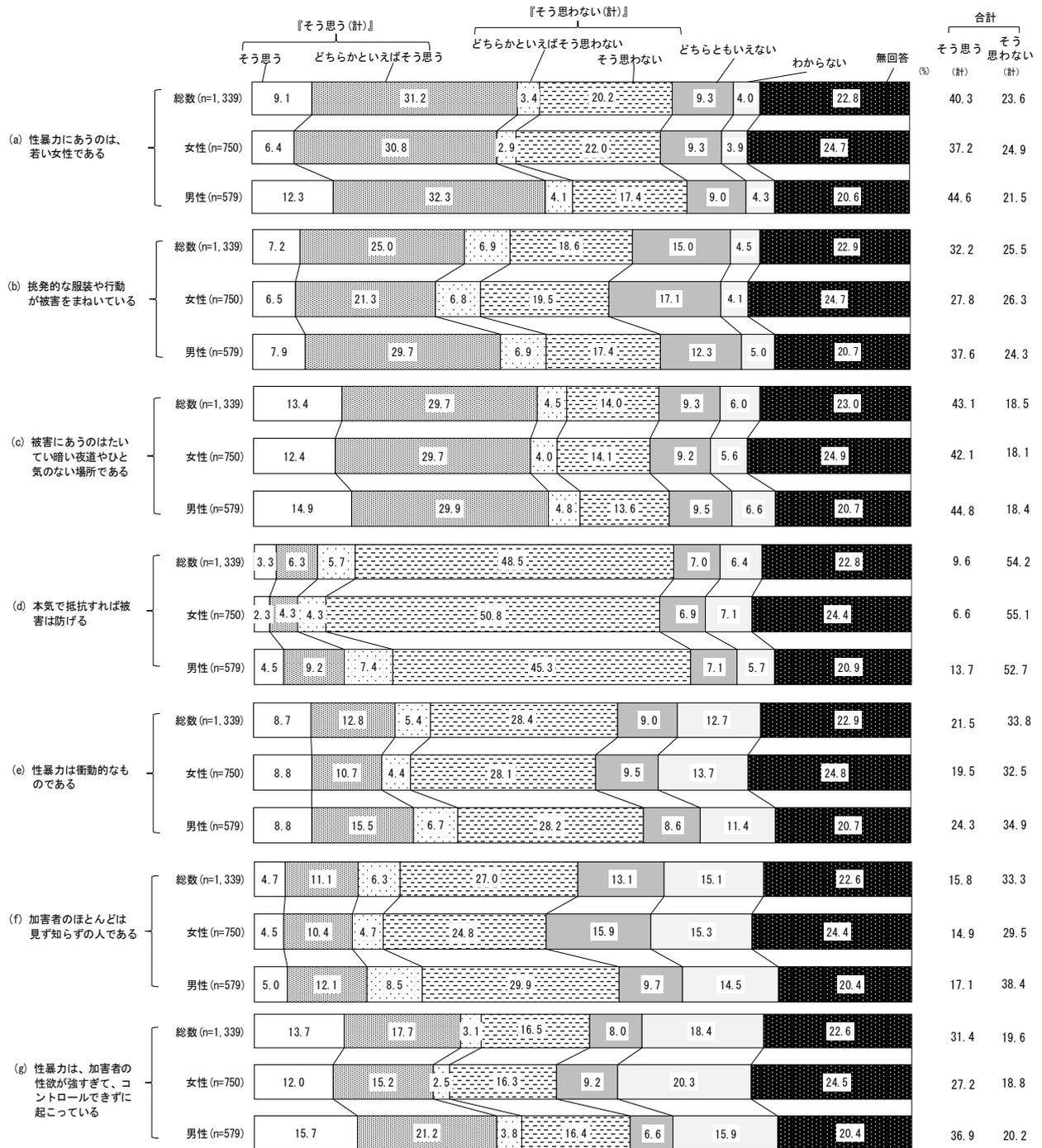
性に関する情報の氾濫や性を売り物とする営業など、不法なケースについて積極的に取締りを行うとともに、卑わいな広告等の取締りと排除活動を推進します。

図表 45 配偶者からの暴力についての相談経験の有無



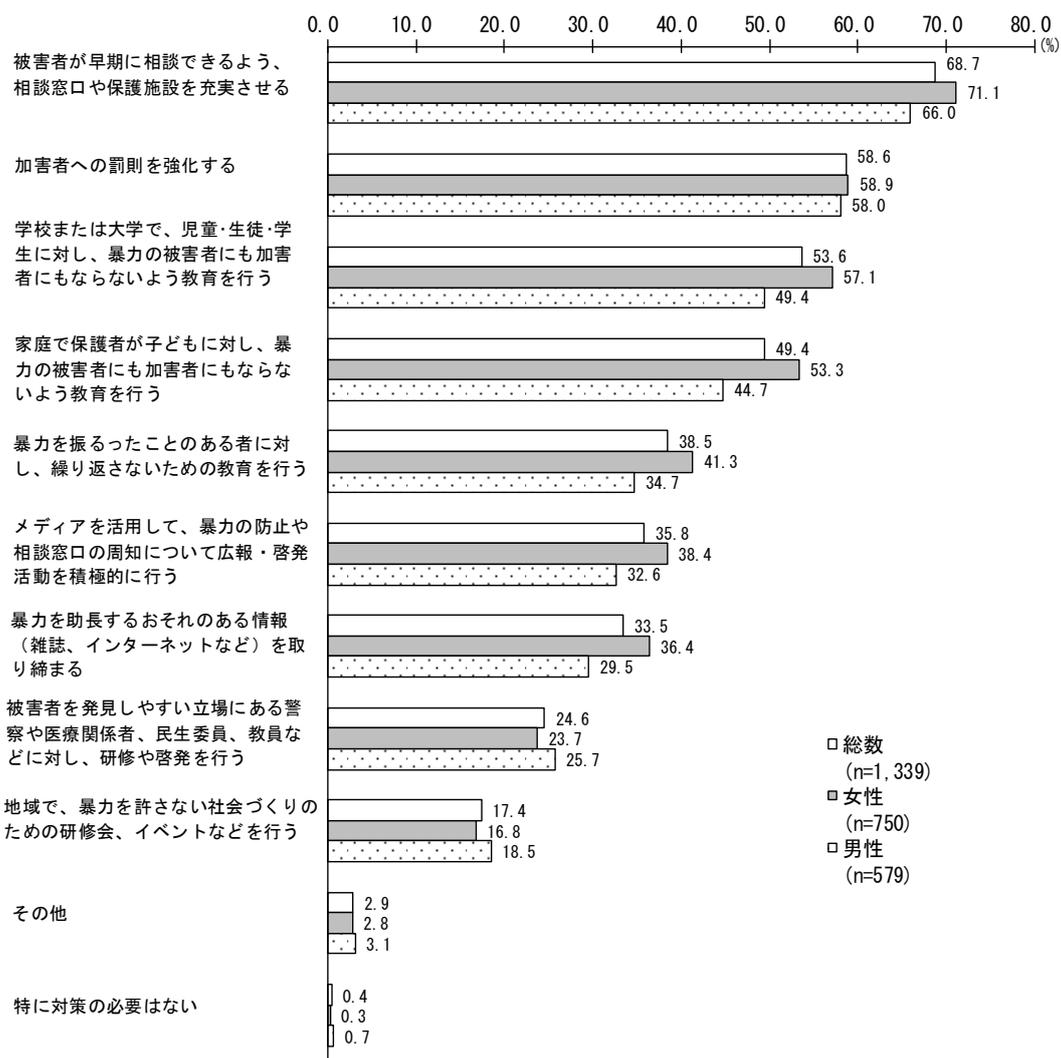
資料：「男女共同参画に関する県民意識調査」(令和2年度)

図表 46 性暴力被害に関するイメージ(再掲)



資料：「男女共同参画に関する県民意識調査」(令和2年度)

図表 47 DVや性暴力等の暴力をなくすために必要なこと



資料：「男女共同参画に関する県民意識調査」（令和2年度）

## 課題5 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

施策の方向及び概要	具体的施策	担当課
(1) 女性等に対するあらゆる暴力への対策の推進		
①女性等に対する暴力防止についての意識啓発	各種広報誌やチラシ等を活用した啓発活動の実施及び「人権週間」や「パープルリボンキャンペーン」などの多様な機会を通じた広報啓発活動の実施	男女共同参画課 関係各課
	女性等に対する暴力をテーマとしたシンポジウム等の開催	男女共同参画課
	人権尊重の視点に立った男女平等教育の推進	教育委員会
	各種広報誌やチラシ等を活用した相談窓口の周知	男女共同参画課 警察本部 関係各課
	各種相談窓口の連携による女性等の暴力に関する相談対応能力の向上	男女共同参画課 警察本部 関係各課
	相談員の適切な配置と研修の充実	男女共同参画課 警察本部 関係各課
	被害者を総合的・継続的にサポートできるシステムの整備	男女共同参画課 警察本部 関係各課
	「石川被害者等支援連絡協議会」における相互連携	警察本部 関係各課
	県民意識調査などによる実態把握	男女共同参画課
	女性等に対する暴力関係相談機関の連携強化による相談実績の把握	男女共同参画課 関係各課
	子ども・女性を対象とした地域安全情報の提供、防犯指導の実施	警察本部
安全・安心なまちづくりの推進	生活安全課 警察本部 関係各課	
②ストーカー事案等への対策の推進	行為者に対する多角的法令の活用	警察本部
	関係機関・団体が一体となった総合的な被害者支援の実施	警察本部 関係各課
	関係法令に基づく適切な援助等の実施	警察本部
③セクシュアルハラスメント防止対策の推進	企業等を対象とした普及・啓発事業の実施	労働企画課
	職業能力開発プラザにおける相談事業の実施	労働企画課
	教職員研修等による周知啓発	教育委員会
	広報等による周知啓発	男女共同参画課 関係各課
	広報誌・啓発冊子による普及・啓発	男女共同参画課 労働企画課 関係各課
④人身取引への対策の推進	関係法令の適切な運用	警察本部
	被害者の適切な保護	男女共同参画課 警察本部 関係各課

## 課題5 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

施策の方向及び概要	具体的施策	担当課
<b>(1) 女性等に対するあらゆる暴力への対策の推進</b>		
⑤インターネットを含むメディアにおける人権尊重	関係業界の自主規制のための情報提供	男女共同参画課
	効果的な法規制の整備についての国への働きかけ	男女共同参画課
	有害図書等の指定及び販売等の制限	少子化対策監室
	有害図書の点検活動	警察本部
	青少年のインターネットの適正利用の推進	少子化対策監室
	インターネット等の適正利用の推進	教育委員会
	フィルタリングサービスに関する講習会及び広報の実施	警察本部
	インターネットカフェ立入状況の調査活動	警察本部
⑥売買春への対策の推進	法律の周知を図るための積極的な広報・啓発	男女共同参画課 少子化対策監室 関係各課
	関係法令の適切な運用	警察本部
	教育や各種の広報による女性の人権尊重の意識啓発	男女共同参画課 関係各課
	相談・保護体制の整備	男女共同参画課 少子化対策監室 関係各課
<b>(2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進</b>		
①安心して相談できる体制の充実	専用電話相談「DVホットライン」をはじめとする女性相談支援センターにおける被害相談体制の充実	男女共同参画課
	各種広報誌やチラシ等を活用した女性相談支援センター等の相談窓口の周知	男女共同参画課
	職務関係者研修・DV相談員等育成研修の実施	男女共同参画課
	市町に対する配偶者暴力相談支援センターの設置の働きかけ等の実施	男女共同参画課
②被害者保護体制の充実・自立支援の推進	女性相談支援センターによる一時保護体制の充実	男女共同参画課
	一時保護等における広域的連携の推進	男女共同参画課
	住宅の確保への支援	男女共同参画課 建築住宅課
	中間施設の有効活用	男女共同参画課
	経済的自立への支援	男女共同参画課 関係各課
	メンタルヘルスケアの充実	男女共同参画課 関係各課
	警察、児童相談所等関係機関との連携、協力	男女共同参画課 警察本部 関係各課

## 課題5 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

施策の方向及び概要	具体的施策	担当課
<b>(2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進</b>		
③配偶者等からの暴力の防止・若年層への予防啓発の推進	人権尊重の視点に立った男女平等教育の推進	教育委員会
	加害者となることが多い男性への啓発の実施	男女共同参画課 障害保健福祉課
	暴力抑止相談・カウンセリングの実施	障害保健福祉課
	DV対応と児童虐待対応との連携強化	男女共同参画課 少子化対策監室
	若年層向けDV予防啓発セミナーの開催	男女共同参画課 教育委員会
④市町・関係機関等との連携及び被害者支援体制充実への働きかけ	市町担当者会議及び市町の被害者支援体制整備に向けた情報提供や研修の実施	男女共同参画課
	DV対応と児童虐待対応との連携強化	男女共同参画課 少子化対策監室
	民間団体等との協働や活動の支援	男女共同参画課
<b>(3) 性犯罪・性暴力への対策の推進及び被害者支援</b>		
①相談等をしやすい体制と切れ目ない被害者支援の充実	いしかわ性暴力被害者支援センターによる相談からカウンセリングまでの一貫した支援の実施	男女共同参画課
	被害者の経済的負担軽減を図る公費負担制度の実施	男女共同参画課 警察本部
	相談員・医療機関・教員等を対象とした研修の実施	男女共同参画課
	被害少年カウンセリングアドバイザー（心理専門家）による職員への指導・助言	警察本部
	各種広報誌やイベント等を活用した性犯罪・性暴力に関する相談窓口の周知	男女共同参画課 警察本部
	捜査過程における二次被害等の防止	警察本部
	指定された警察職員による被害者の心情に配慮した適切な支援活動の実践	警察本部
②性犯罪・性暴力の当事者にならない教育・啓発の推進	子ども・保護者向け「性暴力被害 相談啓発リーフレット」の作成・配布	男女共同参画課
	学校等への性暴力被害に関する出前講座の実施	男女共同参画課
	性犯罪等の未然防止活動の推進	警察本部
	「若年層に対する性暴力被害防止月間（仮）」を活用した啓発活動	男女共同参画課
③関係機関との連携の強化	性暴力被害者支援に関する関係機関による連携推進会議等の開催	男女共同参画課 関係各課
④性に関する不法なケース等への対策	風俗環境浄化対策の推進	警察本部

## 課題6 人々が安心して暮らせる環境の整備

### 【現状と課題】

女性は、経済社会における男女が置かれた状況の違い等を背景として、経済的な困難や、教育や就労の機会が得られないこと、地域社会での孤立など、さまざまな「生活上の困難」に陥りやすいことが懸念されています。

本県におけるひとり親世帯は平成9年以降概ね増加傾向にあり、その8割以上を母子世帯が占めています。母子世帯は、育児等との両立などの面からパート・アルバイトといった非正規雇用になりがちであり、年間世帯収入で300万円未満の世帯が約半数であるなど、子育てをひとりで担いながら経済的な困難に陥る可能性に直面している状況がうかがえます。また、父子世帯においても、ひとりで仕事も育児も両立していかなければならない困難に直面しています。(図表 48、49、50)

このため、母子世帯の実情に応じた就職支援など自立のための支援の充実や、ひとり親家庭の母子や父子が安心して暮らすことができるよう生活環境の整備を図る必要があります。

また、経済的な困難を抱える子育て家庭において、経済状況等により子どもの修学機会に差が生じないよう支援を図ることも重要です。

一方で、本県の人口に占める65歳以上の高齢者は、約3割となっており、今後も増加傾向にあるとともに、ひとり暮らしの高齢者の増加が予測されています。(図表 51、52)

高齢者が地域で生きがいを持って安心して暮らせるために、高齢期の男女が共に社会の担い手として活躍できるよう社会参画の機会を拡大するとともに、地域における支え合いを推進していく必要があります。また、介護サービスの質の向上や、一人ひとりの状況に応じて選択できる介護サービスの基盤整備が必要です。

障害のある人においても、社会・経済・文化その他あらゆる分野の活動に参加することができるよう、その機会の確保及び自立への支援の充実を図る必要があります。

また、外国人住民が日本人と同等の行政サービスを受けられるよう多言語での情報提供や相談体制を充実させ、安全・安心に生活できるよう支援するとともに、外国人住民と共生・交流する地域づくりに向けた支援を図る必要があります。

性的少数者においては、社会において十分に認識、理解されていないため、当事者が自分らしく生活することに困難を伴っています。このため、県民一人ひとりが性的少数者について正しい理解や認識を深め、偏見・差別を解消することが大切です。

また、大規模災害等の非常時には、平常時における固定的な性別役割分担意識を反映して、家事や育児などの家庭的責任に対する負担が女性に集中するほか、配偶者等からの暴力や性被害・性暴力が生じるといった問題が明らかになっています。災害対策においては地域社会の果たす役割や男女のニーズの違いを把握することの重要性があらためて認識されており、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた対策を推進する必要があります。

さらに、地域の各種団体や企業等との連携を通じ、一体となって地域コミュニティの防災体制の充実を図る必要があります。

## 【施策の方向】

### (1) 生活困難を抱える子育て家庭への支援

#### ①ひとり親家庭の自立支援と生活環境の整備

家庭環境等に配慮したきめ細かい就職支援などの自立支援とひとり親家庭等の生活の安定を図るための各種支援対策の充実を図ります。

また、ひとり親家庭の子どもに対し、学習支援や日常生活習慣の形成・社会性の育成のための支援を行います。

#### ②経済的困難を抱える子育て家庭への支援

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る取組を進めます。

経済的理由により高校、大学等への進学が困難な者に対し、就学支援金や返済義務のない給付型奨学金を支給するとともに、学資の貸与を行い修学機会の確保を図ります。

また、生活困窮世帯の子どもに対し、学習支援や日常生活習慣の形成・社会性の育成のための支援を行います。

### (2) 高齢者の自立した生活に対する支援

#### ①高齢者の就業と社会参画の促進

高齢者が意欲と能力がある限り、年齢に関わりなく働き続けることができる条件整備を図ります。高齢者が豊かな経験と知識を活かし、NPO活動・ボランティア活動に参加できるよう、環境の整備を進めます。

#### ②地域における支え合いの推進

高齢者が安心して生活を営むことができるよう、地域での見守り体制等の充実を図ります。

また、高齢者等の身近な地域における独自の支援体制として、地域に根ざしたボランティアの育成を図ります。

#### ③サービス提供体制の充実

高齢者が住み慣れた地域や家庭での生活を継続できるようにするとともに、介護する家族の負担軽減を図るため、居宅サービスや地域密着型サービスなど在宅生活を支えるサービスの導入を推進します。

在宅医療・介護連携体制整備の推進に向け、コーディネーター等に対する研修会を開催するほか、広域的な連携の場を設け、課題解決や情報共有、ネットワークの構築を支援します。

また、介護保険施設等についても、計画的な整備や、個室ユニット化など個人の尊厳確保等に配慮した整備を進めます。

#### ④サービスを支える人材の確保と資質の向上

多様化する利用者のニーズを踏まえ、良質かつ適切な福祉サービスを提供するために、人材の確保として学卒就職者の確保、他分野からの就業促進、潜在介護・福祉人材の再就業促進、就業者の定着促進、また、人材の養成と資質の向上として、職員向け研修、経営者・施設管理者向け研修に取り組みます。

### (3) 障害のある人の自立支援と生活環境の整備

#### 自立支援と生活環境の整備

令和元年10月に施行された「障害のある人もない人も共に暮らしやすい石川県づくり条例」に基づき、障害を理由とする差別をなくし、障害のある人もない人も地域において共に支え合いながら共生する社会の実現を目指して、取組を進めます。

### (4) 外国人が共生できる生活環境の整備

#### ①多言語での情報提供や相談体制の充実

外国人住民が本県で生活していくうえで必要な情報等を多言語に翻訳するなど、理解しやすい情報提供を充実するとともに、全県的に相談窓口の設置等を推進します。

また、日本語の学習機会の提供に努めるとともに日本語指導ボランティアの育成に努めます。

#### ②居住、教育、医療、労働、防災、交通等の生活支援

民間賃貸住宅への入居支援や、学校生活への円滑な適応のための入学時相談、外国出身の母親の育児支援、多言語対応医療機関の情報提供、労働環境の整備、防災ガイドブックの作成、災害時通訳ボランティアの育成等を通して、外国人住民が地域で安全・安心な暮らしを営めるよう総合的な支援に努めます。

また、配偶者等から暴力を受けた外国人被害者に支援情報が適切に届くよう情報提供に努めます。

#### ③外国人と共生・交流する地域づくり

外国人住民の人権を尊重し、地域住民の外国人や外国文化に対する理解促進に努めるとともに、外国人住民に対しても日本の慣習や文化への理解促進を図ります。

また、外国人住民が地域社会の一員として主体的に活動に参加できるように支援を行うとともに、外国人同士によるネットワークづくりの促進に努めます。

これらにより、外国人住民と地域住民がともに生き生きと安心して暮らせる多文化共生の社会づくりを推進します。

### (5) すべての人に配慮した社会づくりの推進

#### ①バリアフリー社会の推進

高齢者や障害のある人を含むすべての人が安全で快適な生活を営み、あらゆる分野の活動に平等に参加できる障壁のない社会づくりを推進します。

#### ②性的少数者への配慮

性的少数者について正しい理解や認識を深めることができるよう、民間団体等とも連携して、県民に向けた幅広い周知・啓発を推進するとともに、公務員や教員が性的少数者について正しく認識し、適切な助言・指導を行うことができるような研修の実施に努めます。

## (6) 災害対策における男女共同参画の推進

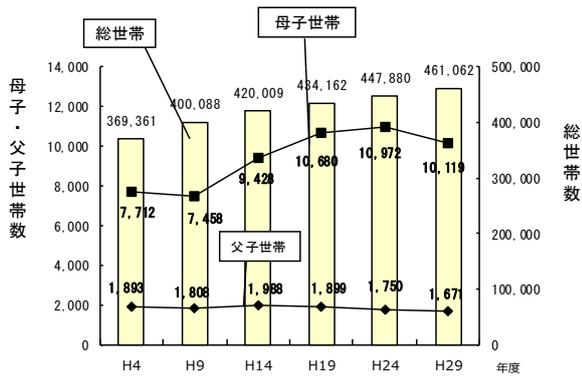
### 男女共同参画の視点を踏まえた災害対策

災害時に生じる諸問題の解決に向け、男女共同参画の視点が反映されるよう、防災関係者に対する研修の実施などの諸活動を展開するほか、市町に対して同様の取組を促していきます。

また、災害時には、女性被災者の困りごとやニーズを聞き取るため、女性専用の相談窓口を設置し、災害対策本部へ情報提供を行うとともに、避難所運営等において配偶者等からの暴力や性被害・性暴力の防止など安全・安心の確保が図られるよう、働きかけを行います。

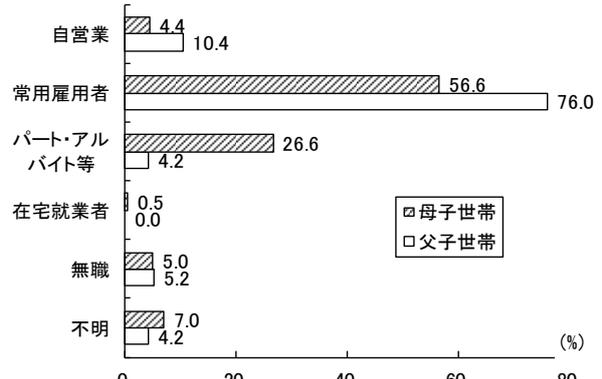
さらに、地域の各種団体や企業等との連携を通じ、男女共同参画の視点を踏まえた地域コミュニティの防災体制の充実を図ります。

図表 48 母子世帯及び父子世帯の推移(石川県)



資料:「ひとり親家庭・子育て家庭実態調査報告書」(少子化対策監室)

図表 49 母子世帯及び父子世帯の就業状況H29(石川県)



資料:「ひとり親家庭・子育て家庭実態調査報告書」(少子化対策監室)

図表 50 年間総収入の状況 H29 (石川県)

	年間総収入の状況 (単位: %)									
	100万円未満	100~150万円未満	150~200万円未満	200~250万円未満	250~300万円未満	300~400万円未満	400~500万円未満	500~600万円未満	600万円以上	不明
母子世帯	2.4	6.9	9.7	15.5	12.0	15.4	7.4	2.0	2.0	26.8
父子世帯	7.3	2.1	2.1	11.5	6.3	26.0	17.7	5.2	6.3	15.6

計46.5% (母子世帯の250~300万円未満と250~300万円未満の合計)

計29.3% (父子世帯の100~150万円未満と150~200万円未満の合計)

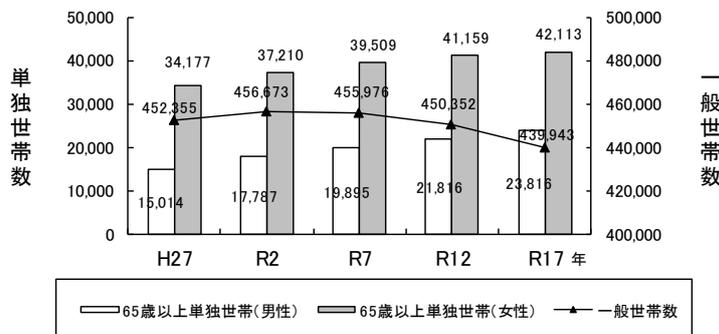
資料:「ひとり親家庭・子育て家庭実態調査報告書」(少子化対策監室)

図表 51 高齢者人口の推移・将来推計(石川県)

年度	H27 (実績値)	R2	R7	R12	R17	R22	R27
推計人口(単位:千人)	1,154	1,133	1,104	1,071	1,033	990	948
その他人口(単位:千人)	833	794	761	728	688	635	595
老年人口(単位:千人)	321	339	343	343	344	355	353
高齢化率(単位:%)	27.8	29.9	31.1	32.0	33.3	35.9	37.2

資料: H27は「国勢調査」(総務省統計局)  
R2以降は国立社会保障・人口問題研究所

図表 52 65歳以上の単独世帯の推移(石川県)



資料:『日本の世帯数の将来推計(都道府県別推計)』(2019年度推計) (国立社会保障・人口問題研究所)

## 課題6 人々が安心して暮らせる環境の整備

施策の方向及び概要	具体的施策	担当課
<b>(1) 生活困難を抱える子育て家庭への支援</b>		
①ひとり親家庭の自立支援と生活環境の整備	母子・父子福祉センターの運営	少子化対策監室
	就業相談から情報提供までの一貫した就業支援	少子化対策監室
	就業に必要な技能や資格を取得するための給付金・貸付制度	少子化対策監室
	準備講習付き公共職業訓練の実施	少子化対策監室
	就業支援員の配置	少子化対策監室
	児童扶養手当の支給	少子化対策監室
	母子父子寡婦福祉資金の貸付	少子化対策監室
	ひとり親家庭等医療費の助成	少子化対策監室
	ひとり親家庭の放課後児童クラブ利用料の助成	少子化対策監室
	ひとり親家庭への家庭生活支援員・学習支援事業の実施	少子化対策監室
	交通災害等遺児に対する支援	少子化対策監室
	母子父子自立支援員による相談の実施	少子化対策監室
母子・父子福祉センターにおける一般相談・養育費相談・特別相談の実施	少子化対策監室	
②経済的困難を抱える子育て家庭への支援	就学支援金制度、奨学のための給付金制度、奨学金制度の実施	教育委員会
	生活困窮世帯の子どもに対する学習支援の実施	厚生政策課
<b>(2) 高齢者の自立した生活に対する支援</b>		
①高齢者の就業と社会参画の促進	高齢者雇用促進のための啓発及び各種支援制度の周知	労働企画課
	NPO活動・ボランティア活動の普及啓発	県民交流課 厚生政策課
	ボランティアコーディネーターの養成	厚生政策課
	老人クラブ会員相互の交流促進の支援	長寿社会課
	社会貢献している老人クラブの顕彰と活動事例集の作成	長寿社会課
	県民大学校の充実等学習機会の提供	教育委員会
	(公社)石川県シルバー人材センター連合会と連携したシルバー人材センター事業の実施	労働企画課
②地域における支え合いの推進	老人クラブによる高齢者福祉ボランティア活動の推進	長寿社会課
	老人クラブが行う地域における仲間づくりの推進	長寿社会課
	地域見守りネットワークの推進	長寿社会課

## 課題6 人々が安心して暮らせる環境の整備

施策の方向及び概要	具体的施策	担当課
<b>(2) 高齢者の自立した生活に対する支援</b>		
③ サービス提供体制の充実	身近な相談窓口の整備充実	長寿社会課
	地域密着型サービスなど在宅生活を支える介護サービスの拡充	長寿社会課
	高齢者向け住宅の整備充実	建築住宅課
	在宅医療・介護連携体制整備の推進に向けたコーディネーター等に対する研修会の開催	長寿社会課
	在宅医療・介護連携体制整備の推進に向けた広域的な連携の場の提供	長寿社会課
	介護保険施設の計画的な整備及び個室ユニット化の推進	長寿社会課
④ サービスを支える人材の確保と資質の向上	就業者の参入促進対策による人材確保	厚生政策課
	就業者の定着促進対策による人材確保	厚生政策課
	研修の充実による人材の資質向上	厚生政策課
<b>(3) 障害のある人の自立支援と生活環境の整備</b>		
自立支援と生活環境の整備	身体に障害のある方のための県政学習バスの運行	男女共同参画課
	障害に対する理解の促進	障害保健福祉課
	障害のある人の働く場の確保と生活の安定	障害保健福祉課
	障害福祉サービス等の充実	障害保健福祉課
	情報バリアフリーと意思疎通支援の充実	障害保健福祉課
	障害者職場実習、職場適応訓練制度の実施	労働企画課
	心身障害者就業資金貸付金制度の実施	労働企画課
<b>(4) 外国人が共生できる生活環境の整備</b>		
① 多言語での情報提供や相談体制の充実	ホームページ等各種行政情報の多言語化	国際交流課
	通訳・翻訳ボランティアの育成	国際交流課
	外国人住民のための生活・法律相談の実施	国際交流課
	地域における日本語教育の推進(日本語教室の実施、日本語指導ボランティア養成講座の実施等)	国際交流課
	ポリスヘルプラインによる外国人犯罪被害相談の実施	警察本部

## 課題6 人々が安心して暮らせる環境の整備

施策の方向及び概要	具体的施策	担当課
<b>(4) 外国人が共生できる生活環境の整備</b>		
② 居住、教育、医療、労働、防災、交通等の生活支援	外国人や子育て世帯等の入居を拒まない民間賃貸住宅の登録促進	建築住宅課
	外国人住民のための生活・法律相談の実施	国際交流課
	外国人出身の母親の育児等を支援するための通訳派遣	少子化対策監室
	外国語が通じる医療機関の情報提供	医療対策課
	防災ガイドブックの作成、災害時語学サポーターなどの通訳ボランティアの育成	国際交流課
	英語、中国語、ポルトガル語、ベトナム語による運転免許学科試験の実施	警察本部
	配偶者等からの暴力の相談機関について多言語パンフレットによる情報提供 (5カ国語: 英・中国・ポルトガル・タガログ・韓国語)	男女共同参画課
③ 外国人と共生・交流する地域づくり	外国人住民、県民が参加する交流イベントの開催	国際交流課
	国際理解講座の実施	国際交流課
	外国人の人権に関するセミナー等の実施	総務課(人権推進室)
<b>(5) すべての人に配慮した社会づくりの推進</b>		
① バリアフリー社会の推進	県民への普及・啓発	厚生政策課 関係各課
	福祉用具の開発・普及	厚生政策課
	民間・公共施設等のバリアフリー化の推進	厚生政策課 関係各課
② 性的少数者への配慮	県民への周知・啓発	総務課(人権推進室)
	正しい認識の取得を目的とした公務員や教員に対する研修の実施	総務課(人権推進室)
<b>(6) 災害対策における男女共同参画の推進</b>		
男女共同参画の視点を踏まえた災害対策	市町地域防災計画や避難所運営マニュアル等の整備促進・防災体制の充実	危機対策課
	災害時における男女共同参画の視点の必要性の啓発	危機対策課 男女共同参画課
	災害時における女性専用相談窓口の設置	男女共同参画課
	災害時の避難所運営における女性等への暴力の防止のための働きかけ	男女共同参画課
	相談業務の充実、防犯指導・広報、避難所及びその周辺の警戒	警察本部
	女性防災士等の育成のための研修開催及び受講支援	危機対策課

## 課題7 生涯を通じた女性の健康支援

### 【現状と課題】

これまで、「生涯を通じた女性の健康支援」については、周産期医療の体制整備、不妊治療費助成事業の実施、不妊や妊娠に関する相談体制の整備、女性特有のがん（子宮がん、乳がん等）等の正しい知識と検診に向けての普及啓発などさまざまな取組を実施してきました。また、健康をおびやかす問題（性感染症、低体重（やせすぎ）・肥満、喫煙・飲酒）についても、学校教育や地域等において予防・防止対策や正しい知識の理解促進に努めています。

一方、スポーツ分野においては、女性アスリートが女性特有の課題に悩むことなく、健康で活躍できる環境の整備が重要です。

女性も男性もお互いの性差に応じた健康について理解を深めつつ、相手への思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成にあたっての前提です。特に女性の心身の状態は、年代によって大きく変化するという特性があることに、男女とも留意する必要があります。

こうしたことから、「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）」（\*5）の視点が重要であり、その視点に立って、男女の、特に女性の生涯を通じた健康を支援するための総合的な施策の推進を図る必要があります。

### 【施策の方向】

#### （1）女性の健康づくりの支援

##### ①生涯を通じた健康づくりの支援

女性が生涯にわたって心身とも健康に過ごすため、性差に応じた的確な保健・医療が受けられるよう、性差医療についての知識の普及を図ります。

子どもからお年寄りまで全世代を通じて、運動習慣の定着や身体活動量の増加に取り組むとともに、正しい食生活の理解促進と実践の支援など生活習慣の改善を推進します。また、性と生殖の健康・権利に関する意識を広く社会に浸透させ、県民が正しい知識・情報を得、認識を深めることができるよう努めます。

##### ②子宮がん、乳がん、骨粗しょう症等の予防対策の推進

女性特有のがん（子宮がん、乳がん等）や骨粗しょう症を予防するため正しい知識について啓発普及を図ります。また、がん検診を受けやすい体制整備を推進します。

##### ③性に関する適切な教育・啓発・相談の推進

学校教育においては児童生徒の発達段階に応じた性に関する指導を進めます。また、県民を対象とした女性のための相談事業の充実を図ります。

\*5 性と生殖の健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）

リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、平成6年（1994年）の国際人口／開発会議の「行動計画」及び平成7年（1995年）の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。

また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利並びに最高の水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。

## (2) 妊娠・出産等に関する女性の健康支援

### ①妊娠から出産・育児に至る一貫した母子保健対策の充実

妊娠期からの母子の健康を確保するため市町や関係機関と連携しながら切れ目のない支援を行うとともに、若年・未婚・多胎等の妊娠出産育児において困難を抱える家庭に対しては、妊娠初期からの継続した支援を実施します。また、望まない妊娠など、妊娠を継続するかどうかの悩みに対する専門の電話・メール・SNS相談を実施します。さらに、不妊に悩む方への支援の充実を図ります。

### ②周産期・小児医療体制の充実

母子の健康や医療の不安の解消に向けて、ハイリスク出産の増加傾向に対応した高度周産期医療体制の充実・強化を図るとともに、地域の産科、小児科医等の確保に向けた取組などを推進します。

## (3) 女性の健康に大きな影響をもたらす問題についての対策の推進

### ①性感染症対策の推進

HIV（エイズ）、梅毒をはじめとする性感染症についての正しい知識の普及を図るとともに、患者、感染者に対して正しい理解に基づいて行動がとれるよう積極的な啓発活動を行います。

### ②低体重（やせ過ぎ）・肥満、喫煙・飲酒等の影響対策の推進

健康を守りながら妊娠・出産を実現することができるよう、母親の低体重（やせ過ぎ）・肥満、喫煙などとの関連について普及啓発し、妊娠初期からの健康管理や保健指導の充実を図ります。

また、未成年者の喫煙・飲酒の防止や家庭などにおける受動喫煙の防止については、家庭、学校、地域が協力して取り組みます。

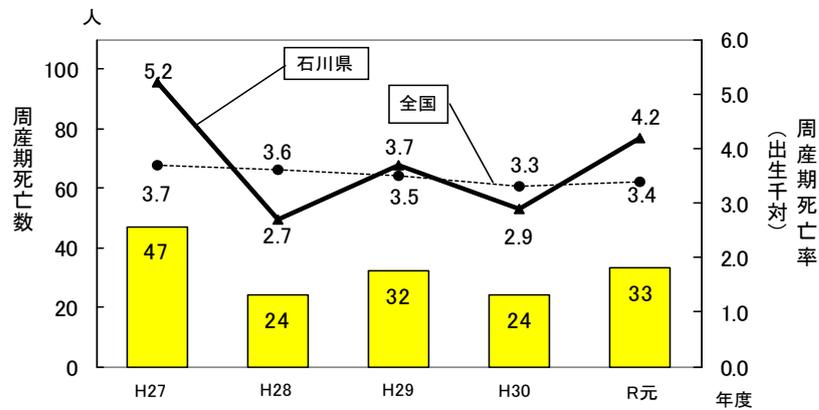
社会全体に悪影響を与える薬物乱用については、薬物の影響に関する正しい知識普及と防止対策の強化及び薬物依存者の社会復帰を図ります。

## (4) 女性アスリートが健康で競技スポーツを継続できる環境の整備

### 女性アスリートの特有の課題についての理解促進

女性アスリートの三主徴（利用可能エネルギー不足・運動性無月経・骨粗しょう症）や妊娠・出産等のライフイベントなど選手生命に大きな影響を及ぼす課題について、女性アスリートや指導者に対する啓発を図ります。

図表 53 周産期死亡数・死亡率の推移



(周産期死亡数は妊娠満22週以後の死産と生後1週未満の死亡を加えたもの)  
資料:厚生労働省「人口動態統計」

図表 54 がん検診受診者数・率及び発見された早期がんとその割合(石川県)

区分	性別	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	がん発見数 (人)	早期がん (人)	早期がん割合 (%)
子宮がん	女	285,810	35,905	※21.8	11	2	18.2
乳がん	女	248,103	29,158	※21.6	95	49	51.6
胃がん	男	160,013	18,528	11.6	73	49	67.1
	女	248,103	28,845	11.6	26	16	61.5
大腸がん	男	160,013	25,584	16.0	76	49	64.5
	女	248,103	43,717	17.6	60	27	45.0
肺がん	男	160,013	30,790	19.2	38	15	39.5
	女	248,103	50,556	20.4	25	13	52.0

※(前年度の受診者数+当該年度の受診者数-前年度及び当該年度における2年連続受診者数) / (当該年度の対象者数) × 100

市町が実施しているがん検診結果(平成30年度)による

資料:石川県生活習慣病検診等管理指導協議会における課題検討結果報告(R1)

## 課題7 生涯を通じた女性の健康支援

施策の方向及び概要	具体的施策	担当課
<b>(1) 女性の健康づくりの支援</b>		
①生涯を通じた健康づくりの支援	女性診療科による性差医療の実施	医療対策課
	「いしかわスポーツマイレージ」アプリ活用などによる運動習慣の定着のための啓発	スポーツ振興課
	「いしかわヘルシー & デリシャスマニュー」等の普及啓発による食生活改善の支援	健康推進課
	各種健康診査の精度向上	健康推進課
	広報誌・啓発冊子による広報・啓発	男女共同参画課 関係各課
②子宮がん、乳がん、骨粗しょう症等の予防対策の推進	がん検診の受診率向上のための普及啓発	健康推進課
	子宮がん、乳がん検診の広域的な実施体制の整備	健康推進課
	カルシウムに富む食品の摂取促進などの食生活改善の普及啓発	健康推進課
③性に関する適切な教育・啓発・相談の推進	学校教育活動全体を通じた性に関する指導の充実	教育委員会
	女性なんでも相談等相談事業の実施	男女共同参画課
<b>(2) 妊娠・出産等に関する女性の健康支援</b>		
①妊娠から出産・育児に至る一貫した母子保健対策の充実	妊娠初期からの一貫した健康管理の推進	少子化対策監室
	若年、未婚、多胎等妊娠出産育児に困難を抱える家庭等への支援	少子化対策監室
	妊娠に関する相談窓口を設置し、妊娠に悩む女性を支援	少子化対策監室
	不妊相談と不妊治療費の助成	少子化対策監室
②周産期・小児医療体制の充実	周産期医療体制の充実・強化(いしかわ総合母子医療センター)	地域医療推進室
	産科・小児科医等の確保に向けた取組の実施	地域医療推進室
	小児救急電話相談の実施	地域医療推進室
	「子どもの救急ガイドブック」による子どもの急病時の対処法や適正受診についての普及啓発	地域医療推進室
<b>(3) 女性の健康に大きな影響をもたらす問題についての対策の推進</b>		
①性感染症対策の推進	HIV／エイズ、梅毒をはじめとする性感染症についての正しい知識の普及のための講演会等の実施	健康推進課
	学校における教育の推進	教育委員会
	HIV／エイズ、梅毒をはじめとする性感染症の予防と相談検査体制の整備	健康推進課
②低体重(やせ過ぎ)・肥満、喫煙・飲酒等の影響対策の推進	産科医療機関と連携した妊娠初期からの継続した保健指導や支援の充実	少子化対策監室
	喫煙・飲酒の女性に及ぼす影響についての広報・啓発	健康推進課 障害保健福祉課
	喫煙・飲酒の影響対策推進のための児童生徒への指導	教育委員会
	薬物乱用防止推進のための街頭キャンペーンの実施や情報メディアを活用した啓発の推進	薬事衛生課
	薬物乱用防止推進のための学校における教育の推進	教育委員会 警察本部
	薬物依存者の社会復帰を図るための薬物相談窓口の設置	薬事衛生課
<b>(4) 女性アスリートが健康で競技スポーツを継続できる環境の整備</b>		
女性アスリートの特有の課題についての理解促進	女性アスリートの特有の課題についての啓発の推進	スポーツ振興課

## ■基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と体制の充実

### 課題8 あらゆる人々に対する男女共同参画の理解促進

#### 【現状と課題】

男女共同参画社会の実現を阻害している要因には、人々の意識の中に固定的な性別役割分担意識や、男女の能力や適性に関する固定的な見方（以下、「性差に関する偏見」という。）があると考えられます。このような意識や固定観念は、幼少の頃から家庭・学校・地域社会の中で長年にわたり形成されてきており、女性と男性のいずれにも存在するものです。最近では、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、平常時の固定的な性別役割分担意識を反映して、休校や外出自粛などで増大する家事・育児・介護等の家庭責任が女性に集中しがちであること、女性がより職を失いやすいこと、DVや性暴力が増加する懸念があることなどジェンダーに起因する諸課題が一層顕在化しました。

社会の意識が変わり固定観念にとらわれなくなることで、女性も男性も一人ひとりが、お互いを尊重しながら、長い人生の中で主体的で多様な選択をでき、自分らしく生きることにつながっていきます。

男性が、主たる稼ぎ手であるべきという固定観念にとらわれずに、家事・育児・介護等の多様な経験を得ることや、自己啓発等にかかる時間を確保することは、マネジメント力の向上や多様な価値観の醸成などを通じ職務における視野を広げるなど、自身の才能発揮につながり、男性自身にとっても有用であると考えられます。男女共同参画社会は、多様な生き方を尊重し、男女が共に社会責任と家庭責任を担うことで、あらゆる場面で活躍するチャンスが広がることや、男性にとっても個性と能力を発揮できる社会であることなどについて、男性や若い世代の理解を促進し、意識改革を進める必要があります。

さらに、行政はもとより企業や各種団体等に対して女性の能力を活用することや男女共同参画を進めることの意義についての理解を促進し、意識のチェンジを進めることが重要です。

また、メディアにおいて、性別に基づく固定的な役割分担にとらわれない男女の多様なイメージを伝えることや、情報を得る者がメディアからの情報を無批判に受け入れることなく主体的に読み解いていく能力を身につけることが大切です。

人権意識や男女平等観を育てるために、教育の果たす役割は非常に重要です。

学校教育は、憲法及び教育基本法の本質にのっとり、男女が平等で、相互に協力する社会づくりに向けて、男女平等意識を高める大きな役割を担っています。このため、人権の尊重、男女平等、男女の相互理解と協力の重要性についての指導を引き続き充実するとともに、男女が共に社会の一員としての役割を果たしつつ、それぞれの個性や能力を最大限に発揮しながら、自立して生きていくことができるようにすることが大切です。そのため、学校教育等において生涯にわたる多様なキャリア形成に共通して必要な能力等を培うことが重要であり、一人ひとりの適性や能力を尊重した教育を進める必要があります。

また、家庭における親のしつけや教育に対する姿勢、生活習慣等は、子どもの心や行動に大きな影響を与えます。家族の一人ひとりが平等であり、家事・育児などの家庭生活は男女が共に担うものであるという認識に立った家庭教育が大切です。

さらに、地域においても男女が共に社会のあらゆる分野に参画していくための意識を育む教育・学習機会の充実を図ることが大切です。

## 【施策の方向】

### (1) わかりやすい男女共同参画の広報・啓発活動の推進

#### ①わかりやすく受け入れられやすい広報・啓発活動の推進

男女共同参画が必要であることをあらゆる人が共感できるよう、対象やテーマ、地域、年代に応じ、効果的な手法を用いてわかりやすく受け入れられやすい広報・啓発活動を積極的に展開します。

その際は、男女共同参画に関する認識やその意義について、正しく理解されるよう留意するとともに、それらが定着するよう努めます。

#### ②行政、企業・団体等への啓発推進

固定的な性別役割分担意識を解消し、男女共同参画を推進していくため、県及び市町の職員の意識改革に取り組みます。

企業や各種団体等の研修に男女共同参画に関するテーマを取り入れ、社員等の意識啓発を行うよう理解と協力を求めます。

また、企業等の男女共同参画推進の取組事例の収集及び情報提供に努めるとともに、関係機関と連携し、企業等に対して育児休業等の取得や長時間労働削減などに向けた啓発を行うことにより、家庭・地域等へ男性が参画しやすい職場環境づくりを進めます。

#### ③メディア・リテラシーの向上

人々に与える影響が大きいインターネットをはじめさまざまなメディアからの情報に対して主体的に判断できる能力の育成に努めます。

#### ④県の発行する広報等刊行物の表現の配慮

県が発行する広報や刊行物などについて、固定的な性別役割分担表現や不平等な表現になっていないかを男女共同参画の視点で点検し、必要な見直しを行います。

### (2) 男性や若い世代の男女共同参画の理解促進

#### 男性や若い世代の男女共同参画の理解促進

男女共同参画の啓発に当たっては、男性や若い世代の関心が高い分野を取り上げ男女共同参画についての理解を促進し意識の改革を進めます。

また、男性が家庭、地域へ参画できるよう、男性が関わることの大切さや意義などの啓発を進めるとともに、男性の取組事例の発掘及び情報提供に努めます。

さらに、男性が家事や育児、介護等に参画することや、介護休業・休暇を取得することに対する周囲（女性、地域、職場等）の理解を深め、男性がそれらの活動に前向きに参画できるよう、必要な広報・啓発活動等に努めます。

加えて、若い世代が性別にとらわれることなく、主体的に進路や職業を選択する能力を身に付けられるよう、自分らしい生き方や働き方を考える機会の提供に努めます。

### (3) 学校における男女平等教育の推進

#### ①初等中等教育における男女平等教育の推進

次代を担う子どもたちがその個性と能力を発揮できるよう、子どものころから、男女の協力、思いやりや将来の生き方など男女共同参画の理解を促進します。

男女が共同して社会に参画することや、男女が協力して家族の一員としての役割を果たし家庭を築くことの重要性などを、学校教育の全般にわたり、児童生徒の発達の段階に応じ、人権尊重の視点に立った男女平等教育の充実に努めます。

また、家庭生活は男女が共同で担うものであることの理解を進めるとともに、生活者としての自覚を持ち、あらゆる場面で自己決定ができるよう、職業意識の育成や保育・介護等の体験などの視点も取り入れ、指導内容・方法の工夫・改善を行います。

#### ②教職員研修の充実

児童生徒が男女共同参画の理念を理解し、男女共同参画意識を高めることができるよう、学校長をはじめとする教職員の研修等の実施に取り組みます。

#### ③進路指導の充実

児童生徒一人ひとりが、主体的に進路を選択する能力を身につけることができるように指導します。

また、保護者や進路指導の担当教員等に対し、女性が高等教育を受けることのほか、理工系分野への女性の参画や保育士等への男性の参画など、男女いずれかが少ない職業について、仕事内容や働き方への理解を促進します。

#### ④高等教育における男女平等教育・研究の振興

高等教育機関に対しては、教育・研究活動が男女共同参画の理念を踏まえて行われるよう働きかけを行うとともに、男女共同参画社会の形成に資する研究成果について、学校教育や社会教育における活用を促進します。

また、大学生など次世代を担う若者が、固定的な性別役割分担意識にとらわれず主体的に多様な生き方や働き方を選択することができるよう、男女共同参画意識の醸成を図るための機会を提供します。

### (4) 家庭における男女共同参画教育の推進

#### ①男女平等意識を育てる家庭教育の推進

男女が相互の人格を尊重し、相手の立場を理解し、助け合えるような人間形成を図るため、家庭教育に関する学習機会を提供します。

#### ②家庭教育に関する相談体制の充実

家庭や家族を取り巻く環境が変化する中で、子育てに悩みや不安を抱える親に対しての支援として、相談体制の充実に努めます。

## (5) 地域における男女共同参画学習・教育の推進

### ①男女共同参画社会の形成をねらいとした学習機会の充実

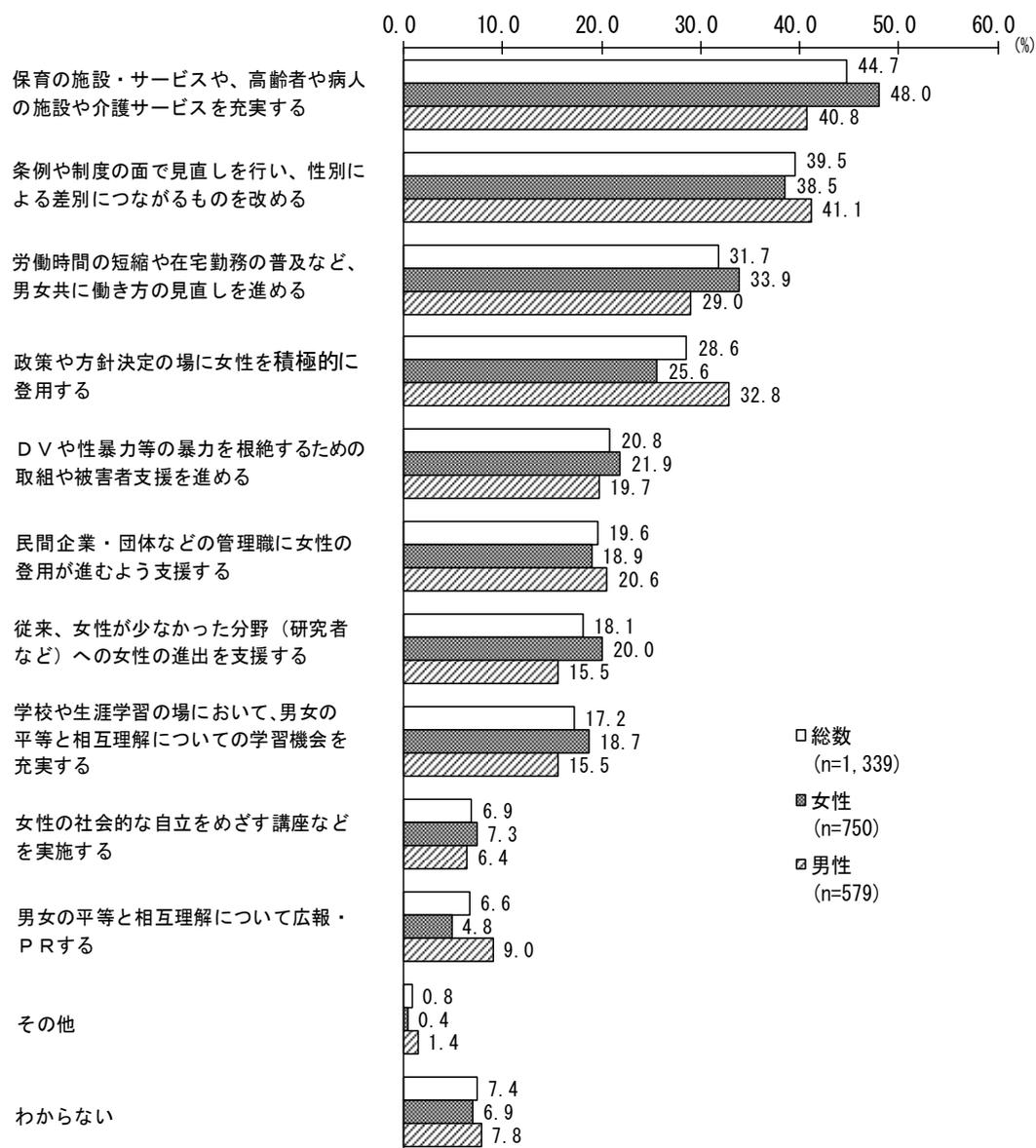
男女共同参画社会の形成を目指して、男女が共に多様な能力を発揮し、社会のあらゆる分野へ参画していけるよう、学習機会の充実に努めます。

また、地域・家庭等へ男性が参画することの重要性について、広報・啓発を推進します。

### ②指導者の養成・確保

男女共同参画社会の形成を目指し、男女共同参画に関する諸問題についての理解を深め、男女が共に地域や職場などにおける活動に参画していけるよう、学習活動や地域活動において指導、助言できる指導者の養成を図ります。

図表 55 男女共同参画社会の実現のために行政に対して望むこと



資料：「男女共同参画に関する県民意識調査」（令和2年度）

## 課題8 あらゆる人々に対する男女共同参画の理解促進

施策の方向及び概要	具体的施策	担当課
<b>(1) わかりやすい男女共同参画の広報・啓発活動の推進</b>		
①わかりやすく受け入れられやすい広報・啓発活動の推進	男女共同参画を推進するための総合的拠点施設としての女性センターの整備・充実	男女共同参画課
	「男女共同参画週間」「人権週間」「農山漁村男女共同参画推進大会」等、多様な機会を通じた広報・啓発	男女共同参画課 関係各課
	マスメディア等多様な媒体による広報・啓発活動の実施	男女共同参画課 関係各課
	男女共同参画に関する法令や県の計画についての広報・啓発活動の実施	男女共同参画課
②行政、企業・団体等への啓発推進	人権の尊重や男女共同参画に関する研修の充実	男女共同参画課 関係各課
	企業等における男女共同参画を推進する取組事例の収集及び情報提供	男女共同参画課
	企業等における男性の家事・育児・介護等の家庭参画促進に向けた取組の推進	男女共同参画課 少子化対策監室
	(公財)いしかわ女性基金による啓発事業の充実	男女共同参画課
	企業や各種団体等が行う意識啓発や各種活動の支援	関係各課
	セミナー、広報誌による関係制度の周知・啓発	男女共同参画課 労働企画課
③メディア・リテラシーの向上	学校教育、社会教育を通じた情報教育の推進	教育委員会
④県の発行する広報等刊行物の表現の配慮	県広報・刊行物の見直しについて、庁内連絡会議等を通じて要請	男女共同参画課
<b>(2) 男性や若い世代の男女共同参画の理解促進</b>		
男性や若い世代の男女共同参画の理解促進	男性や若い世代を対象に男女共同参画の意義を理解するための広報啓発活動、学習機会の提供	男女共同参画課
	男性の家事・育児・介護等の家庭生活や地域への参画を推進するための啓発及び好事例の発掘・情報提供の実施	男女共同参画課 少子化対策監室 関係各課
	若い世代を対象としたライフキャリア教育の実施	男女共同参画課
	各種啓発事業への男性や若い世代の積極的な参加促進	男女共同参画課
<b>(3) 学校における男女平等教育の推進</b>		
①初等中等教育における男女平等教育の推進	男女共同参画に関する副読本等による男女平等教育の推進	男女共同参画課 教育委員会
	人権尊重の視点に立った男女平等教育の推進	教育委員会
②教職員研修の充実	教職員の基本研修、専門研修、特別研修などあらゆる研修機会の活用	教育委員会
	男女共同参画に関する副読本及び活用の手引きの作成	男女共同参画課 教育委員会
③進路指導の充実	職業ガイダンスや在り方生き方教育の充実	教育委員会
	男女のいずれかが少ない分野への進路選択の促進を含む啓発事業の実施	男女共同参画課
④高等教育における男女平等教育・研究の振興	男女共同参画社会の形成に資する研究成果の活用	男女共同参画課
	男女共同参画に関するワークショップの開催	男女共同参画課
<b>(4) 家庭における男女共同参画教育の推進</b>		
①男女平等意識を育てる家庭教育の推進	家庭教育テレビ番組等による学習機会の提供	教育委員会
②家庭教育に関する相談体制の充実	家庭教育電話相談、家庭教育カウンセリングの実施	教育委員会
<b>(5) 地域における男女共同参画学習・教育の推進</b>		
①男女共同参画社会の形成をねらいとした学習機会の充実	男女共同参画学習の機会提供	男女共同参画課
	(公財)いしかわ女性基金による研修講座事業の実施	男女共同参画課
	公民館等の社会教育施設における学習機会の提供	教育委員会
	各種啓発事業への男性の積極的な参加促進	男女共同参画課
②指導者の養成・確保	男女共同参画学習の機会提供	男女共同参画課
	(公財)いしかわ女性基金による研修講座事業の実施	男女共同参画課

## 課題9 男女共同参画の視点に立った各種制度等の充実

### 【現状と課題】

「男女共同参画に関する県民意識調査」によると、各分野の男女平等感について、社会全体として「平等である」と答えた人の割合はわずか 11.6%にとどまっています。また、「政治の場」や「職場の中」などでは、男女とも男性が優遇されていると思っている人の割合が、平等であると思っている人の割合を上回り、不平等感が残っています。(図表 56)

これは、依然として残っている固定的な性別役割分担意識、性差に関する偏見やさまざまな社会制度・慣行が要因であると考えられます。

社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、男女が社会のあらゆる分野に参画する機会が確保されるためには、男女の社会における活動の選択に対して中立的な制度や慣行を構築することが不可欠です。このため、男女共同参画社会の実現に向けて、社会制度の全般について必要に応じて見直していくことが求められます。

また、働くことを希望するすべての人が、仕事と家事、育児・介護等の家庭生活などを両立できるようにすることは必要不可欠です。

「男女共同参画に関する県民意識調査」では、「男女ともに仕事と家庭を両立していくために必要なこと」として、保育・介護サービスの充実との答えが男女ともに多くなっています。(図表 28)

このため、仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の推進とともに、多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援を一層充実していく必要があります。

### 【施策の方向】

#### (1) 男女共同参画に関する相談体制及び調査・研究の充実

##### ①男女共同参画苦情処理制度等の相談体制の充実

男女共同参画苦情処理機関（\*6）の制度の一層の周知を図るとともに苦情に対して適切な処理を行います。また、女性に対する相談体制の充実及び関係相談窓口との連携強化に努めます。

##### ②定期的な意識調査・実態調査の実施及び情報の収集

男女共同参画に関する県民意識や女性を取り巻く現状を客観的に把握するため、定期的な意識調査や実態調査を実施します。

\*6 男女共同参画苦情処理機関（県男女共同参画推進条例第 13 条に基づく機関）

県が実施する男女共同参画の推進に関する施策や男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情、又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の事案について、県内に住所を有する者又は在勤若しくは在学する者からの申出を適切かつ迅速に処理するための機関。

### ③県民、市町、企業、団体等への情報の提供

国や市町、民間団体等における男女共同参画に関する各種情報や出版物を幅広く収集・整理し、県民への提供に努めます。

特に市町に対しては、男女共同参画計画に基づいた各種施策が効果的に行われるよう、男女共同参画に関する情報提供等の支援に努めます。

## (2) 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援

### ①幼児教育・保育サービスと放課後対策の充実

子育て家庭のさまざまなニーズに対応するため、延長・夜間保育、休日保育、病児・病後児保育などの多様な幼児教育・保育サービスの充実を図るとともに、子どもの就学後の保育ニーズに切れ目なく対応するため、放課後対策の充実を図り、子どもが地域社会の中で心豊かに育まれる環境づくりを推進します。

また、幼児教育・保育サービスの安定的な提供と今後を担う人材の確保のため、新規資格取得者の確保や離職者の現場復帰、保育士・保育教諭の負担軽減等の取組を進めるほか、保育士・保育教諭や放課後児童支援員等への研修を実施し、職員の資質・専門性の向上に向けた取組を支援します。

### ②子育てに関する相談支援体制等の充実

子育てに関する不安・悩みの解消に向けて、保育所や認定こども園等で育児相談や育児体験、一時預かりを実施するほか、子育て支援プランの作成を関係者が連携して行うなど、それぞれの家庭の子育ての状況に応じた子育て支援の取組を進めます。

また、地域の身近なところで子育て支援サービスの情報提供や利用相談ができる体制の充実を図ります。

### ③子育て支援のネットワークづくりと気運の醸成

地域社会全体で子育てを支援する環境づくりに向けて、高齢者・地域ボランティア、NPOなど地域活動団体の相互交流を促進するとともに、ネットワークの構築を図ります。

また、企業等による子育て支援活動を促進します。

### ④子育てを支援する生活環境等の整備

妊産婦や子育て世帯が安全で安心して生活できるまちづくりの推進に取り組みます。

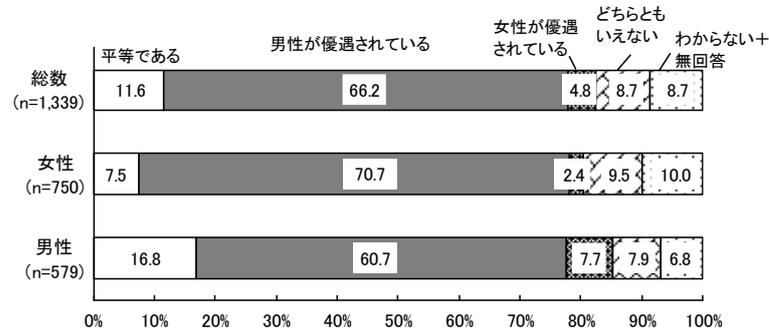
### ⑤介護支援策の充実

住み慣れた地域や家庭における継続かつ安定した生活の確保を目指し、医療と介護の連携のとれた支援体制の整備に取り組みます。

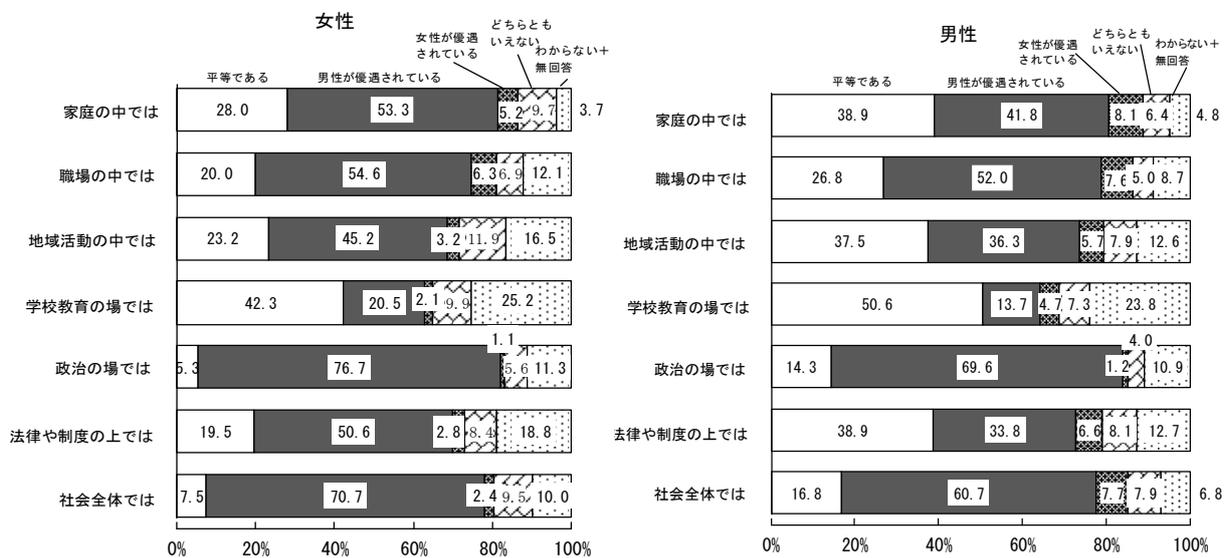
また、地域において生活全般にわたる公的なサービスの充実と多様な主体が支え合う地域社会づくりに取り組むなど、介護に関わる方々の負担軽減に向け、「課題6(2)高齢者の自立した生活に対する支援」の関連施策の充実を図ります。(P68)

図表 56 男女の地位の平等感

<男女の地位の平等について（社会全体では）>



<項目別>



※『男性が優遇されている』は、調査票選択肢の「男性が優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」を合計したものの。  
 『女性が優遇されている』は、調査票選択肢の「女性が優遇されている」と「どちらかといえば女性が優遇されている」を合計したものの。

資料：「男女共同参画に関する県民意識調査」（令和2年度）

## 課題9 男女共同参画の視点に立った各種制度等の充実

施策の方向及び概要	具体的施策	担当課
<b>(1) 男女共同参画に関する相談体制及び調査・研究の充実</b>		
①男女共同参画苦情処理制度等の相談体制の充実	男女共同参画苦情処理機関の周知と適切な処理口	男女共同参画課口
	女性に関するあらゆる相談に対応できる体制の充実	男女共同参画課
	関係相談窓口の連携強化	男女共同参画課 関係各課
②定期的な意識調査・実態調査の実施及び情報の収集	男女共同参画に関する県民意識調査の定期的な実施	男女共同参画課
	県が実施する各種調査における性別データの把握	男女共同参画課 関係各課
③県民、市町、企業、団体等への情報の提供	市町の男女共同参画計画策定及び男女共同参画施策推進のための情報提供	男女共同参画課
<b>(2) 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援</b>		
①幼児教育・保育サービスと放課後対策の充実	延長・夜間保育、休日保育の実施	少子化対策監室
	病児・病後児保育などのサービスの充実	少子化対策監室
	ファミリー・サポート・センター事業の実施	少子化対策監室
	認定こども園・保育所・幼稚園の連携強化	少子化対策監室
	放課後児童クラブの充実	少子化対策監室
	放課後子ども教室の取組への支援	教育委員会
	障害児の受け入れ体制の充実	少子化対策監室
	保育士等確保対策の推進	少子化対策監室
	研修の実施による保育士等の資質向上	少子化対策監室
②子育てに関する相談支援体制等の充実	マイ保育園登録事業の実施	少子化対策監室
	子育て支援コーディネーターの養成・配置	少子化対策監室
	子育て支援総合アドバイザーの養成・配置	少子化対策監室
	在宅育児家庭通園保育モデル事業の実施	少子化対策監室
	一時預かりやショートステイなどのサービスの提供	少子化対策監室
	地域子育て支援拠点における相談支援の実施	少子化対策監室
	子育てに関する情報提供・相談支援体制の充実	少子化対策監室
	家庭教育電話相談・家庭教育カウンセリングの実施	教育委員会
③子育て支援のネットワークづくりと気運の醸成	子育てサークルや母親・父親クラブ等の地域活動の支援	少子化対策監室
	子育て支援における祖父母世代の力の活用の推進	少子化対策監室
	企業等の協力による子育て支援事業の実施	少子化対策監室
	「子育て支援メッセいしかわ」の開催を通じた子育て支援の気運の醸成	少子化対策監室
	いしかわエンゼルマーク運動の展開	少子化対策監室
④子育てを支援する生活環境等の整備	公的建築物のバリアフリー化の推進	厚生政策課 建築住宅課
	「マタニティマーク」の普及啓発による妊婦に優しい環境づくりの推進	少子化対策監室
	「赤ちゃんの駅」の登録・普及の推進	少子化対策監室
⑤介護支援策の充実	介護支援策の充実に向けた「課題6(2)高齢者の自立した生活に対する支援」の関連施策の充実	

## 課題10 多様な文化の尊重及び理解の促進

### 【現状と課題】

男女共同参画社会の形成の促進は、国際社会におけるさまざまな取組と密接な関係を有しています。平成27年に国連で持続可能な開発目標（SDGs）を含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、「誰一人取り残さない」社会を目指し、国際社会が一致して取組を進めています。

我が国は、特に政治分野や経済分野における意思決定過程への女性の参画が諸外国と比べて非常に遅れたものとなっており、女性の活躍を広げていく必要があります。男女共同参画社会の形成を図るためには、国際動向の情報収集や国の取組状況の把握に努めるとともに、国際交流の充実を図る中で、男女共同参画に関する国際的視点を養うことが重要です。

世界には多様な文化や習慣があり、また女性を取り巻く問題も多種多様であることを知ることによって、自分たちの地域の問題や課題に気づくことができます。世界の中の日本、日本の中の石川県を意識して施策や活動を進めることが、多様な価値観を認め合い、一人ひとりが個性と能力を発揮し活躍できる男女共同参画社会の形成につながっていくと考えられます。

### 【施策の方向】

#### （1）国際社会の情報収集・提供

##### ①国際規範・基準の本県への取り入れ

国際会議における議論等、女性の地位向上のための国際的な規範や基準、取組の指針等を本県の実状に合わせて取り入れ、その浸透を図ります。

##### ②国際社会の動向について情報の収集・提供

男女共同参画に関する先進事例を含む諸外国の取組についての図書や資料など情報を収集・提供します。

#### （2）国際交流・協力の推進

##### ①友好交流地域等との幅広い国際交流の推進

友好交流地域（ロシア・イルクーツク州、中国・江蘇省、韓国・全羅北道）をはじめ、世界の各地域との多様な交流を進めます。

##### ②民間国際交流団体の充実と行政との連携・協働体制づくり

民間国際交流団体の活動支援や、県民のボランティア活動への参加促進を通じて、相互の連携・協働体制づくりを強化します。

##### ③国際協力・貢献に関する事業の推進

JICA（国際協力機構）等との連携を図り、研修員を受け入れるなど国際協力・貢献事業を推進します。

## 課題10 多様な文化の尊重及び理解の促進

施策の方向及び概要	具体的施策	担当課
<b>(1) 国際社会の情報収集・提供</b>		
①国際規範・基準の本県への取り入れ	フォーラム等の開催及び広報啓発誌による普及啓発	男女共同参画課 国際交流課
②国際社会の動向について情報の収集・提供	女性を取り巻く国際的諸問題に関する情報収集・提供	男女共同参画課
	国際情報ライブラリーの管理運営	国際交流課
<b>(2) 国際交流・協力の推進</b>		
①友好交流地域等との幅広い国際交流の推進	海外の女性団体との国際交流の推進	男女共同参画課
	青少年海外相互交流事業の推進	国際交流課
	ホームステイボランティアを活用した日本語・日本文化研修プログラムの実施	国際交流課
②民間国際交流団体の充実と行政との連携・協働体制づくり	民間交流団体相互の連携強化及び活動支援	国際交流課
③国際協力・貢献に関する事業の推進	国際協力事業の実施	関係各課

## 第5章 計画の総合的な推進

### 1 県における推進体制

#### (1) 庁内の推進体制の充実

県の男女共同参画施策を総合的に推進するために設置した石川県男女共同参画推進庁内連絡会議において、関係部局との連携、各種施策の効果的推進及び進行管理に努めます。

#### (2) 石川県男女共同参画審議会を設置

石川県男女共同参画推進条例に基づき設置した石川県男女共同参画審議会において、男女共同参画計画その他男女共同参画の推進に関する基本的事項について調査審議を行います。

#### (3) 男女共同参画に関する調査・研究、施策の企画・立案の充実

庁内各課と連携を図りながら、男女共同参画の現状における問題点の把握や調査・研究を進め、男女共同参画社会の形成に向けた施策の企画・立案に努めます。

#### (4) 男女共同参画推進員の設置及び男女共同参画推進応援団の活用

石川県男女共同参画推進条例に基づき設置した男女共同参画推進員が地域における男女共同参画の普及啓発活動を展開します。

さらに、男女共同参画推進員経験者による応援団を活用し、推進員への助言指導や広域的な普及啓発活動を積極的に進めるとともに、応援団の自主的な活動の促進に努めます。

#### (5) 石川県女性センターの充実

男女共同参画を推進するための総合的な拠点施設として「女性センター」の役割は重要です。女性の主体的な生き方を支援する相談事業を充実させるとともに、女性グループのネットワークの拠点として一層の充実を図ります。

#### (6) 石川県女性相談支援センターの充実

配偶者暴力相談支援センターとして、配偶者等からの暴力の被害者に対し、関係機関との連携を密にし、相談から保護、自立まで被害者のそれぞれの状況に応じた総合的な施策を推進するとともに、「いしかわ性暴力被害者支援センター（パープルサポートいしかわ）」として、性暴力被害者に寄り添った支援をワンストップで行う等、あらゆる暴力等に対する相談支援体制の充実を図ります。

#### (7) 公益財団法人いしかわ女性基金との連携

男女が共に協力し、豊かさを実感できる社会づくりを目指すために、広く女性の意見を反映し、その多様な能力を生かして、女性の主体的な活動をより効果的に推進することを目的に設立された「公益財団法人いしかわ女性基金」と緊密に連携し、男女共同参画社会の実現に向けての効率的な事業展開や広報・啓発活動を進めます。

## 2 市町との連携

県は、市町と連携して男女共同参画社会形成のための活動に取り組むとともに、各市町で男女共同参画施策が一層推進されるよう、男女共同参画に関する各種情報の提供や市町担当者会議等の情報提供の場の充実を図ります。

さらに、男女共同参画推進員が地域における活動を県、市町及び応援団と連携を図りながら進めることができるよう支援します。

## 3 国との連携

国の動向を把握し連携を図りながら、全国の先進的な取組を踏まえつつ関連施策を含めた施策の効果的な推進を図ります。

## 4 関係機関、民間団体、企業等との連携

男女共同参画社会の実現を図るため、行政機関はもとより、関係機関、民間団体、企業等との連携、協力体制を充実するとともに、男女共同参画社会づくりに向けたグループ、団体等の活動やネットワークづくりを促進します。

## 5 職員研修の充実等

県職員をはじめ市町職員、団体職員等に対する男女共同参画についての正しい理解と関心を深めるよう、研修機会や情報提供の充実に努めます。

## 6 県民への期待

県民一人ひとりが男女共同参画を自らの課題としてとらえ、身近なところからその実現に向けた取組を実践していくことを期待します。

## 7 計画の進行管理

石川県男女共同参画推進条例に基づき、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について調査し年次報告として公表します。

## 8 数値目標

数値目標を設定し計画の着実な推進に努めます。

# 「石川県配偶者暴力防止及び被害者保護等に関する基本計画」改定（案）の概要

## 1 計画改定の趣旨

近年の児童虐待件数の急増、児童虐待とDV<sup>(※1)</sup>が重複する死亡事例の発生等を踏まえ、児童虐待防止法などの改正とともにDV防止法<sup>(※2)</sup>が改正され、併せて、都道府県計画の指針となる国の基本方針<sup>(※3)</sup>が改正された。

これらを踏まえ、DV被害者保護のために連携・協力すべき機関として「児童相談所」を明記するなど、法改正等の趣旨を盛り込んだ改定を行う。

※1…配偶者からの身体に対する暴力の他、身体や心を傷つける全ての行為を含む。また、事実婚や離婚後も引き続き暴力を受けられる場合も含み、「配偶者」には生活の本拠を共にする交際相手からの暴力も準用される。

※2…「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(平成13年法律第13号)

※3…「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」(平成25年制定)

## 2 計画の概要

- (1) 位置づけ：DV防止法に基づく都道府県計画
- (2) 策定年度：平成17年10月（平成28年3月改定）
- (3) 計画期間：定めなし

## 3 計画の構成

相談から保護、自立まで被害者のそれぞれの状況に応じた総合的な支援を行うために、5つの基本目標と17の課題を定めている。（別添）

### 基本目標Ⅰ 安心して相談できる体制の充実

- ・女性相談支援センターや市町におけるDV相談員の育成及び資質向上
- ・若年層、男性、性的少数者など被害者の状況に応じた相談体制の充実

### 基本目標Ⅱ 被害者の安全な保護体制の充実

- ・女性相談支援センターが行う保護体制の充実
- ・被害者と同伴家族（親・子ども等）の安全確保

### 基本目標Ⅲ 被害者の自立の支援

- ・自立の意思がある被害者への支援（住宅確保、経済的自立支援、法的手続き支援、メンタルヘルスケア）

### 基本目標Ⅳ 関係機関の連携と協働

- ・県・市町・関係機関で組織するDV対策支援等連絡協議会を通じた連携強化
- ・DV対応と児童虐待対応との連携強化

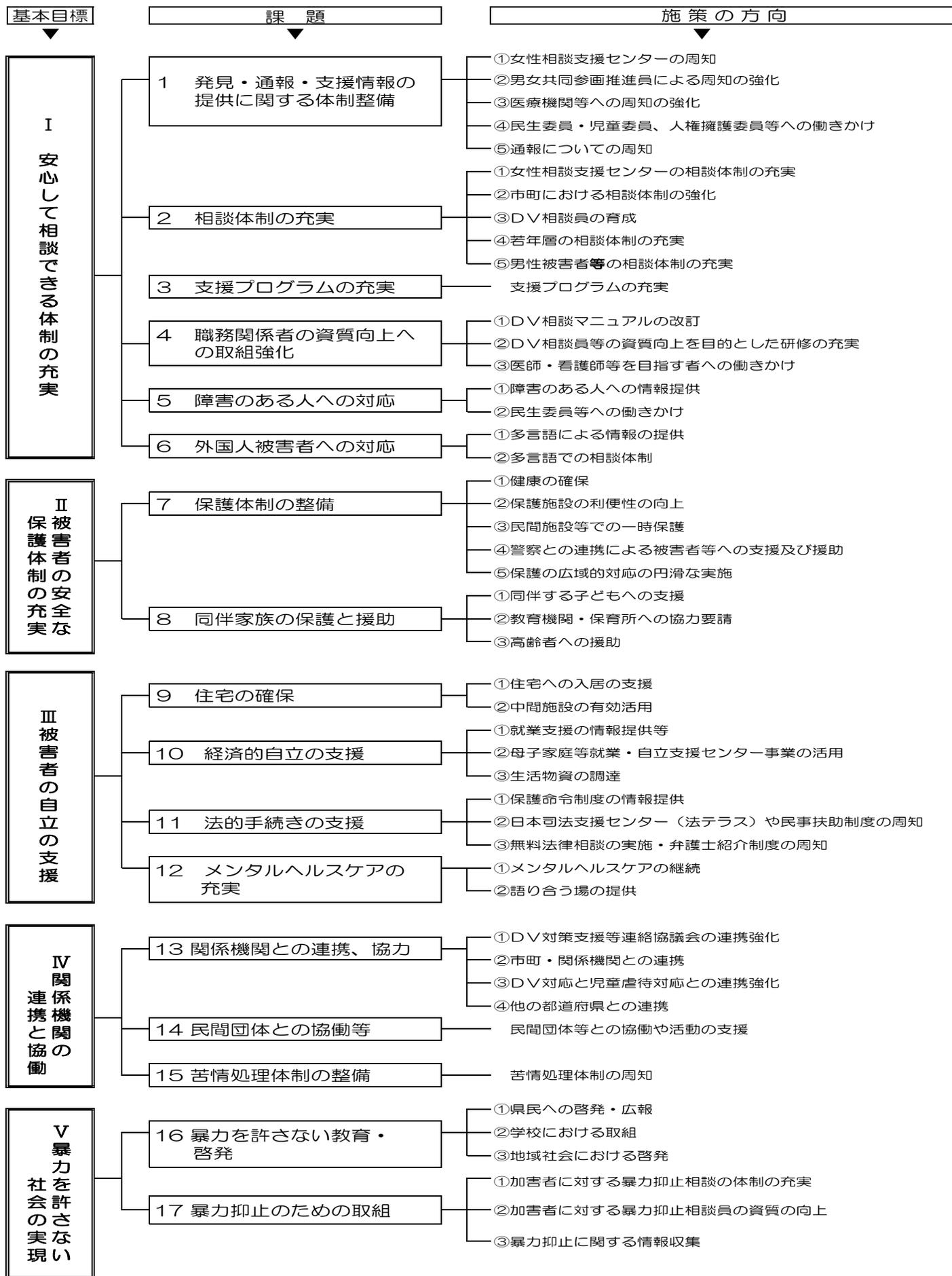
### 基本目標Ⅴ 暴力を許さない社会の実現

- ・パープルリボンキャンペーンを通じた県民に対する暴力根絶のための意識醸成
- ・加害者の暴力抑止のための情報収集

## 4 計画の主な改定内容

- ・DV対応と児童虐待対応が密接に関連するものであることを踏まえ、女性相談支援センターと児童相談所との連携強化について記載するなど、法改正等の趣旨を踏まえた修正
- ・県民意識調査結果（令和2年度実施）など、現状の実態に即した文言の修正・追記

# (別添) 「石川県配偶者暴力防止及び被害者保護等に関する基本計画」体系図



# 石川県配偶者暴力防止及び 被害者保護等に関する基本計画（第3次）

—「配偶者からの暴力のない社会」の実現を目指して—

**（案）**

令和3年2月

石 川 県



# 目 次

## 第1章 基本計画の改定にあたって

1 改定の趣旨	1
2 基本計画の性格と役割	2
3 基本計画の見直し	2

## 第2章 配偶者からの暴力対策に係る本県の現状

1 これまでの取組	3
2 被害者に対する支援の対応	5
3 相談等の状況	6
4 県民の配偶者からの暴力に関する意識	6

## 第3章 基本理念等

1 基本理念（目指す社会）	20
2 基本的な視点	20
3 基本目標	20

## 第4章 基本計画の内容

<b>基本目標Ⅰ 安心して相談できる体制の充実</b>	<b>23</b>
課題1 発見・通報・支援情報の提供に関する体制整備	25
課題2 相談体制の充実	26
課題3 支援プログラムの充実	27
課題4 職務関係者の資質向上への取組強化	28
課題5 障害のある人への対応	29
課題6 外国人被害者への対応	29
<b>基本目標Ⅱ 被害者の安全な保護体制の充実</b>	<b>31</b>
課題7 保護体制の整備	31
課題8 同伴家族の保護と援助	32
<b>基本目標Ⅲ 被害者の自立の支援</b>	<b>34</b>
課題9 住宅の確保	34
課題10 経済的自立の支援	35
課題11 法的手続きの支援	35
課題12 メンタルヘルスケアの充実	36

<b>基本目標Ⅳ</b>	<b>関係機関の連携と協働</b>	<b>38</b>
課題 13	関係機関との連携、協力	38
課題 14	民間団体との協働等	39
課題 15	苦情処理体制の充実	39
<b>基本目標Ⅴ</b>	<b>暴力を許さない社会の実現</b>	<b>41</b>
課題 16	暴力を許さない教育・啓発	41
課題 17	暴力抑止のための取組	42

## 資料編

- 1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
- 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針（概要）
- 3 石川県男女共同参画審議会小委員会設置要綱
- 4 石川県男女共同参画審議会第三小委員会名簿
- 5 DV対策支援等連絡協議会設置要綱

# 第1章 基本計画の改定にあたって

## 1 改定の趣旨

配偶者<sup>(※1)</sup>からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、外部からその発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向にあります。このため、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。

配偶者からの暴力の被害者（以下「被害者」という。）は、女性の場合が多く、暴力は個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっています。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための不断の取組が必要です。

平成13年4月、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的として「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」<sup>(※2)</sup>（平成13年法律第13号。以下「配偶者暴力防止法」という。）が制定されました。

同法の施行により、本県では、平成14年4月に、配偶者暴力相談支援センターとして女性相談支援センターを設置し、平成16年12月の配偶者暴力防止法の一部改正により都道府県において基本計画の策定が義務づけられたことから、平成17年10月には「配偶者暴力防止及び被害者保護に関する基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、被害者支援施策を実施してきました。

その後、平成20年1月には、保護命令制度の拡充や市町における基本計画の策定と配偶者暴力相談支援センターの設置を努力義務とすること等を内容とする改正法が施行され、住民にとって最も身近な行政主体である市町の役割が重視されるとともに、平成26年1月には、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象とされる改正法が施行されたことから、本県においても平成28年3月に基本計画を改定し、名称も「配偶者暴力防止及び被害者保護等に関する基本計画」に改めました。

さらに令和元年6月には、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、児童虐待と密接な関連があるとされる配偶者からの暴力の被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき機関として児童相談所を法文上明確化するとともに、その保護対象である被害者に、同伴家族を含めることとする法改正が行われました。

これら法改正の趣旨を踏まえ、総合的かつ積極的に施策を展開するため、また県民一人ひとりが、配偶者からの暴力は重大な人権侵害であることをよく理解し、配偶者からの暴力を容認しない社会の実現に向けて取り組みを推進するため、基本計画を改定するものです。

(※1) この基本計画にいう「配偶者」とは、配偶者暴力防止法の定義と同義。

(※2) 平成26年1月3日から「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に法律名称が変更。

## 2 基本計画の性格と役割

- (1) 配偶者暴力防止法第2条の3の規定に基づくとともに、国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）に即した計画です。
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本的な事項と施策の内容に関する事項を定め、配偶者からの暴力の根絶に向け、必要な取組を積極的に進めるものです。
- (3) この計画の趣旨を踏まえ、市町関係機関、関係団体等においても、県と連携した積極的な取組が実施されることを期待するものです。

## 3 基本計画の見直し

この基本計画は、配偶者暴力防止法や国が策定した「基本方針」が見直された場合及び新たに盛り込むべき事項等が生じた場合には、施策の実施状況等を検証しながら、必要に応じ見直すこととします。

## 第2章 配偶者からの暴力防止対策に係る本県の現状

### 1 これまでの取組

平成13年3月に男女共同参画の推進に関する基本計画「いしかわ男女共同参画プラン2001」を策定し、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を課題の一つと位置付け、さらに、同年11月2日制定の「石川県男女共同参画推進条例」第7条で、男女共同参画を阻害する行為として男女間における身体的または精神的苦痛を著しく与える暴力的な行為を禁止しました。

平成14年4月には、配偶者暴力防止法に基づく配偶者暴力相談支援センターの機能を果たす施設として、「婦人相談所」を「女性相談支援センター」と改称するとともに「婦人相談員」を「女性相談員」と改めて増員を図り、従来の24時間体制の一時保護の業務はもとより、相談業務等が拡充されました。

さらに被害者の保護については、関係機関との連携が不可欠であることから、平成14年11月に地方法務局、医師会、民生委員児童委員協議会連合会等を構成員とする「DV対策支援等連絡協議会」(R2.8.18現在47機関・団体：資料編参照)を設置し、取組の強化を図ってきました。

加えて、平成16年12月の配偶者暴力防止法の改正施行を受け、平成17年10月に「基本計画」を策定し、以後、同計画に基づき、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護・支援を図るための施策の推進に計画的に取り組んできました。

配偶者からの暴力(DV：ドメスティック・バイオレンス)とは、配偶者からの身体に対する暴力の他、身体や心を傷つけるすべての行為を含みます。また、婚姻の届出をしていないいわゆる「事実婚」や、離婚後(事実上離婚したと同様の事情に入ることを含む)も引き続き暴力を受ける場合を含みます。さらに、生活の本拠を共にする交際相手(婚姻関係における共同生活を営んでいない者を除く)からの暴力を準用していることから、本計画でも法と同様に準用することとします。

## 県の主な被害者支援の取組

### 基本目標Ⅰ〔安心して相談できる体制の充実〕関係

- 女性相談支援センターにおけるDV被害者に対する相談（H14～）  
相談・保護・自立までを一元的に対応
- 職務関係者に対する研修の実施（DVの特性・二次被害防止）  
初任者向け（H27～）、経験者向け（H16～）  
対象：市町担当者、相談機関担当者等
- DV相談員等育成研修の実施（H28～）  
DV被害者支援に関する基礎知識や複雑な事例への対応方法を習得  
対象：市町担当者、相談機関担当者等
- DVホットラインの実施（H13～）
- こころの健康センターにおけるDV加害者に対する暴力防止相談（H13～）
- 警察における性犯罪被害相談電話「性被害110番」の運用（H8～）
- 警察における被害者の安全確保を第一とした相談・支援（H13～）

### 基本目標Ⅱ〔被害者の安全な保護体制の充実〕関係

- 女性相談支援センターにおけるDV被害者に対する保護（H14～）
- 女性相談支援センターにおける一時保護所の運営（売春防止法S32～、配偶者暴力防止法H14～）
- 保護施設の増改築（居住環境の整備）（H17～）
- 警察における被害者の安全確保を第一とした相談・支援（H13～）〈再掲〉

### 基本目標Ⅲ〔被害者の自立の支援〕関係

- 女性相談支援センターにおけるDV被害者に対する自立支援（H14～）
- 暴力被害者自立支援対策の推進
  - ・生活支援の実施（生活物資等の調達、就業等に向けたベビーシッター確保等）（H18～）
  - ・中間施設の設置（H18～）
  - ・語り合う場の提供（DV被害体験者同士の語り合い）（H18～）
  - ・県営住宅の目的外使用許可（H20～）

### 基本目標Ⅳ〔関係機関の連携と協働〕関係

- DV対策支援等連絡協議会の開催（H14～）  
構成：47機関（R2.8.18現在）
- 市町DV対策等担当者会議の開催（H19～）
- 女性相談支援センターと警察の連絡会の開催（H25～）
- いしかわ性暴力被害者支援センター「パープルサポートいしかわ」の設置（H29～）

## 基本目標Ⅴ〔暴力を許さない社会の実現〕関係

- パープルリボンキャンペーンの実施（H25～）  
キャンペーン期間：11月1日～30日
  - ・シンポジウム（H13～）
  - ・パープルリボンツリーの設置
  - ・県施設のライトアップ
  - ・街頭キャンペーン
- 若年層への予防啓発の強化
  - ・高校生向けDV予防啓発小冊子の作成・配布（H28～）
  - ・若年層（高校・大学等）向けDV予防啓発セミナーの開催（H29～）
  - ・教員研修の実施（H26～）
- 人権啓発冊子によるDVの周知（H9～）
- こころの健康センターにおけるDV加害者に対する暴力防止相談（H13～）〈再掲〉

## 2 被害者に対する支援の対応

被害者からの相談については、女性相談支援センターと市町等各地域の相談窓口で相談員が対応しています。警察においても、警察本部及び各警察署で、被害者に対する援助を行うとともに加害者に対する指導・警告・検挙等を行っています。

また、被害者の意思に基づき、緊急に保護を必要とする場合には、女性相談支援センターが被害者及び同伴する家族の一時保護を行っています。

一時保護所においては、身体の安全を確保するとともに、心身の健康状態等を観察し、心理的ケアなど必要な支援等を行っています。一時保護の期間は、概ね2週間ですが、入所者の状況等により弾力的な対応をしています。

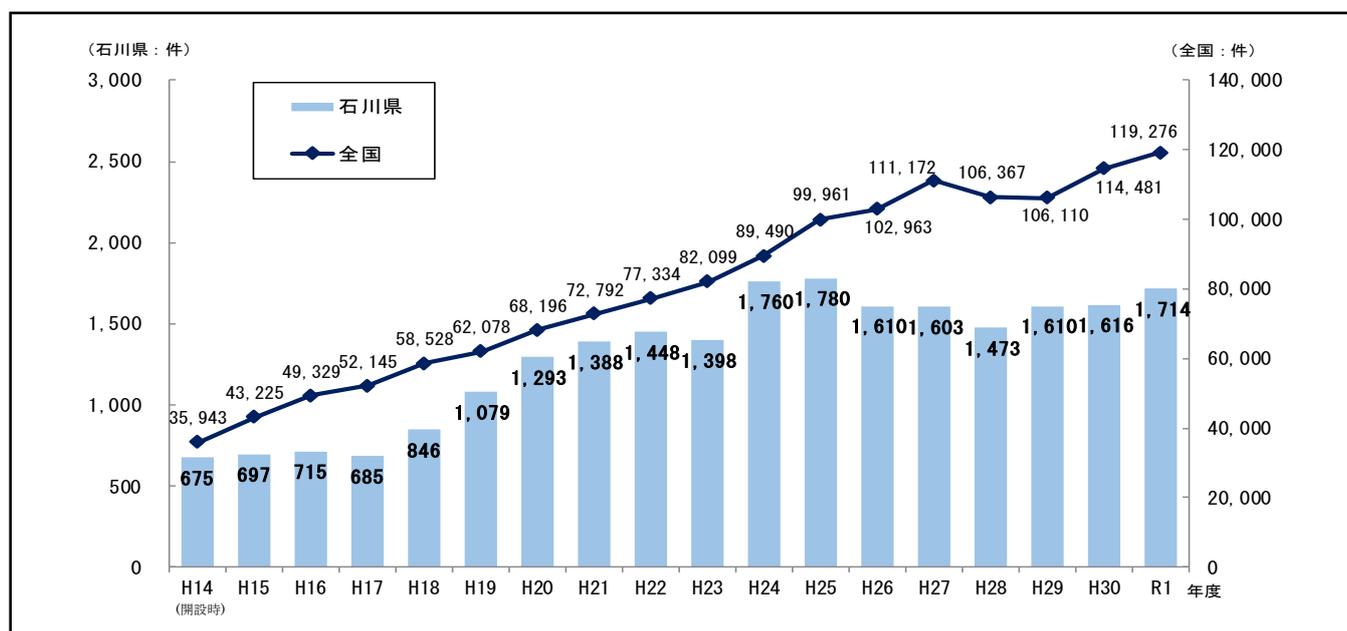
加えて、女性相談支援センターは、被害者が自立して生活するために、関係機関と連携し、就業の促進、社会福祉施設等の利用の調整、公営住宅の確保等の支援を行っています。

### 3 相談等の状況

本県における配偶者からの暴力相談等の状況については、配偶者暴力相談支援センター（女性相談支援センター及び金沢市女性相談支援室）のDV相談件数を見ると、令和元年度は配偶者暴力相談支援センターが設置された平成14年度と比較して約2.5倍に増加しています。これは、夫婦間のプライベートな問題として潜在化していた被害が、配偶者暴力に対する社会の認識が高まり、相談体制も徐々に周知されてきたことにより、顕在化したといった面もあるかと思われまます。

また、配偶者の暴力から緊急避難する一時保護の件数は減少傾向にあり、令和元年度は過去最少となっています。

○配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談等の状況（県男女共同参画課調べ）



	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
相談件数 (全国)	35,943	43,225	49,329	52,145	58,528	62,078	68,196	72,792	77,334	82,099	89,490	99,961	102,963	111,172	106,367	106,110	114,481	119,276
相談件数 (石川県)	675	697	715	685	846	1,079	1,293	1,388	1,448	1,398	1,760	1,780	1,610	1,603	1,473	1,610	1,616	1,714
【参考】一時保護件数	42	41	47	51	57	37	53	58	52	54	55	36	46	35	29	41	28	17

※金沢市配偶者暴力相談支援センター（H22設置）を含む

### 4 県民の配偶者からの暴力に関する意識

本県では5年毎に実施する「男女共同参画に関する県民意識調査」において、配偶者からの暴力に関する県民の意識について調査を行っています。

令和2年度の調査の中で、性暴力<sup>(※3)</sup>に関する項目を含めた配偶者からの暴力について調査を行いました。

(※3)「性暴力」とは、同意のない、対等でない、強要された性的な行為のことをいい、性犯罪、性的虐待を含む。

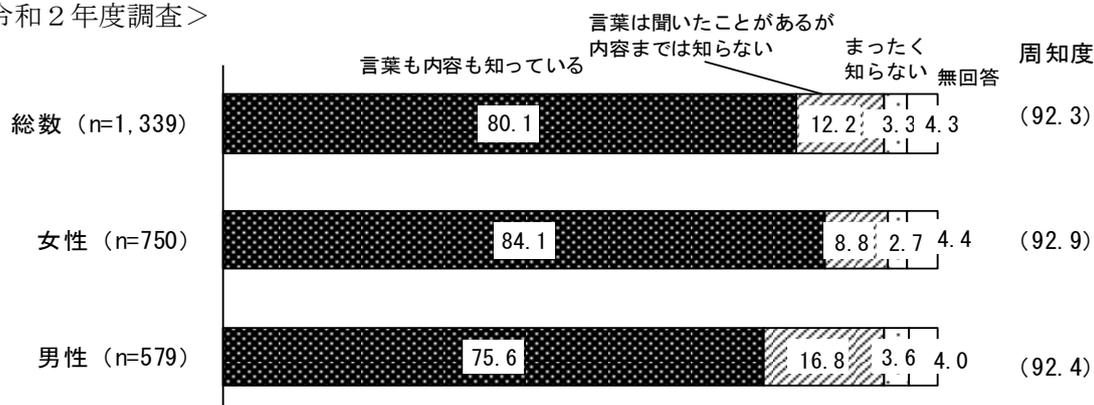
◀「男女共同参画に関する県民意識調査」(令和2年度)(石川県男女共同参画課)より抜粋▶

○“DV”という用語の周知度

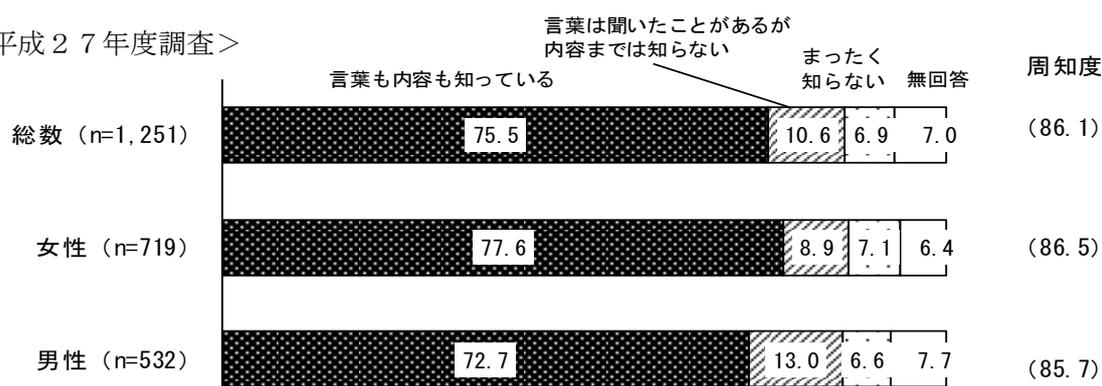
今回の調査結果では、“DV(配偶者や交際相手からの暴力)”という用語の周知度は92.3%(女性92.9%、男性92.4%)となり、平成27年度調査よりも周知度は男女ともに増加しています。

問 あなたはそれぞれの言葉についてどの程度ご存知ですか。(「DV(配偶者や交際相手からの暴力)」のみ抜粋)

<令和2年度調査>



<平成27年度調査>



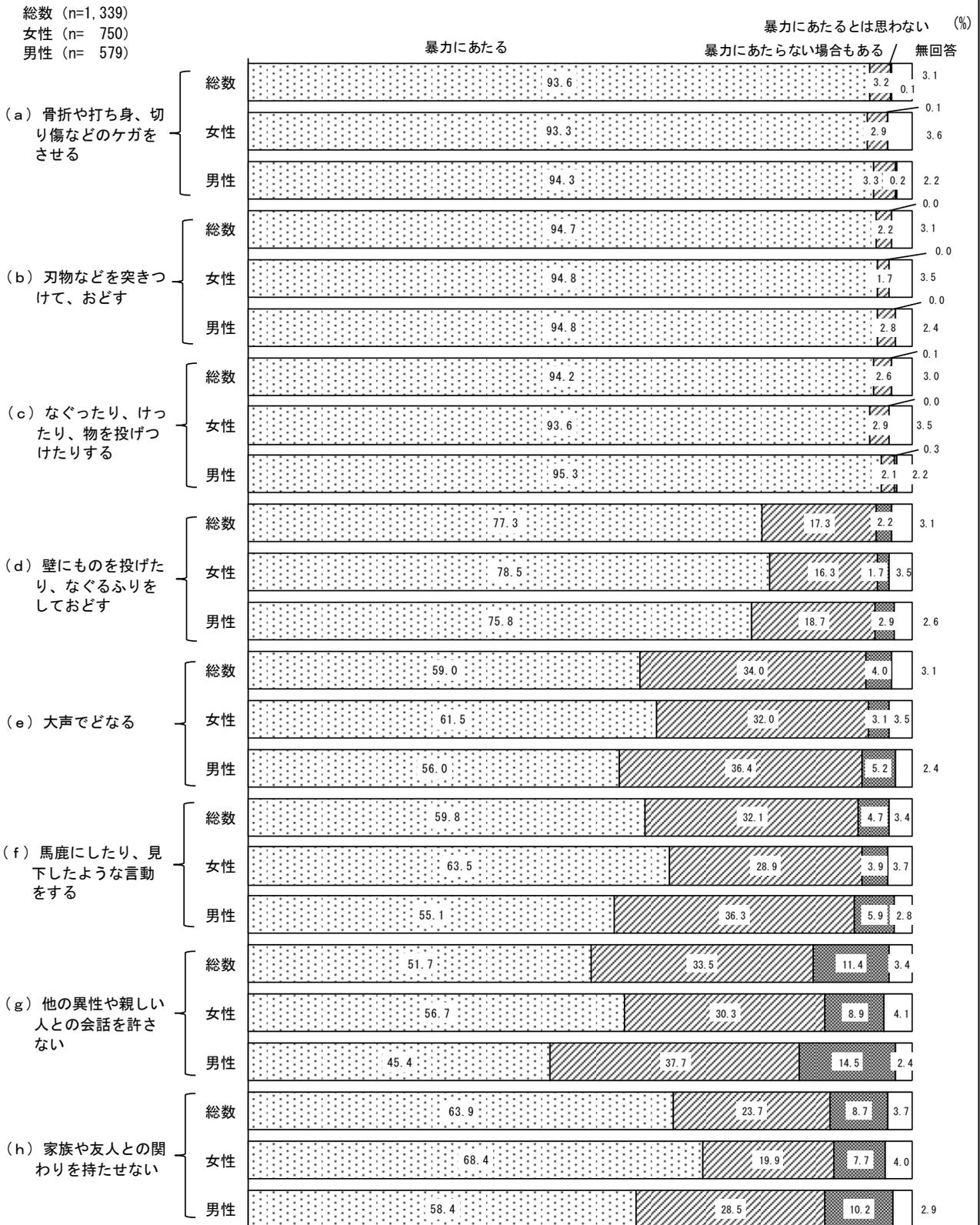
## ○配偶者や交際相手などからの暴力と認識される行為

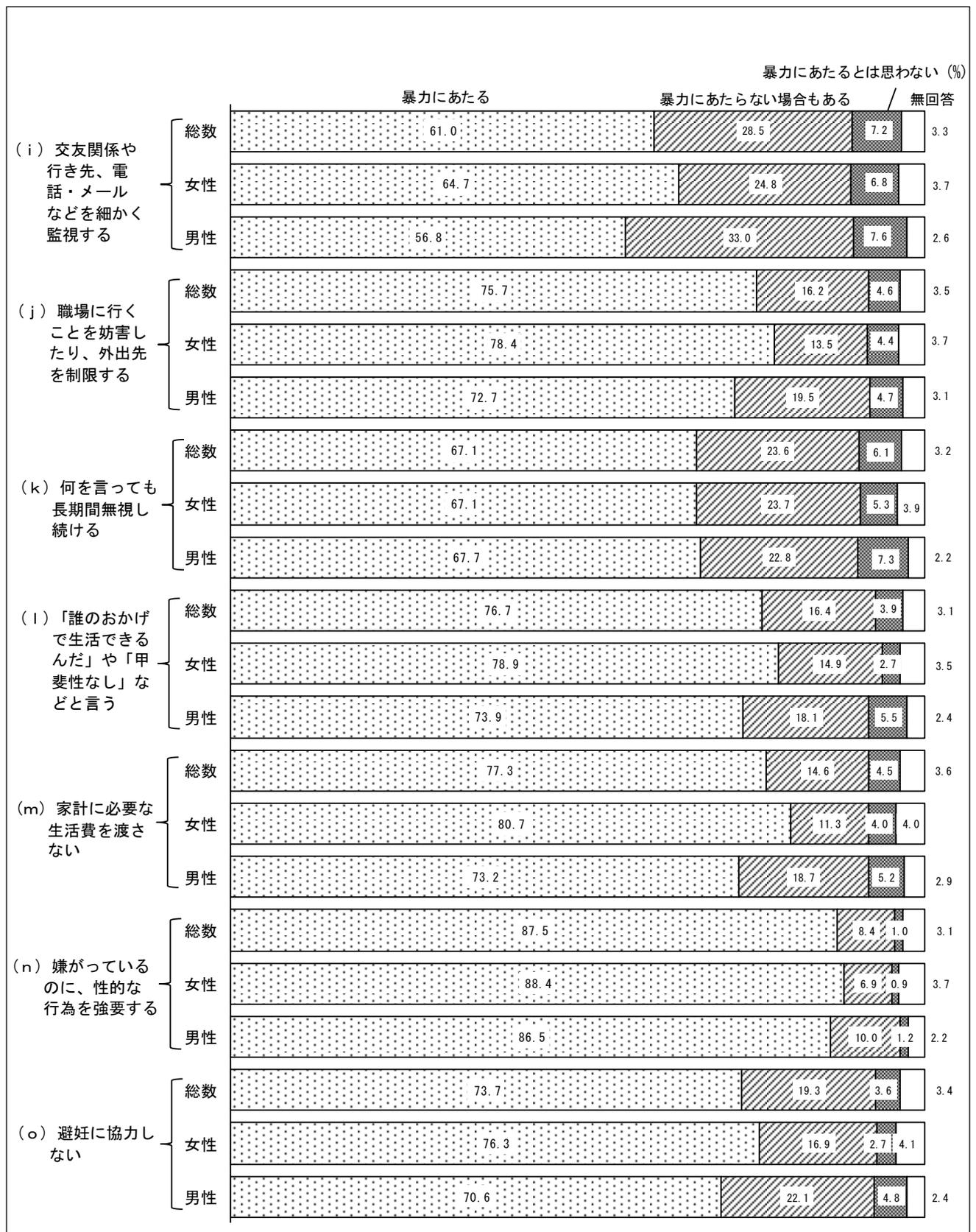
配偶者や交際相手などからの暴力と認識される行為についての設問（15項目）について、「暴力にあたる」と思う人が多い順に見ていくと、男女ともに“刃物などを付きつけて、おどす”（女性94.8%、男性94.8%）が最も多く、次いで“なぐったり、けったり、物を投げつけたりする”（女性93.6%、男性95.3%）、“骨折や打ち身、切り傷などのケガをさせる”（女性93.3%、男性94.3%）が続き、9割以上となっています。

また、“他の異性や親しい人との会話を許さない”、“大声でどなる”、“馬鹿にしたり、見下したような言動をする”は、「暴力にあたる」と思う人の割合は比較的少なくなっています。

男女で比較すると、大半の項目で女性の方が「暴力にあたる」と思う人の割合が多くなっています。

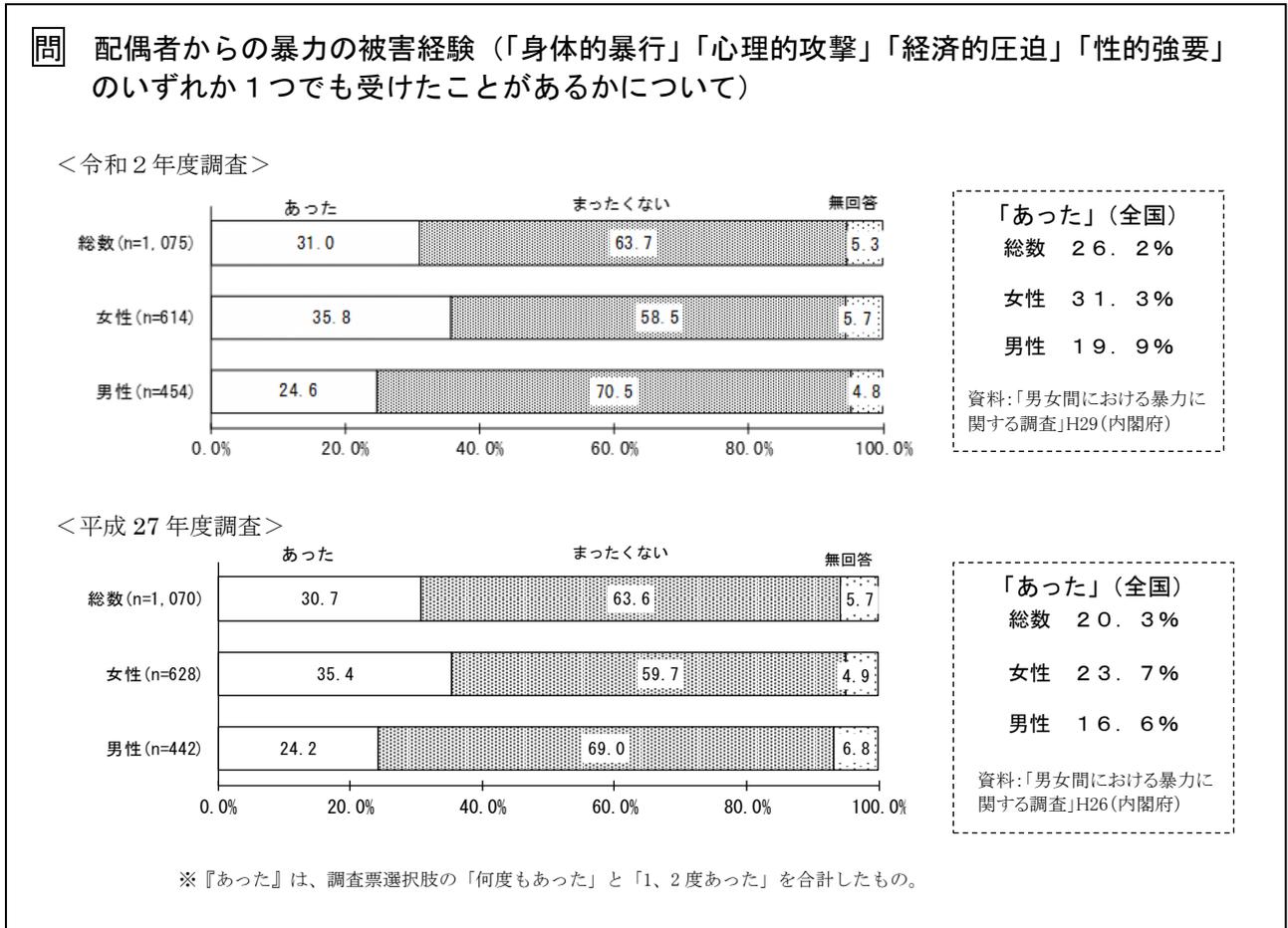
問 次のようなことが配偶者や交際相手など、親密な関係にある者の間で行われた場合、それを暴力だと思えますか。(複数回答)





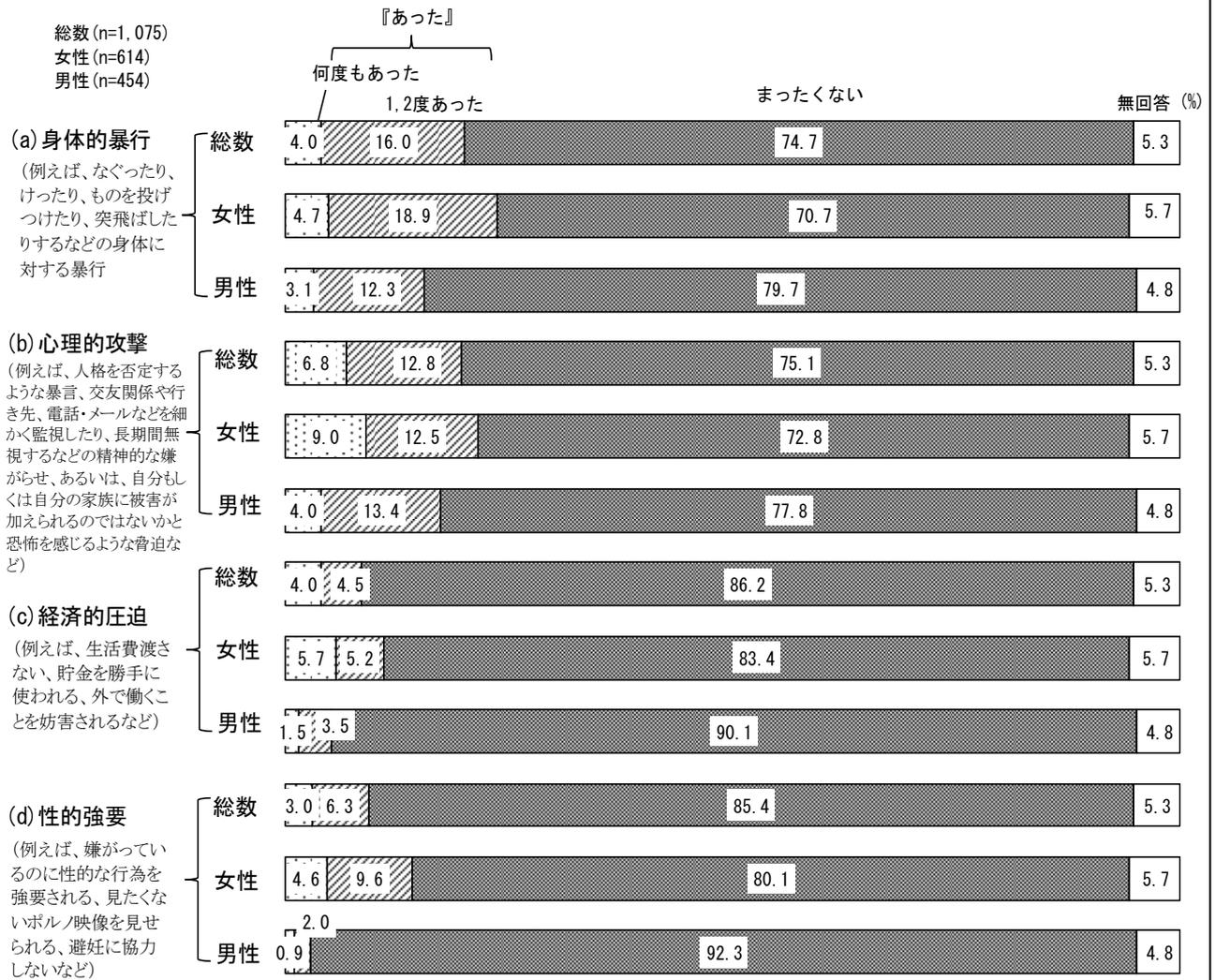
## ○配偶者からのこれまでの被害経験の有無

今回調査では、これまでに何らかの被害経験があった人は31.0%(女性35.8%、男性24.6%)であり、女性は約3人に1人、男性は約4人に1人が被害にあっています。



また、暴力の種別に被害経験の有無を見ると、“身体的暴行”は20.0%(女性23.6%、男性15.4%)、“心理的攻撃”は19.6%(女性21.5%、男性17.4%)、“経済的圧迫”は8.5%(女性10.9%、男性5.0%)、“性的強要”は9.3%(女性14.2%、男性2.9%)となっており、全ての項目で女性が男性を上回っています。

問 あなたはこれまでに、あなたの配偶者から次のようなことをされたことがありますか。



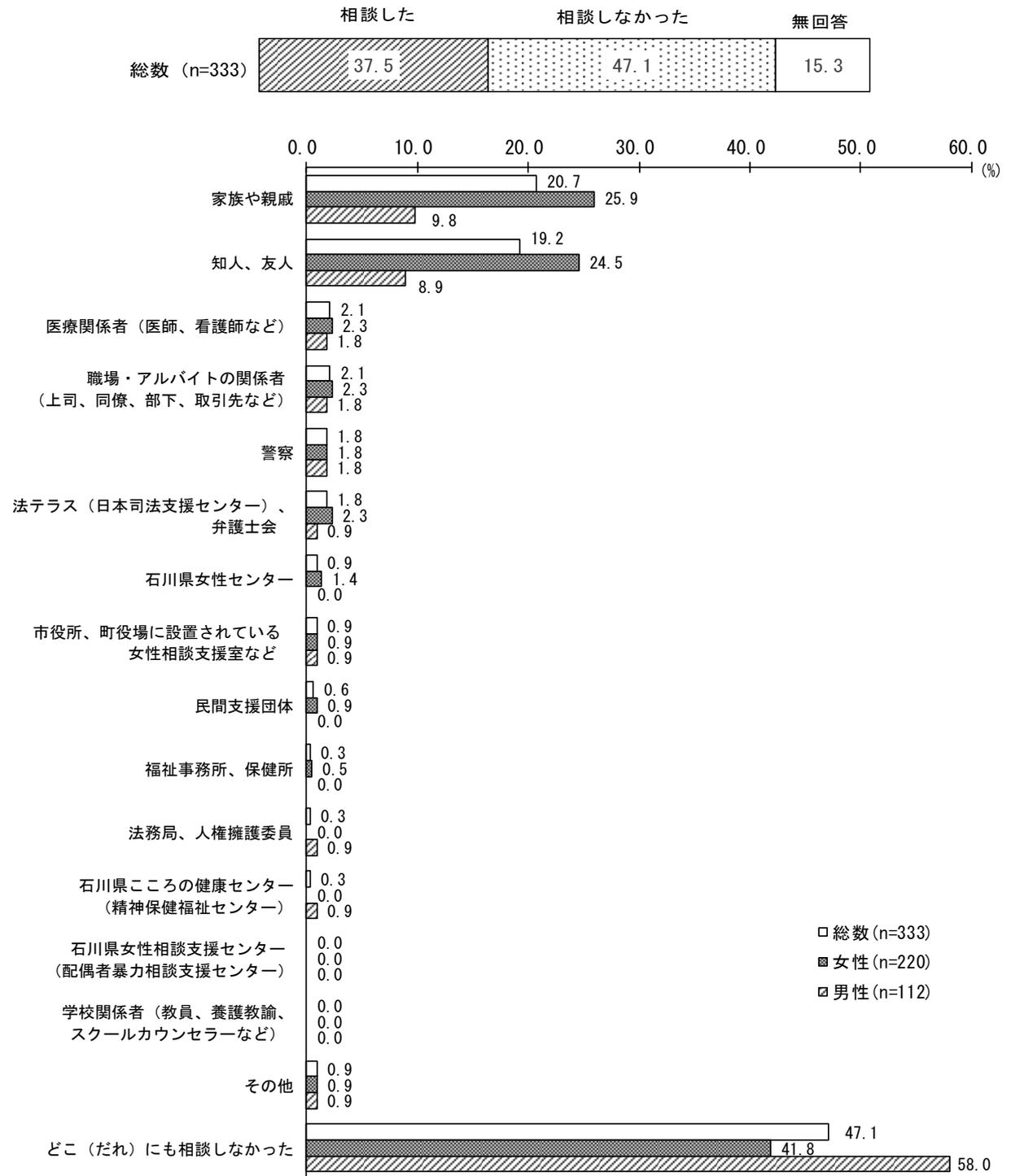
### ○配偶者からの暴力についての相談経験の有無

配偶者から暴力の被害を受けたことが「これまでにあった」と答えた人に、どこ(だれ)かに打ち明けたり、相談したりしたことがあるかをたずねたところ、「相談した」と答えた人は37.5%、「相談しなかった」と答えた人は47.1%で、「相談しなかった」人の方が9.6ポイント上回っています。

相談先では、男女とも「家族や親戚」(女性25.9%、男性9.8%)と「知人、友人」(女性24.5%、男性8.9%)が多くなっており、その他は3%未満となっています。

性別で見ると、男性の方が「どこ(だれ)にも相談しなかった」(58.0%)が5割を超え、女性(41.8%)より16.2ポイント多くなっています。

問 あなたはこれまでに、あなたの配偶者から受けたそのような行為について、どこ（だれ）かに打ち明けたり、相談したりしましたか。（複数回答）

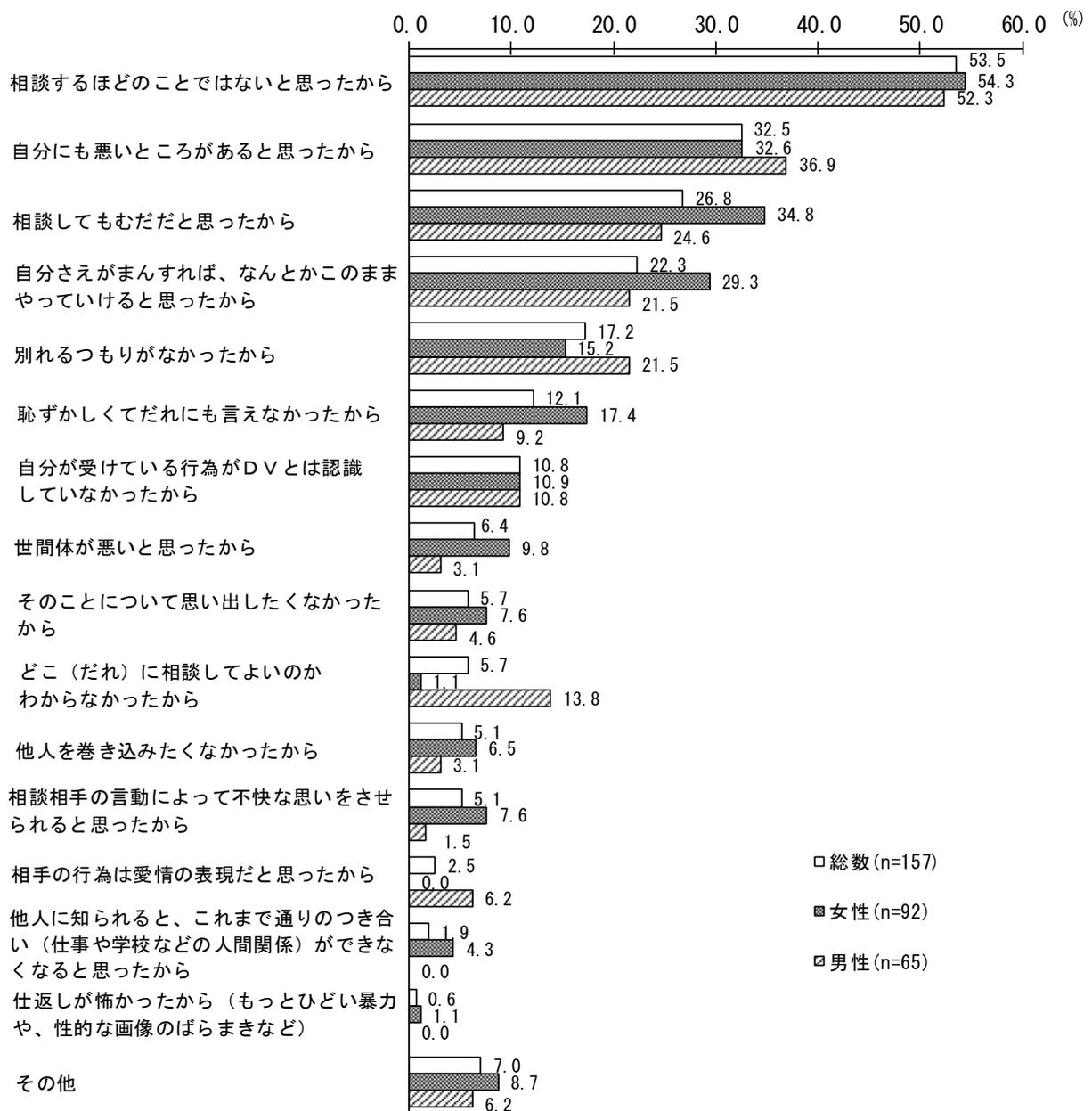


## ○配偶者からの暴力について相談しなかった理由

配偶者からの暴力の被害を受けながら「相談しなかった」と答えた人にその理由をたずねたところ、男女ともに最も多かったのは「相談するほどのことではないと思ったから」（女性 54.3%、男性 52.3%）、次いで女性では「相談してもむだだと思ったから」（34.8%）、男性では「自分にも悪いところがあると思ったから」（36.9%）となっています。

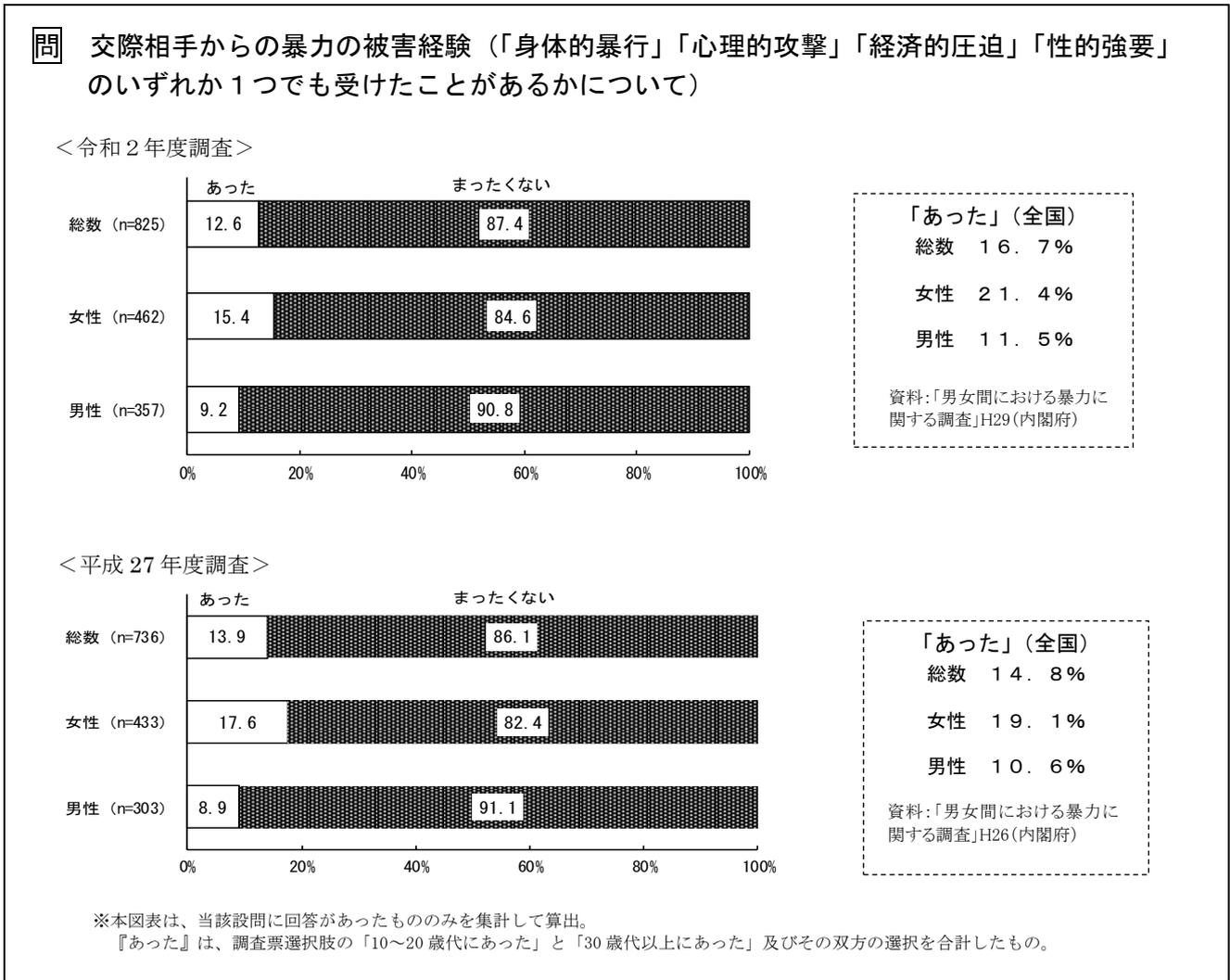
男女の違いで特徴的なのは、「相談してもむだだと思ったから」では女性の方が 10.2 ポイント多くなっており、「どこ（だれ）に相談してよいのかわからなかったから」では男性の方が 12.7 ポイント多くなっていきます。

問 どこ（だれ）にも相談しなかったのは、なぜですか。（複数回答）



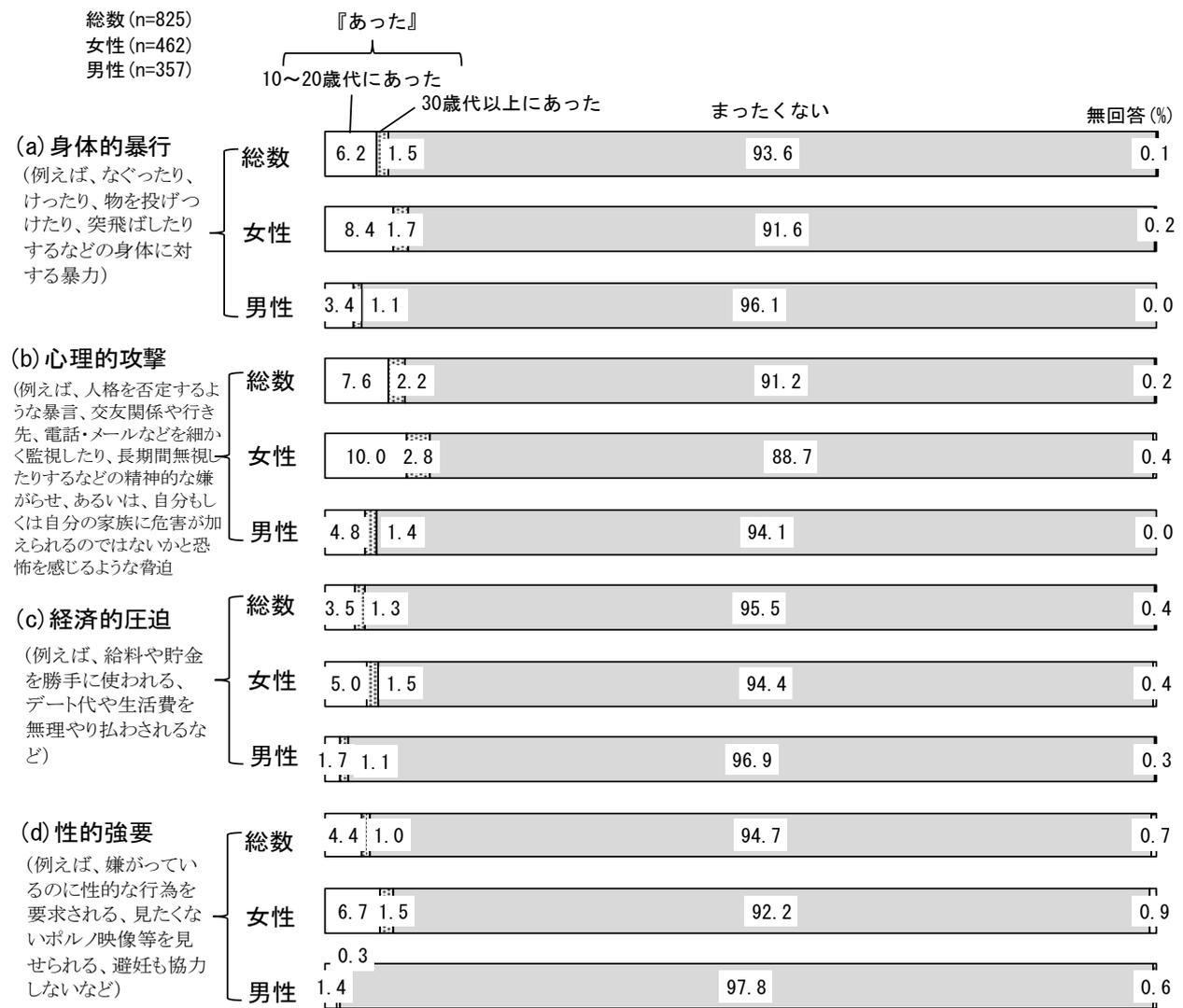
## ○交際相手からの被害経験の有無

今回調査では、これまでに何らかの被害経験があった人は12.6%(女性15.4%、男性9.2%)であり、女性は約6人に1人、男性は約11人に1人が被害にあっています。



また、暴力の種別・年代別に被害経験の有無を見ると、“身体的暴行”では、「10～20歳代にあった」が6.2%(女性8.4%、男性3.4%)で「30歳代以上にあった」が1.5%(女性1.7%、男性1.1%)、“心理的攻撃”では「10～20歳代にあった」が7.6%(女性10.0%、男性4.8%)で「30歳代以上にあった」が2.2%(女性2.8%、男性1.4%)、“経済的圧迫”では「10～20歳代にあった」が3.5%(女性5.0%、男性1.7%)で「30歳代以上にあった」が1.3%(女性1.5%、男性1.1%)、“性的強要”では「10～20歳代にあった」が4.4%(女性6.7%、男性1.4%)で「30歳代以上にあった」が1.0%(女性1.5%、男性0.3%)となっており、全ての項目で女性が男性を上回っています。

問 あなたは、交際相手から次のようなことをされたことがありますか。

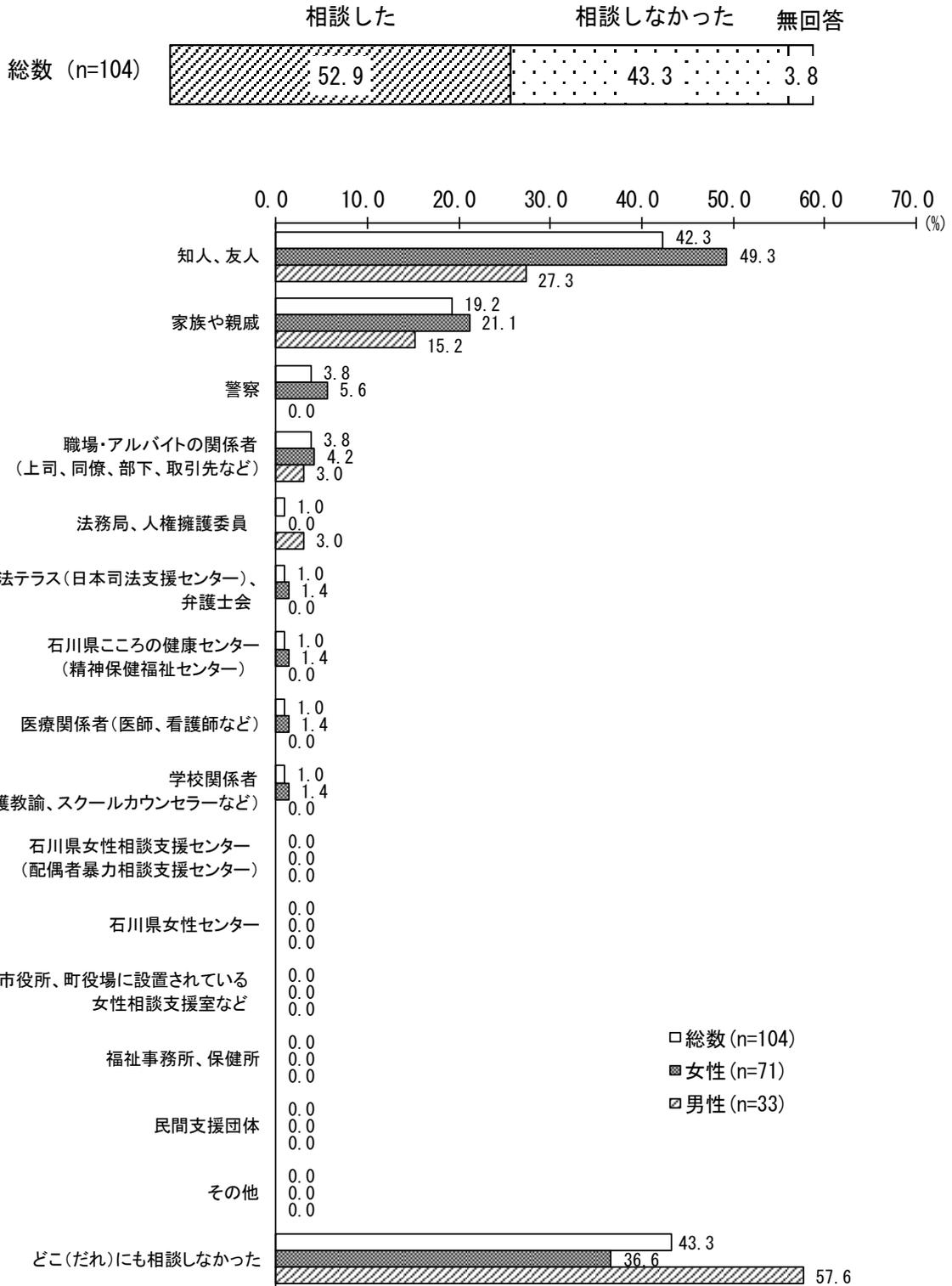


### ○交際相手からの暴力についての相談経験の有無

交際相手からの暴力の被害を受けたことが「あった」と答えた人に、どこ（だれ）かに打ち明けたり、相談したりしたことがあるかをたずねたところ、「相談した」と答えた人は52.9%、「相談しなかった」と答えた人は43.3%で、「相談した」人のほうが9.6ポイント上回っています。

相談先では、男女とも「知人、友人」（女性49.3%、男性27.3%）が最も多く、次いで「家族や親戚」（女性21.1%、男性15.2%）となっています。

問 あなたは交際相手から受けたそのような行為について、どこ（だれ）かに打ち明けたり、相談したりしましたか。（複数回答）

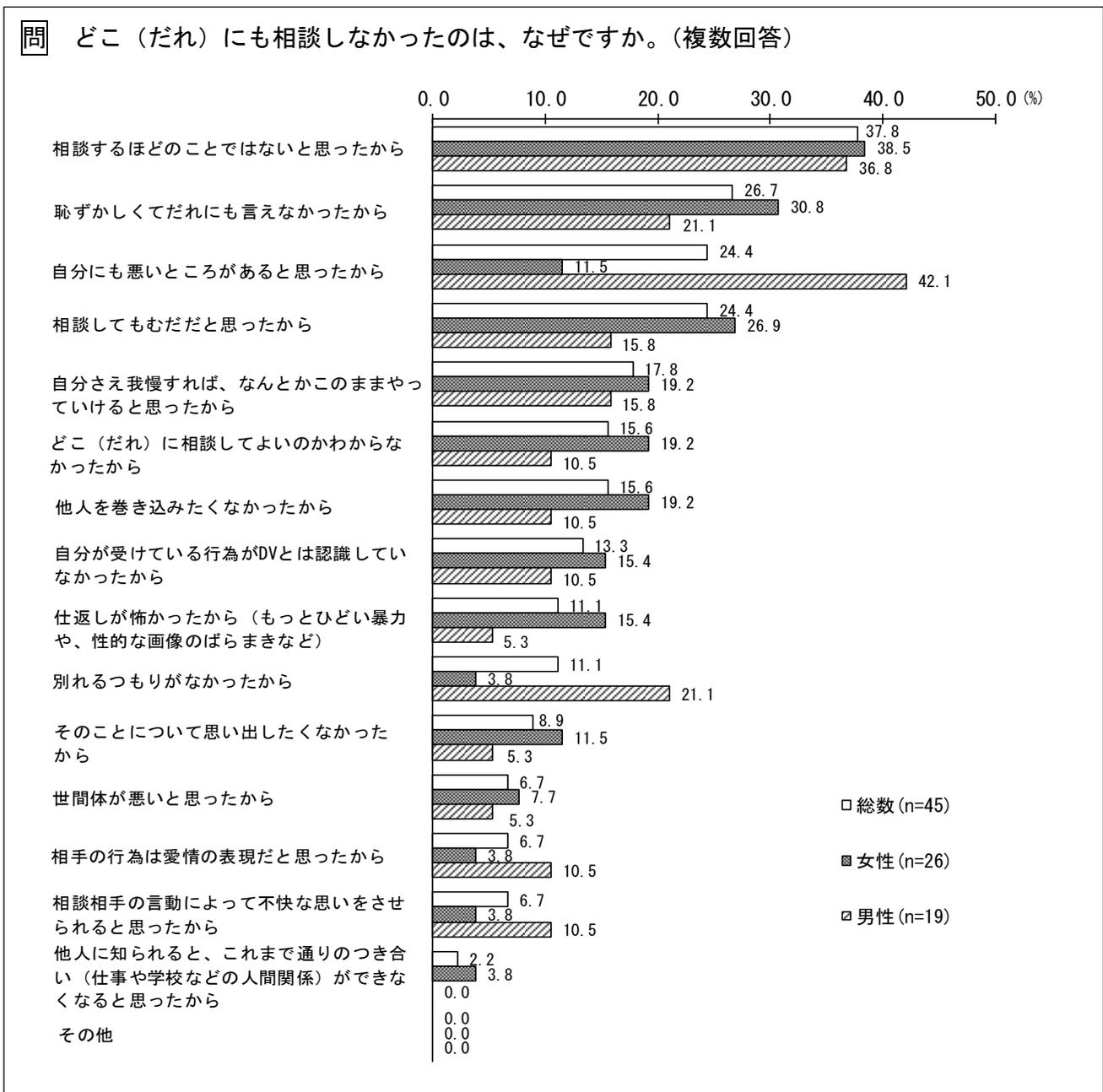


## ○交際相手からの暴力について相談しなかった理由

交際相手からの暴力の被害を受けながら「相談しなかった」と答えた人にその理由をたずねたところ、女性で最も多かったのは「相談するほどのことではないと思ったから」（38.5%）であり、男性で最も多かったのは「自分にも悪いところがあると思ったから」（42.1%）となっています。

女性が男性を上回っているものは、「恥ずかしくてだれにも言えなかったから」（女性30.8%、男性21.1%）、「相談してもむだだと思ったから」（女性26.9%、男性15.8%）、「自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていけると思ったから」（女性19.2%、男性15.8%）などがあります。

男性が女性を上回っているものは、「自分にも悪いところがあると思ったから」（女性11.5%、男性42.1%）、「別れるつもりがなかったから」（女性3.8%、男性21.1%）などとなっています。

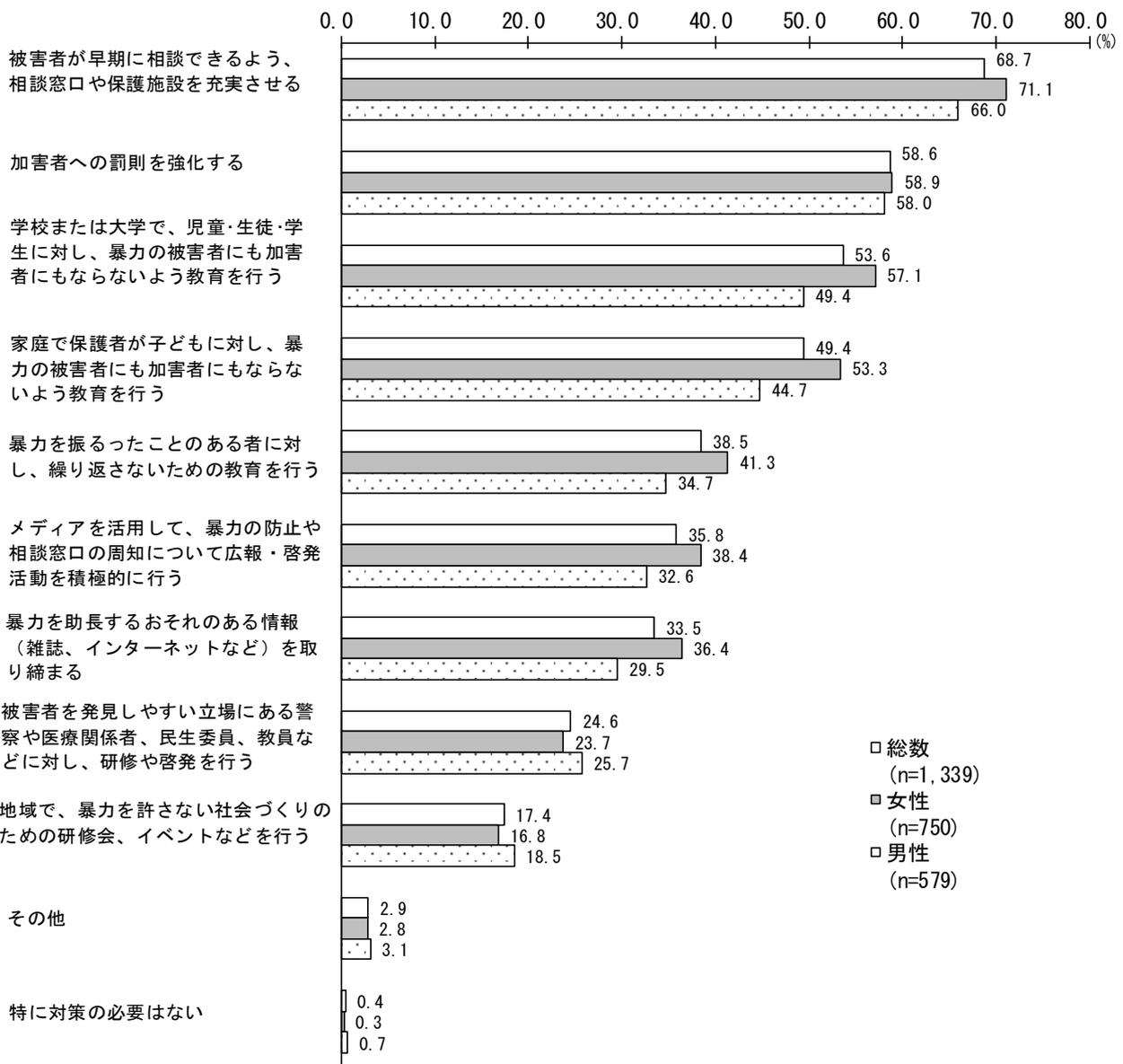


## ○DVや性暴力等の暴力をなくすために必要なこと

全体では、「被害者が早期に相談できるよう、相談窓口や保護施設を充実させる」が68.7%（女性71.1%、男性66.0%）と最も多く、次いで「加害者への罰則を強化する」が58.6%（女性58.9%、男性58.0%）、「学校または大学で、児童・生徒・学生に対し、暴力の被害者にも加害者にもならないよう教育を行う」が53.6%（女性57.1%、男性49.4%）の順となっています。

男女の差が大きいものとしては、「家庭で保護者が子どもに対し、暴力の被害者にも加害者にもならないよう教育を行う」（8.6ポイント差）、次いで、「学校または大学で、児童・生徒・学生に対し、暴力の被害者にも加害者にもならないよう教育を行う」（7.7ポイント差）の順で、いずれも女性の方が多くなっています。

**問** DVや性暴力等の暴力を防止するためには、どのようなことが必要だと考えますか。（複数回答）



## 第3章 基本理念等

### 1 基本理念（目指す社会）

男女の人権が尊重され、配偶者からの暴力におびえることなく安心して暮らすことのできる社会の実現は、県民の願いであり、暴力を受けた場合でも、被害者が適切な保護や支援を受けることができ、自立して暮らしていける社会であることが必要です。

この基本計画では、関係機関、関係団体、県民と協力して、「配偶者からの暴力のない社会」の実現を目指します。

### 2 基本的な視点

配偶者からの暴力防止対策を推進するに当たっては、被害者の人権を尊重した適切な対応や配偶者からの暴力に対する県民の正しい理解を促進するとともに、関係機関との連携を図りながら総合的に実施する必要があります。

基本計画を策定するに当たっての、「基本的な視点」は次のとおりとします。

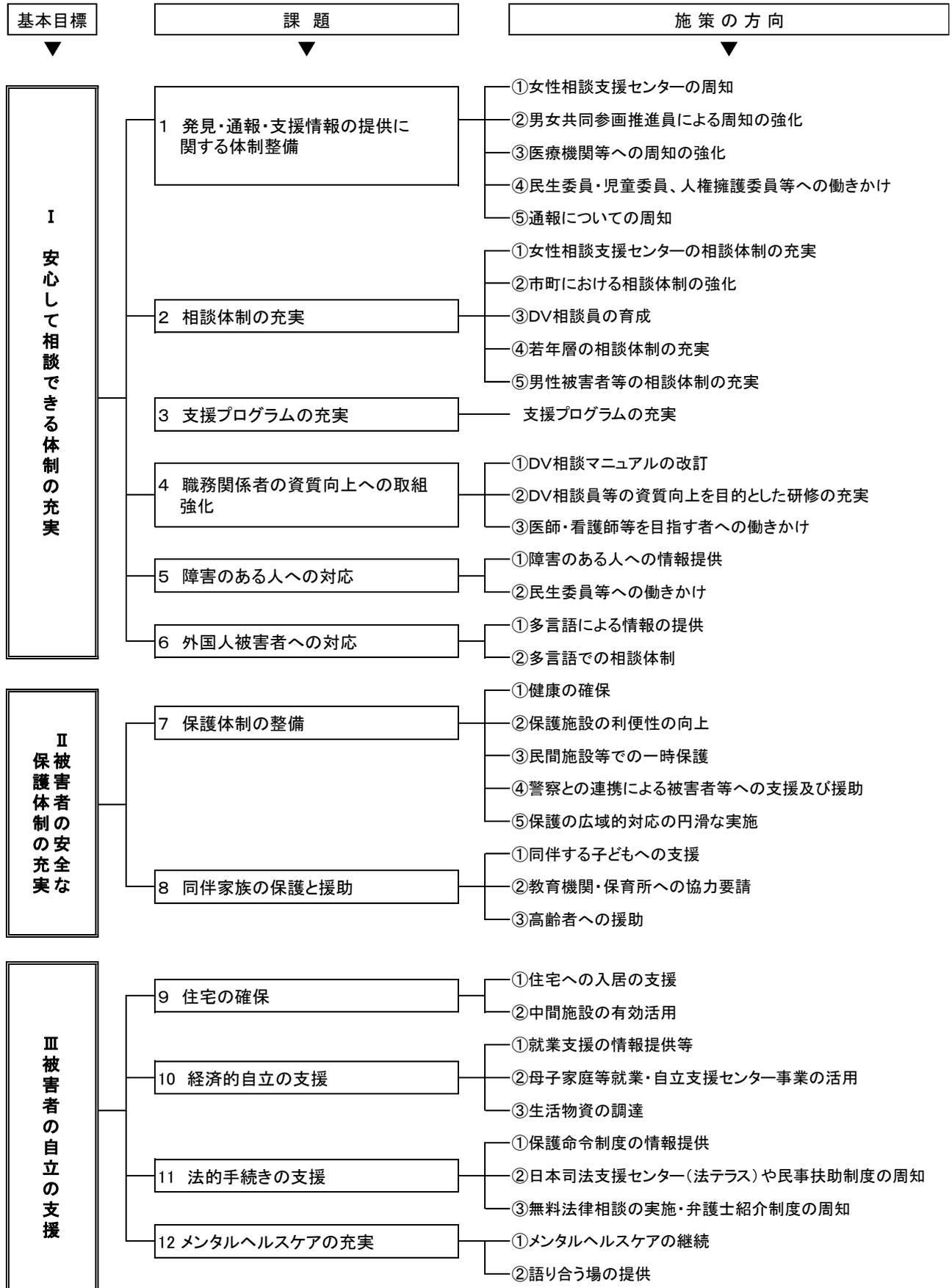
- (1) 配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であること。
- (2) 被害者の人権や被害者本人の意思は尊重されるべきものであること。
- (3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の適切な保護は国及び地方公共団体の責務であること。

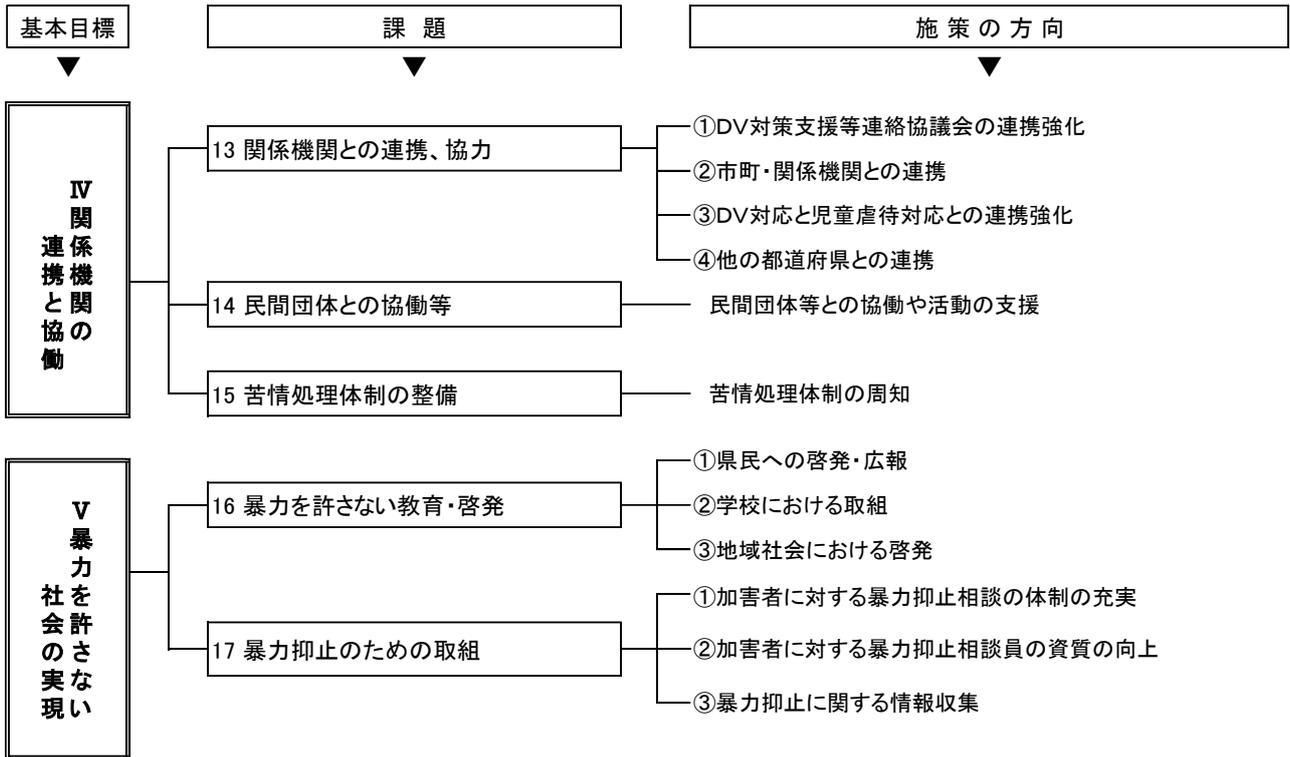
### 3 基本目標

配偶者からの暴力防止及び被害者の適切な保護を図るため、配偶者から暴力を受けたことによる、その深刻な事態や被害者が持つ恐怖や不安を被害者の立場に立って理解するとともに、相談から保護、自立までの、被害者のそれぞれの状況に応じた総合的な支援をするために、次のとおり基本目標を定めます。

- I 安心して相談できる体制の充実
- II 被害者の安全な保護体制の充実
- III 被害者の自立の支援
- IV 関係機関の連携と協働
- V 暴力を許さない社会の実現

# 基本計画の体系





## 第4章 基本計画の内容

### 基本目標Ⅰ 安心して相談できる体制の充実

配偶者からの暴力は、外部からその発見が困難な家庭内において行われるため、周囲が気付かないうちにエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特徴があります。

被害者は、加害者からの追跡の恐怖、経済的な問題、将来への不安等により精神的に不安定な状態にあることが多く、同伴家族も同様に心理的被害を受けていることも考えられます。

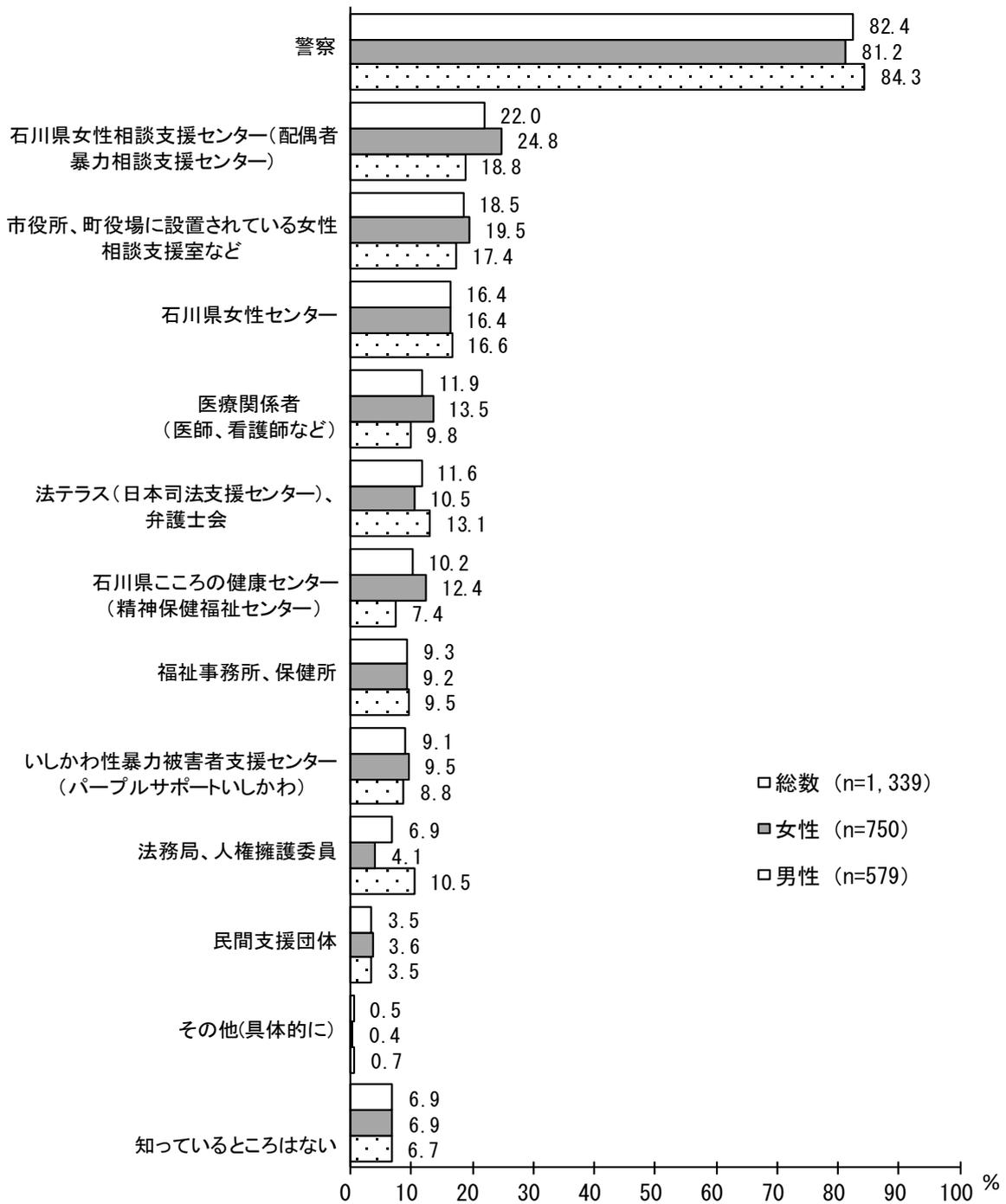
被害者や同伴家族の身の安全を確保し、被害者が安心して相談できる体制の充実が必要です。

また、相談の際の不適切な対応により、被害者が更なる被害（二次被害）を受けることのないよう、人権に配慮した適切な対応を図っていかねばなりません。

#### <参考>相談機関等の周知状況

「警察」(82.4%)が最も多く、次いで「石川県女性相談支援センター（配偶者暴力相談支援センター）」(22.0%)、「市役所、町役場に設置されている女性相談支援室など」(18.5%)の順となっています。

問 DVや性暴力を受けたとき、相談できる機関や関係者であなたが既に知っていたものをすべて教えてください。(複数回答)



出典：「男女共同参画に関する県民意識調査」(令和2年度)(石川県男女共同参画課)

## 【課題1】発見・通報・支援情報の提供に関する体制整備

### 《現状と課題》

被害者の保護を図るため、広く社会からの情報を求めることが必要であり、配偶者暴力防止法では「配偶者からの暴力を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない」（第6条）とされています。

また、医師その他の医療関係者（歯科医師、保健師、助産師、看護師等）が配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときには、その者の意思を尊重した上で、配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができることを定めており、平成21年度には、医療機関等における被害者対応マニュアルを作成・配布し、日常業務を行う中で配偶者からの暴力の被害者を発見しやすい立場にある医師や看護師等から、被害者に関するより適切な通報や情報提供がされるよう努めてきたところです。

しかしながら、配偶者からの暴力は家庭内で行われることが多く、外部から発見することが困難である上、被害者自身も家庭や学校や職場の事情、加害者からの報復への警戒等様々な理由から、外部に支援を求めることを長期間ためらったり、支援を求めても加害者のもとへ戻ることを繰り返したりする傾向があることから、本県では女性相談支援センターの機能について、市町や医療機関等へ周知を図り被害者への情報提供についての協力を依頼してきました。

また、交際相手からの暴力（いわゆるデートDV）を受けている場合だけでなく、DVが起こっている家庭にしながら、子どもが周囲に助けを求められない場合もあり、子どもの様子に気づき適切に対応することが必要でもあることから、若年層に対する予防・啓発は非常に大切です。そのため、子どもに身近な教職員にDVについての専門知識を深めてもらうために「若年層向け『DV予防啓発指導者用手引き』」を作成・配付し、生徒からデートDVに関する相談や、家庭におけるDVに関する相談を受けた際の対応の仕方及び相談機関等についても周知します。

加えて、女性相談支援センターは、これまで被害者への情報提供の取組を進めてきましたが、今回の「男女共同参画に関する県民意識調査」（令和2年度）によると、『知っている相談機関』の周知度は、「警察」と答えた人が82.4%と最も多く、次いで「女性相談支援センター」が22.0%でした。女性相談支援センターは、被害が深刻になる前に発見し、暴力に苦しむ被害者が安心して相談することができるよう努めています。また、被害者に適切な支援情報を届けるため、引き続き市町や関係機関等と連携し、被害者への情報提供や、相談機関の周知等きめ細やかな支援情報の提供を一層進める必要があります。

### 《施策の方向》

#### ①女性相談支援センターの周知

「女性相談支援センター」の周知が進んでいないことから、暴力防止の啓発とともにあらゆる機会において相談機関の周知に努めます。

#### ②男女共同参画推進員による周知の強化

地域に根ざした活動を行っている男女共同参画推進員による情報提供などの働きかけを行います。

### ③医療機関等への周知の強化

配偶者からの暴力の被害者を発見しやすい立場にある医師や看護師等から、被害者に関するより適切な通報や情報提供がされるよう周知に努めます。

### ④民生委員・児童委員、人権擁護委員等への働きかけ

地域に根ざした活動を行っている民生委員・児童委員や人権擁護委員等に対し、被害の早期発見、被害者への適切な情報提供、支援機関への橋渡しの必要性を改めて認識してもらうために、DV対策支援等連絡協議会や研修会等での周知を行うほか、チラシ・パンフレット等を活用した一層の働きかけを行います。

### ⑤通報についての周知

県民に対し、社会全体の理解が得られ適切な通報が行われるよう一層の周知を図ります。

また、学校や保育所等において、子どもの様子から家庭の中で起きている暴力に気づき、関係機関等への情報提供、相談などが容易にできるよう適切な通報についての周知を図ります。

## 【課題2】相談体制の充実

### 《現状と課題》

本県では被害者に対して、配偶者暴力防止法の制定を契機として、平成13年度に女性のための専門相談電話「DVホットライン」を設置したほか、平成14年度には女性相談支援センターを開設し、警察等と協力・連携して被害者の相談や支援を積極的に行っています。また、一時保護について、24時間対応可能な体制で当たっています。

県ではこれまで、女性相談支援センター等の相談員に対して、各種の研修を重ね資質の向上に努めるとともに、平成14年度にDV相談マニュアル「配偶者からの暴力に苦しむ被害者のための支援の手引き」を作成し、平成20年度には、法改正に伴う内容の改訂を行うなどの相談体制の充実を図ってきました。

心理的に複雑な問題を抱えた被害者一人ひとりの状況に適した対応ができるよう一層の相談体制の充実が必要であり、被害者の相談・保護・自立支援を行う配偶者暴力相談支援センターは、県内に2ヶ所設置されているものの、利用者の利便性を考えると、県民のより身近に存在することが望ましいです。

### 《施策の方向》

#### ①女性相談支援センターの相談体制の充実

被害者からの相談に適切に対応するため、女性相談支援センターでは十分なケース検討等を実施するとともに、相談員等には専門の知識や経験が必要とされることから、専門性を発揮し、一層、適切な対応ができるような体制を確保するほか、研修の充実等により、相談員等の育成と資質向上に取り組めます。

## ②市町における相談体制の強化

平成19年の配偶者暴力防止法の改正により、市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務となりました。現在、県内市町では金沢市が設置しています。

今後、住民に最も身近な相談窓口である市町における相談体制の充実や、保護命令申立など被害者の状況に応じた適切な支援をより迅速に行うため、配偶者暴力相談支援センター設置に向けて積極的に働きかけるとともに、設置を検討する市町に助言や情報提供等の支援を行います。

また、当該市町の住民以外からの相談が寄せられた場合にも円滑な支援ができるよう、あらかじめ近隣の市町間で連携が図られるよう努めます。

## ③DV相談員の育成

市町における配偶者暴力相談支援センターの設置や、DV相談窓口の開設において、DVの専門知識を持つ人材を相談員として確保することが必要です。そこで県ではDV相談員育成のための研修会を実施し、専門知識を持つ相談員を育成し、市町におけるDV相談員の設置を促進します。

## ④若年層の相談体制の充実

生徒にとって身近な教職員などに、生徒からの相談を受けた際の対応や相談機関等DVについての専門知識を深めてもらうことで、若年層の相談体制の充実を図ります。

## ⑤男性被害者等の相談体制の充実

配偶者からの暴力には、女性から男性に対する暴力も存在し、性別は限定されません。

女性相談支援センターやこころの健康センターでは男性被害者や性的少数者<sup>(※4)</sup>からの相談にも応じており、今後も相談窓口を広く周知するとともに、関係機関との連携を強化し男性被害者や性的少数者が相談しやすい体制の充実を図ります。

(※4) 性的少数者

同性愛者や両性愛者のほか、生物学的な性（からだの性）と性の自己意識（こころの性）が一致しない性同一性障害者のこと。

## 【課題3】支援プログラムの充実

### 《現状と課題》

女性相談支援センターでは被害者の立場に立ち、ともに問題解決を図る努力をしています。被害者一人ひとりに対して担当者を決め、直面するさまざまな事情を考慮して、被害者がより良い選択ができるような支援プログラムの提供に努めています。

また、支援プログラムの内容は、自立するまでの過程において、被害者が置かれた状況に応じたきめ細かなものにする必要があります。

## 《施策の方向》

### 支援プログラムの充実

女性相談支援センターは被害者の支援に関する各種情報の収集に努め、関係機関との必要なネットワークを構築するなど、被害者の希望に沿った支援プログラムの提供ができるよう一層の充実を図るとともに、一時保護所を退所した被害者が生活基盤を確立するまでの間、利用することができる中間施設の入居者に対してもニーズに沿った支援プログラムを提供します。

## 【課題4】職務関係者の資質向上への取組強化

### 《現状と課題》

被害者が自身の問題解決を図ろうとするときに、被害者の保護や捜査、裁判等に職務上関係ある者からの二次被害が生じることがあるともいわれていることから、これまで、看護師などを中心とした医療関係者や、市町DV相談窓口担当者、相談員、福祉担当者等に対する研修を実施してきました。

被害者が二次被害を受けることなく安心して相談等ができるよう、職務関係者（※）などの一層の資質向上が必要となります。

※職務関係者とは、被害者の相談、保護、捜査、裁判等において職務上関係のある者をいい、女性相談支援センターの職員、市町担当職員、児童相談所職員、医療関係者、警察官、検察官、裁判官等を指します。また、被害者と同居する子どもが通学する学校の教職員や、通所する保育所の職員も職務関係者にあたります。

## 《施策の方向》

### ①DV相談マニュアルの改訂

平成14年度に作成し、平成20年度に改訂したDV相談マニュアル「配偶者からの暴力に苦しむ被害者のための支援の手引き」を配偶者暴力防止法の改正及び当計画の改定に伴い改訂します。

### ②DV相談員等の資質向上を目的とした研修の充実

職務関係者が、多様で複雑化している配偶者からの暴力の特徴や被害者の心情を理解して、被害者の立場に立った支援を行えるよう、また、不適切な対応や言動によって二次被害を引き起こさないよう研修の機会を充実させるとともに、警察等の司法関係者なども含めた、支援関係機関、民間団体等に対しても研修等の参加を促します。

また、基礎的な知識を学ぶ初任者研修や、外部オブザーバーを招いての事例検討（ケースカンファレンス）を実施します。

### ③医師・看護師等を目指す者への働きかけ

医師や看護師等になろうとする者にとっては、職務上、配偶者からの暴力についての知識は必要となることから、県内の医師・保健師・助産師・看護師等の学校・養成所に対する、リーフレット等の配布や研修会の参加の働きかけを行い、配偶者からの暴力についての理解を深めてもらうよう働きかけます。

## 【課題5】障害のある人への対応

### 《現状と課題》

障害のある人にとっては、交通、建築物等による物理的な障壁や点字や手話サービスの欠如等による情報面の障壁などの問題があります。

物理的な障壁については、平成17年度に保護施設の居室にベッドを配置するなど障壁の解消に向けた取組を行ったほか、施設をバリアフリー化する改修工事を行いました。

情報面の障壁については、障害のある被害者に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する情報を適切に届けることが必要です。

### 《施策の方向》

#### ①障害のある人への情報提供

点字広報やテレビ広報などを活用し、一層の情報提供に努めます。

#### ②民生委員等への働きかけ

障害のある人にとっては地域の見守りが大切と考えられるので、一層の配慮について民生委員等に働きかけていきます。

## 【課題6】外国人被害者への対応

### 《現状と課題》

女性相談支援センターでは相談や支援を行うにあたって、被害者の国籍等に配慮して相談を受けることを心がけています。

しかしながら言語や生活習慣、考え方の違いにより被害者の状況を十分把握できなかったり、被害者に支援情報がうまく届かないことが考えられます。

このことから、平成17年度には女性相談支援センターのパンフレットを多言語（中国語・韓国語・ポルトガル語・タガログ語・英語）で作成し配布しました。

また今後も、外国人被害者の置かれた状況を的確に把握し、対応できるよう備えていく必要があります。

### 《施策の方向》

#### ①多言語による情報の提供

施策の概要や施設の利用方法などについて、引き続き多言語で情報が提供できるよう努めます。

## ②多言語での相談体制

日本語での会話が不自由な外国人被害者に対して、相談や支援を受けやすい環境の整備と専門用語に対応できる通訳の確保ができるよう努めます。

## 基本目標Ⅱ 被害者の安全な保護体制の充実

平成 20 年の配偶者暴力防止法改正において、被害者の緊急時における安全確保は配偶者暴力相談支援センターの業務であることと明記されたことから、被害者や同伴する家族の一時保護を、一時保護施設において実施しています。

また、配偶者からの身体に対する暴力を受けた被害者が、更なる身体に対する暴力を受けることによりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがある場合には、裁判所が加害者に対し、「被害者への接近等の禁止」、「被害者の子への接近等の禁止」又は「被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去」等を内容とする「保護命令」を発令し、これに違反した場合には刑事制裁を加えることで、被害者の生命又は身体の安全を確保しようとする保護命令制度が整えられています。(制度の概要は資料編に記載)

配偶者からの暴力が行われた場合、重要なことは被害者や同伴家族の身の安全を確保することです。心身ともに傷ついた被害者や同伴家族を加害者と隔離し、保護する体制の一層の充実が必要です。

### 【課題 7】保護体制の整備

#### 《現状と課題》

女性相談支援センターでは被害者の一時保護を 24 時間体制で実施しており、警察においても被害者等の一時避難等の措置をとるなど、女性相談支援センターとの連携を密にとりながら適切な対応に努めています。

保護体制の整備として、平成 17 年度には入所者が安心して過ごせるように、個室の居室を増築するなど施設の整備を行いました。関係機関の連携を一層強化して被害者の安全を確保したうえで、被害者一人ひとりの事情によりきめ細かく対応できるような保護体制を整える必要があります。

#### 《施策の方向》

##### ①健康の確保

被害者の心身の健康状態に応じた適切な医療が受けられるよう、医療機関等との連携を図ります。

##### ②保護施設の利便性の向上

入所者が安心して過ごせるよう、必要な整備を行います。

##### ③民間施設等での一時保護

被害者本人の状況や同伴者の有無等の特別な事情がある場合には、民間施設等での一時保護の委託に配慮します。

##### ④警察との連携による被害者等への支援及び援助

警察と連携し、状況に応じた被害者等の安全確保を行います。

## ⑤保護の広域的対応の円滑な実施

加害者の追跡から逃れるため、被害者を県外施設で保護する場合もあることから、保護の実施責任を明確にした上で、必要な情報の共有や被害者の移送など県域を越えた県外施設との広域的な連携に努めます。

また、警察においても、被害者の移送先を管轄する都道府県警察へ連絡するなど、連携した被害者の安全確保に努めます。

## 【課題8】 同伴家族の保護と援助

### 《現状と課題》

配偶者からの暴力を避けるため、被害者とともに家族が逃げ出す場合があります。

「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」（平成16年法律第30号）において、子どもの前で配偶者に対する暴力が行われること等、直接子どもに対して向けられた行為ではなくても、子どもに著しい心理的外傷を与えるものであれば児童虐待に含まれることが明確にされました。子どもは、表面に現れなくても心理的に深く傷ついている場合があります。そのため、個々の状況に応じて継続的な心のケアが必要です。

女性相談支援センターでは、同伴する子どもに対しては被虐待児の可能性があると認識を持って児童相談所と連携したサポートを実施しています。

一方、被害者の同伴家族（親など）が成人女性である場合は、被害者として、同様に一時保護を行います。

児童相談所はもとより、高齢者福祉施設を利用するための関係機関との連携をより深め、同伴家族に対する保護と援助を一層充実する必要があります。

### 《施策の方向》

#### ①同伴する子どもへの支援

一時保護所に保護されるような、深刻な配偶者からの暴力の被害者が同伴する子どもは特に「児童虐待」が疑われ、心に傷を負っている可能性が高いため、被害の早期発見・早期介入に向けた支援が適切に実施されるよう、女性相談支援センターと児童相談所とが連携し、被害者や子ども自身の意向を尊重しつつ、心のケアを含めた適切な支援を行うよう努めます。

また、一時保護所を退所した、被害者と同伴する子どもが安定した生活を送れるように、女性相談支援センターは、情報の提供などにより児童相談所が引き続き適切な支援を行うことができるよう努めています。（P43参照）

#### ②教育機関・保育所への協力要請

同伴する子どもの就学・保育等は極めて重要であり、教育委員会や学校から教材の提供や指導方法の教示等の支援を受けつつ、適切な学習や保育の機会の確保に努めるほか、被害者及びその同伴する子どもの置かれた状況に関する情報管理などについて、教育機関や保育所に対し一層の理解と協力を求めています。

### ③高齢者への援助

高齢の被害者や同伴高齢者の状況によっては、市町の職権により特別養護老人ホーム等へ入所することも考えられることから、施設の協力が得られるよう連携・協力体制づくりに努めます。

## 基本目標Ⅲ 被害者の自立の支援

被害者の中には自立の目処が得られないため、加害者のいる家にとどまったり、一旦支援を求めても、再び帰ることを選ばざるを得ない人もいるため、自立の意思がある被害者に対してその実現のための支援が必要となります。

配偶者暴力防止法では女性相談支援センターの業務として「被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと」（第3条第3項第4号）と規定されています。

また、「国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する」（第2条）と規定されており、県と市町とが連携し施策の充実を図る必要があります。

女性相談支援センターでは、自立に向けて必要な手続きの際に同行するなど被害者の意向を尊重した支援を行っています。しかし、複雑な事情を抱えた被害者が自立し新たな生活が送れるようになるまでには様々な問題が存在しています。そうした様々な問題について、女性相談支援センターは、被害者の意向を確認しながら自立に向けた支援にとともに取り組む必要があります。

### 【課題9】住宅の確保

#### 《現状と課題》

加害者から身を隠しながら自立に向け住宅を確保したり、適当な保証人を得たりすることは、被害者にとっては大変困難なことです。

このことから、本県では平成20年度から一定の要件を満たすDV被害者に対する県営住宅の目的外使用<sup>(※5)</sup>を実施し、また、入居に際して被害者への優遇措置を講じて住宅の確保に向けた支援を行っていますが、まだ十分とは言えず、一層の支援策が必要です。

また、住宅が確保されても生活の場としての設備や備品が必要であり、そのための経済的な問題や、将来への不安など心理的な問題を抱えたまま、新しい生活に移らなければならないことが多いと考えられることから、平成18年度より、一時保護所を退所した被害者が生活基盤を確立するまでの間、女性相談支援センターの支援を継続して受けながら生活していくことができる中間施設を確保しています。

(※5) 県営住宅の目的外使用

配偶者からの暴力被害によって公募による入居を待つことができないといった緊急を迫られる事情があり、なおかつ住宅の確保が困難な者に対し県営住宅を提供すること。

#### 《施策の方向》

##### ①住宅への入居の支援

公営住宅への入居の際の優遇措置を更に充実するよう努め、市町営住宅の入居の際に被害者とその家族を対象とした優遇措置を実施するよう、市町に協力を要請します。

また、福祉の公的支援制度の利用により、住宅の確保ができるよう情報提供を行います。

## ②中間施設の有効活用

住宅の確保が困難な被害者が、女性相談支援センターの支援を受けながら自立に向けた準備ができるよう確保している中間施設の十分な活用を図るとともに、被害者が社会から孤立しないように継続的な支援を実施します。

## 【課題 1 0】経済的自立の支援

### 《現状と課題》

女性相談支援センターでは経済的自立を目指す被害者に対して、利用可能な既存の各種制度についての情報や、被害者の状況に応じた就業についての情報を提供し、助言を行っています。

平成 18 年度からは一時保護中等の被害者の経済的自立に向け、就職活動などをする際の保育を実施しています。また、企業や各種団体等の協力を得て、生活物資の給付を行っています。

被害者の自立のため、被害者一人一人の状況に応じた就業支援を引き続き推進することが必要です。

### 《施策の方向》

#### ①就業支援の情報提供等

公共職業安定所の就職情報や職業訓練制度などの情報提供に努め、適切な助言を行うなど支援の充実を図ります。

被害者が就業活動等を行う場合において、同伴する子どもの保育を実施し、早期の自立を促します。

#### ②母子家庭等就業・自立支援センター事業の活用

子どものいる被害者については、母子家庭等就業・自立支援センター事業の就業相談や、公益財団法人石川県母子寡婦福祉連合会の無料職業紹介事業等の積極的な活用を促していきます。

#### ③生活物資の調達

企業や各種団体の協力を得て、自立して生活するために必要な物資が調達できるシステムの拡大に努めます。

## 【課題 1 1】法的手続きの支援

### 《現状と課題》

配偶者暴力防止法に基づく保護命令制度の活用を図るとともに、被害者が抱える離婚、子どもの養育費等の金銭的な問題等を解決するため、法的支援について支援を行うことが必要です。

平成 19 年の配偶者暴力防止法の改正で、被害者の親族、支援者にも保護命令が発せられるようになり、また、保護命令が発出された場合、申立書に配偶者暴力相談支援センターに相談した記載があるときは、裁判所から配偶者暴力相談支援センターにそのことを通知することとなっています。

さらに平成 25 年の法改正では、保護命令の対象が「生活の本拠を共にする交際相手」にまで拡大されたため、その周知が必要です。

## 《施策の方向》

### ①保護命令制度の情報提供

被害者が保護命令制度を円滑に利用できるよう、配偶者暴力相談支援センター等において保護命令制度の周知等に努めます。また、配偶者暴力防止法の改正による保護命令対象者の拡大についてリーフレット等で情報提供を行います。

### ②日本司法支援センター（法テラス）や民事扶助制度の周知

経済的理由のため弁護士や裁判所の費用を払うことが困難な人のために、日本司法センターの民事扶助制度など、被害者が司法手続きをすすめる上で支援となる制度の周知に努めます。

### ③無料法律相談の実施・弁護士紹介制度の周知

金沢弁護士会と連携し、男女共同参画週間における無料法律相談として「女性の権利 110 番」を実施するほか、被害者の希望に応じた精通分野の弁護士を紹介する弁護士紹介制度についての周知に努めます。

#### ※日本司法支援センター（法テラス）

総合法律支援法（平成 16 年 6 月公布）に基づき、司法制度をより利用しやすくし、法律サービスの提供を身近に受けられるようにする目的で設立された独立行政法人。

#### ※民事扶助制度

経済的に困っている人が、法的トラブルにあった時に無料で法律相談を行い、弁護士・司法書士の費用の立て替えを行う（代理援助、書類作成援助）制度で、援助を受けるためには、収入が一定以下であるなどの条件を満たす必要があります。

## 【課題 1 2】メンタルヘルスケアの充実

### 《現状と課題》

被害者は繰り返される暴力の中で心に傷を負い、加害者からの追及による恐怖や将来への不安等により精神的に不安定な状態となることがあります。そのため自立した社会生活を営むことが可能になっても、精神的ダメージが長期にわたって心身に様々な影響を及ぼすことがあります。

そこで、平成 18 年度から被害者が同様の経験を持つ者と語り合う場（ピア・トーク）を提供しています。また、女性相談支援センターでは社会的に自立したあとでも、被害者からの相談に適切に対応するよう努めています。

被害者が一日も早く心身ともに健康で社会生活が送れるようになるための、一層の支援が必要です。

## 《施策の方向》

### ①メンタルヘルスケアの継続

女性相談支援センターにおいて実施している被害者に対する精神的・心理的ケアや助言を、自立後も継続して実施します。

### ②語り合う場の提供

被害者にとって、同様の経験を持つ者との語り合い（ピア・トーク）や支援者を交えての語り合いが、自立の励みになることもあると考えられることから、引き続き経験者同士などが語り合う場を提供し被害者支援を行います。

## 基本目標Ⅳ 関係機関の連携と協働

配偶者からの暴力は単一の機関のみで解決策を見出すことが困難です。

「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和元年法律第46号）においては、配偶者暴力防止法についても改正がなされ、「配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする」（第9条）と定められました。

様々な事情を抱えた被害者の状況に合わせて、関係機関が有機的に連携して対応することが必要です。

### 【課題13】関係機関との連携、協力

#### 《現状と課題》

本県では関係の47機関・団体が「DV対策支援等連絡協議会」を組織し、定期的に協議し、相互の連携を図っています。また、小委員会を設け、被害者の立場に立った支援のあり方や問題点を協議するなど連携、協力を努めています。

関係機関が配偶者からの暴力問題に対する理解を深め適切な対応ができるよう、さらに協力体制を強化していく必要があります。

なお、平成19年の配偶者暴力防止法の改正により、配偶者からの暴力防止・被害者保護のための施策に関する基本計画の策定が市町の努力義務とされ、令和元年度には県内のすべての市町で基本計画が策定されました。県と市町は地方公共団体としての責務を果たすため、情報交換し連携して問題解決に当たる必要があります。

また、性犯罪・性暴力の被害者をワンストップで総合的に支援する「いしかわ性暴力被害者支援センター（パープルサポートいしかわ）」を平成29年10月に開設し、性暴力被害者への支援体制を強化しています。

#### 《施策の方向》

##### ①DV対策支援等連絡協議会の連携強化

問題の協議や事例検討を行うなど連携の一層の強化を図ります。

##### ②市町・関係機関との連携

配偶者暴力防止法の趣旨を踏まえ、会議等様々な機会をとらえて、市町との連携の強化を図るとともに、市町の基本計画の改定時には、地域の実情に応じた充実した計画内容となるよう必要な助言、支援等を行います。

また、性暴力を受けたDV被害者に対しては、パープルサポートいしかわと連携し、被害者の心情に寄り添いながら、相談や医療的な支援、カウンセリングなどの必要な支援を行います。

### ③DV対応と児童虐待対応との連携強化

DVと児童虐待が重複して発生している可能性があることを踏まえ、要保護児童対策地域協議会の活用などにより、児童相談所と女性相談支援センターにおける連携の一層の強化を図ります。

### ④他の都道府県との連携

配偶者からの暴力の問題を解決するためには、被害者が他県への移動を希望する場合の連絡調整など都道府県の広域連携も重要です。

加害者からの追跡を避け、被害者の安全の確保を図るため、他の都道府県で保護を行う場合は、他の都道府県と連携を図り対応します。

## 【課題14】民間団体との協働等

### 《現状と課題》

民間の支援団体の中には被害者保護のための豊富なノウハウを有している団体もあり、弁護士会や医師会等の理解と協力は被害者の保護、自立支援を図るうえで重要です。

被害者の多様な状況に対応するためには、民間団体との協働や活動の支援をしていく必要があります。

### 《施策の方向》

#### 民間団体等との協働や活動の支援

被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体等との連携を図りながら事業を共催するなどの協働に努めます。

また、民間の団体等に対して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資する情報の提供や、研修への参加を働きかけたり、DV対策支援等連絡協議会において意見交換の場を設けるなどの支援に努めます。

## 【課題15】苦情処理体制の整備

### 《現状と課題》

本県では男女共同参画推進条例に基づき平成14年4月に男女共同参画苦情処理機関を設置しました。男女共同参画苦情処理機関では、行政から独立した機関として苦情処理委員が、男女共同参画の推進に関連する施策や男女間の暴力的行為などの私人間の人権侵害事案に対する県民からの苦情等の申出を公平、中立な立場に立って処理します。

また、被害者の保護施設では平成17年度から苦情申し出窓口を設け入所者からの苦情解決に努めています。

制度の周知が不十分であることも考えられ、周知の徹底を図るとともに苦情に対しては適切に処理する必要があります。

## 《施策の方向》

### 苦情処理体制の周知

被害者の保護・支援にかかる職員の職務執行に関して、被害者から苦情の申出を受けた場合、関係機関において苦情処理が適切に行われるよう男女共同参画苦情処理機関を整備しており、機関の存在について、より一層の周知を図ります。

#### ※男女共同参画苦情処理機関の概要

##### ・取扱う事案

- ①県が実施する男女共同参画の推進に関する施策や男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する事案
- ②性別による差別的取扱い、セクシュアルハラスメント、男女間の暴力的行為など私人間の人権侵害事案で、直接具体的な被害や不利益などをこうむり、相手方に対し改善策を求めるもの。(県内で発生した事案のみ)

##### ・申し出ることができる人

- ①県内に住所を有する人
- ②県内に在勤、在学している人

##### ・処理方法

苦情処理委員が申出内容について必要な調査を行い、その結果、必要があると認めるときは県の施策については、助言、指導、勧告を、私人間の案件については、助言、是正の要望等を行います。

なお、女性への暴力やセクシュアルハラスメントなどの私人間の事案については、必要に応じて、女性相談支援センター等の関係機関に引き継ぐことがあります。

## 基本目標Ⅴ 暴力を許さない社会の実現

配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性です。これは個人的な問題ではなく、家庭や職場など社会における男女の固定的な役割分担、経済力の格差などわが国の男女が置かれている状況や、過去からの女性に対する差別意識に根ざした構造的な問題であると認識することが必要とされています。また、家庭内において行われるため潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向があります。

この犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である暴力を根絶するためには、家庭や学校教育などの場で、幼少時から命の大切さや他人を思いやる心を養う教育を行う必要があります。

また、加害者が暴力に頼らず対等な人間関係をつくることができるようにしていく必要もあります。

### 【課題16】暴力を許さない教育・啓発

#### 《現状と課題》

本県では、自他の人権を大切に、暴力を否定する意識の醸成を図るため、学校教育、社会教育、家庭教育等あらゆる場を通じて人権教育を実施しているところです。

配偶者からの暴力に対する施策の推進としては、啓発用リーフレットを県内に広く配布しています。

また、平成25年度からは国が定めた「女性に対する暴力をなくす運動」（11月12日～25日）を含む11月を「いしかわパープルリボンキャンペーン」の期間とし、県、市町、各種団体が協力し、一斉に啓発活動を実施しています。

このほか、平成25年度には、高校生に身近な教職員にもDVについての専門知識を深めってもらうため、「若年層向け『DV予防啓発指導者用手引き』」を作成し、翌年からは教員を対象とした研修を行っています。

加えて、高校生や大学生等を対象とした若年層向けDV予防啓発セミナーを平成29年度より実施しています。

しかしながら、配偶者からの暴力の背景には、未だに解消されていない女性差別意識等があり、その解消に向けた取組が必要です。

#### 《施策の方向》

##### ①県民への啓発・広報

「いしかわパープルリボンキャンペーン」等様々な機会をとらえて、効果的な手段により啓発・広報に努めます。その際には、加害を予防する観点にも配慮します。

##### ②学校における取組

配偶者からの暴力の防止には、若年層に対し、配偶者や交際相手からの暴力の問題について考える機会を積極的に提供することが有用であることから、若年層を対象とした啓発を引き続き推進します。

### ③地域社会における啓発

男女共同参画推進員の活動を通して、地域社会における草の根活動を広げます。

また、市町に対して、「いしかわパープルリボンキャンペーン」等の機会をとらえ、住民への啓発や広報を行うよう働きかけます。

## 【課題 17】暴力抑止のための取組

### 《現状と課題》

被害者を保護し自立のための支援を行っても、加害者が暴力から脱却できなければ、再び暴力が行われる危険性や新たな被害者を生み出してしまう可能性があります。

加害者が、暴力をふるうことは人権侵害であるということを理解し、暴力に頼らない人間関係を築くことができるようになるための取組が必要です。

本県ではこころの健康センターにおいて、加害者が自らの暴力の責任を負うとともに、暴力を抑止できるようになるための相談のほか、医師、専門カウンセラー等の専門機関等への紹介を行っています。

しかし、加害者更生や加害者の暴力抑止を図る各種教育プログラムは、その効果も含めて十分確立されていないため、加害者更生のための国の研究、他の都道府県及び関係機関の支援状況等について情報収集を行い、取組を推進していく必要があります。

### 《施策の方向》

#### ①加害者に対する暴力抑止相談の体制の充実

加害者に対する暴力抑止相談を通して、加害者が暴力を必要としない人間関係を構築できるよう、また、離婚や親権喪失などによる精神的な問題を受け入れることができるように働きかけていきます。

#### ②加害者に対する暴力抑止相談員の資質の向上

加害者の特徴を熟知した上で、加害者が更生するための相談に、適切に対応できるようにするため、相談員の資質向上に努めます。

#### ③暴力抑止に関する情報収集

国で行われている加害者更生のための指導方法の研究動向や、他の都道府県及び関係機関の暴力の抑止に関する取組の情報収集を行います。

# 石川県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護体制の概要

